

Fidelity World Attractive Dividend Stock Fund

フィデリティ・ワールド 好配当株・ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ



Fidelity World Attractive Dividend Stock Fund

フィデリティ・ワールド 好配当株・ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

※本書は、証券取引法第13条第2項第1号に基づき交付される目論見書（「交付目論見書」）です。

1. この投資信託説明書（交付目論見書）により行なうフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2005 年 11 月 4 日に関東財務局長に提出し、2005 年 11 月 20 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を 2006 年 3 月 17 日および 2006 年 9 月 20 日に関東財務局長に提出しております。
2. 証券取引法第 13 条第 2 項第 2 号に定める内容を記載した目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、投資家の請求があった場合に交付されます。当該請求を行なった場合は、投資家自らが当該請求を行なった旨を記録する必要があります。なお、本投資信託説明書（交付目論見書）は、請求目論見書が添付されております。
3. このファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としています。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。このファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。

交付目論見書

目 次

ファンドの概要

ファンドの概要	
ファンドの特色及び投資方針	
ファンドの仕組み	
投資対象ファンドの概要	
ファンドの運用体制	
過去の運用状況	
ファンドのリスク	
ご投資の手引き	
(1) お申込みについて	
(2) 収益の分配	
(3) ご換金について	
(4) 運用状況の報告	
費用と税金	

投資信託振替制度への移行について（お知らせ）

第一部 証券情報	1
(1) ファンドの名称	1
(2) 内国投資信託受益証券の形態等	1
(3) 発行(売出)価額の総額	1
(4) 発行(売出)価格	1
(5) 申込手数料	2
(6) 申込単位	3
(7) 申込期間	3
(8) 申込取扱場所	3
(9) 払込期日	3
(10) 払込取扱場所	3
(11) 振替機関に関する事項	4
(12) その他	4
第二部 ファンド情報	6
第1 ファンドの状況	6
1 ファンドの性格	6
(1) ファンドの目的及び基本的性格	6
(2) ファンドの仕組み	8
2 投資方針	11

(1) 投資方針	11
(2) 投資対象	17
(3) 運用体制	18
(4) 分配方針	22
(5) 投資制限	23
3 投資リスク	25
(1) 投資リスク	25
(2) 投資リスクの管理体制	26
(3) 販売会社に係る留意点	27
4 手数料等及び税金	28
(1) 申込手数料	28
(2) 換金(解約)手数料	28
(3) 信託報酬等	28
(4) その他の手数料等	29
(5) 課税上の取扱い	30
5 運用状況	32
(1) 投資状況	32
(2) 投資資産	32
(3) 運用実績	34
6 手続等の概要	35
7 管理及び運営の概要	38
第2 財務ハイライト情報	47
1 貸借対照表	48
2 損益及び剰余金計算書	49
3 注記表	50
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	52
第4 ファンドの詳細情報の項目	54
交付目論見書本文中で使用されている用語についてのご解説	55
信託約款（平成19年1月4日適用予定）の変更内容について	

ファンドの概要

詳細につきましては、目論見書本文の該当ページをご覧くださいませよう
ようお願い申し上げます。

ファンドの名称	フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド(注1)	—
ファンドの基本的性格	追加型株式投資信託(契約型)／ファンド・オブ・ファンズ(注2)	6ページ
ファンドの目的	主として、国内外の投資信託証券への投資を通じて、国内外の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。	6ページ
主な投資対象	主として、国内外の投資信託証券である投資対象ファンド(注3)への投資を通じて、国内外の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式に投資を行ないます。	③、6～7ページ
ベンチマーク	ベンチマーク(運用目標)は設けません。	—
主な投資制限	①投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。 ②外貨建資産への投資割合には制限を設けません。 ③同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。	23～24ページ
価格変動等のリスク	投資対象ファンドは、株式等の値動きのある証券(外国証券への投資については為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。従って、元本が保証されているものではありません。	⑨～⑩、25～27ページ
決算日	原則として、毎年3月20日、6月20日、9月20日および12月20日とします。 決算日に該当する日が休業日の場合、その翌営業日を決算日とします。(注4)	⑬、22、39ページ
信託期間	原則無期限です。(注5)	39ページ
お申込み日	原則いつでもお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。(注6)	⑪、3ページ
お申込み価額	取得申込受付日の翌営業日の基準価額	⑩～⑫、1～2ページ
お申込み単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	⑪、3ページ
お申込み手数料	販売会社がそれぞれ定める料率とします。ただし、3.15%(消費税等相当額抜き3.00%)を上限とします。(注7)	⑫、2～3ページ

ご換金	原則いつでもご換金のお申込みができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはご換金の受付は行ないません。(注6) 支払日は原則としてお申込み受付日より6営業日以降になります。	⑬~⑭、36~37ページ
ご換金価額	解約請求受付日の翌営業日の解約価額(注8)	⑭、36ページ
ご換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。	⑭、36ページ
信託財産留保額	基準価額の0.30%	⑮、28、36ページ
信託報酬	純資産総額に対し年率0.72975%(消費税等相当額抜き0.695%)(注7)(注9)	⑮、28~29ページ
投資信託約款の変更	ご投資家の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは投資信託約款を変更することができます。(注10)	40ページ
信託の終了	ファンドの残存口数が30億口を下回った場合、信託の終了がご投資家に有利であると認める場合その他やむを得ない事情が発生したときは、信託を終了することができます。(注11)	39~40ページ

当投資信託説明書(以下「目論見書」といいます。)に記載されている用語の解説については55~56ページもあわせてご参照ください。

注1：以下「ファンド」といいます。

注2：「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券(証券投資信託受益証券および証券投資法人の投資証券(マザー信託を除く。))に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

注3：投資対象ファンドは、2006年9月現在以下のとおりです。

- ーフィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)
- ーフィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- ーフィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- ーフィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
- ーフィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)

委託会社の判断により、投資対象ファンドの見直しを適宜行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

注4：ただし、最終決算日は信託の終了日となります。

注5：ただし、ファンドの残存口数が30億口を下回った場合等は、委託会社は信託を終了することができます。

注6：詳細については、販売会社までお問い合わせください。

注7：税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

注8：解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.30%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した額を解約価額とします。

注9：投資対象ファンドにおいても別途運用報酬等が課されます。

注10：投資信託約款を変更する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出たうえで行ないません。投資信託約款の変更事項が重大な場合には、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

注11：信託を終了する場合は、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出を行ない、これを公告し、かつ知られたるご投資家に対して書面を交付します。ただし、全てのご投資家に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

ファンドの特色及び投資方針

- 主として、国内外の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行います。
- 組入れる投資信託証券は、フィデリティ*が運用するファンドの中から選定します。
- 投資信託証券の組入れにあたっては、投資信託証券の中から、予想配当利回り、リスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイル等の定性・定量評価などを考慮して選択した投資対象ファンドに投資します。
- 組入れた投資対象ファンドは定期的にモニターを行ない、ファンド全体の予想配当利回り、リスク分散等を考慮し、組入れ比率の調整を行ないます。
- 投資対象ファンドは定性・定量評価に基づき適宜見直しを行ないます。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が、投資対象ファンドから除外されたり、新たに追加される場合があります。
- 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資対象ファンドが投資する資産には、ファンド運用開始時点においては、米国株式、英国株式(欧州を含む)、日本株式、オーストラリア株式、アジア・パシフィック株式が含まれます。
- ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断されるファンドを投資対象ファンドとして選別することにより、配当収入の確保、運用収益向上を図ります。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては前記のような運用ができない場合もあります。

*資本関係のないFidelity International Limited (FIL) およびFMR Corp.とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

ファンドの仕組み

フィデリティ・ ワールド好配当株・ファンド

投資

投資

投資

投資

投資

投資対象ファンド（2006年9月現在）

日本

フィデリティ・
日本配当成長株・
ファンド

（適格機関投資家専用）
（国内証券投資信託）

米国

フィデリティ・
USエクイティ・
インカム・ファンド

（適格機関投資家専用）
（国内証券投資信託）

英国 （含む欧州）

フィデリティ・
インカム・
プラス・ファンド

（英国籍証券投資法人）

アジア・オセアニア （含む日本）

フィデリティ・ファンズー
アジア・パシフィック・
グロース・アンド・
インカム・ファンド

（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

オーストラリア

フィデリティ・ファンズー
オーストラリア・
ファンド

（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

投資

投資

投資

投資

投資

日本
株式

米国
株式

英国
（含む欧州）
株式

アジア・
オセアニア
（含む日本）株式

オーストラリア
株式

投資対象ファンドの概要

●フィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)

主な投資対象	主に英国証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：フィデリティ・インベストメント・サービスズ・リミテッド(英国) 保管受託銀行：JPモルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド(英国)
投資目的	主に英国株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を投資対象として、配当収益および長期的な元本成長の双方を獲得することを目標とします。

●フィデリティ・ファンズーオーストラリア・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

主な投資対象	オーストラリアの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行：ブラウン・ブラザース・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エー
投資目的	オーストラリアの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目標とします。

●フィデリティ・ファンズーアジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

主な投資対象	アジア(日本を含みます。)、オーストラリアおよびニュージーランドの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社：フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行：ブラウン・ブラザース・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社：フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エー
投資目的	アジア(日本を含みます。)、オーストラリアおよびニュージーランドの証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当利回りが高い企業を主要投資対象とし、安定した配当収益の確保と元本の成長を目標とします。

●フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)

主な投資対象	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
マザーファンドの運用委託先	ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー(米国)
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている米国企業の株式等を主要な投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長も目指します。

●フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)

主な投資対象	フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている国内企業の株式等を主要な投資対象として、高水準の配当等収益の確保を図るとともに、長期的な元本成長も目指します。

ファンドの運用体制

ファンドの運用体制は以下のとおりです。

■ ファンドの運用プロセス

● 投資対象ファンドの選定

ファンドでは、投資対象ファンドの選定を、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行なっています。

ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、定性・定量の両面から、投資対象候補となるファンドの分析を行ないます。分析は運用担当者や運用チームとその投資哲学や運用スタンスおよび特徴・方向性についての定性的手法での分析、また過去の運用実績や運用スタイルについて定量的手法での分析を含みます。また、投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティ・グループ内のファンド分析および資産配分の情報も参考に用いることがあります。

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

またファンドの実際のポートフォリオは、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがファンドにとってより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更または一般的な組み入れを行なう可能性があります。

● 投資対象ファンドの配分(ポートフォリオの構築)

投資対象ファンドの配分および比率の決定(以下「ポートフォリオの構築」といいます。)についても、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行ないます。

また配分にあたっては、各市場における配当水準と共に、北米、欧州、アジア・パシフィックの3地域への配分のバランスも考慮し、特定地域への配分が極端に偏らないよう運用を行ないます。

ポートフォリオの構築にあたっては定量的分析と定性的判断を組み合わせ、投資対象ファンドの過去の運用実績または今後の予想、投資対象ファンド相互の相関関係を分析します。

● ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款、目論見書および管理会社取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自身の判断によってポートフォリオの内容を決定します。

- リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックします。

投資対象ファンドの運用体制は以下のとおりです。

■ フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ(自社のスタッフによる独自調査)体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FILと、関連会社であるフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ(FMR)が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用し、株式や債券の運用に活かしています。

<フィデリティの運用・調査体制>

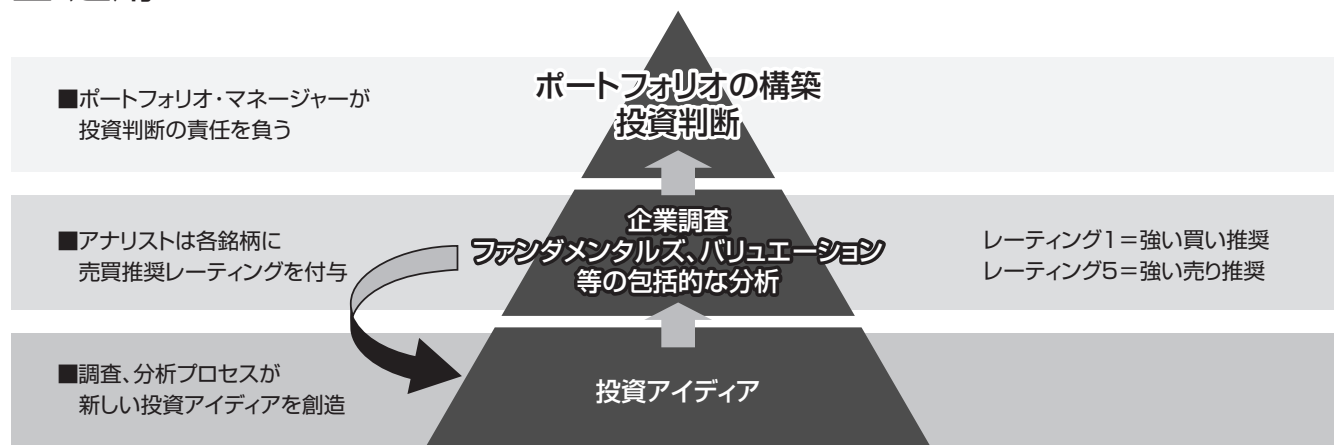
(単位：人)

拠 点		米 国	欧 州	日 本	アジア・ パシフィック	総 計
ポートフォリオ・ マネージャー	株式	89	39	18	17	163
	ハイ・イールド・ボンド	9	0	0	0	9
	投資適格債券	20	6	0	2	28
アナリスト	株式	172	71	30	26	299
	ハイ・イールド・ボンド	19	0	0	0	19
	投資適格債券	48	15	0	8	71
トレーダー	株式	39	11	7	9	66
	ハイ・イールド・ボンド	4	0	0	0	4
	投資適格債券	26	7	0	2	35
合 計		426	149	55	64	694

※上表中の数値は、将来変更となることがあります。

(2006年6月末日現在)

■ 運用プロセス



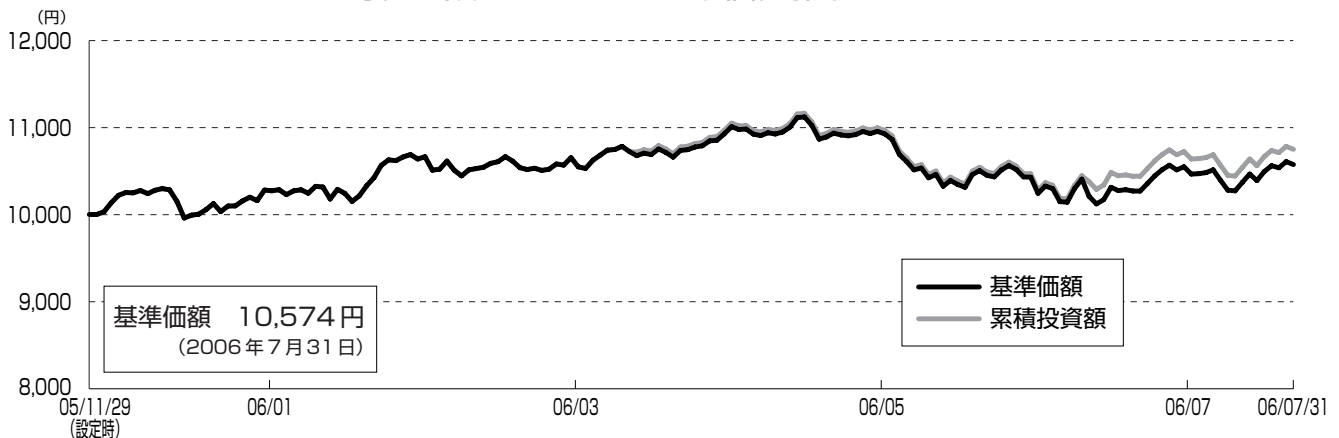
- *投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイデア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。
- *投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として配当利回りおよび長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

■ フィデリティのファンド調査体制と特徴

- フィデリティのファンド調査は、英国・米国の2拠点で行なわれています。それぞれの拠点で調査ファンドユニバースを構築し、定量的スクリーニング、定性的ファンド調査により、投資候補となるファンドの絞り込み、分析を行なっています。
- ファンドの調査においては、フィデリティの基本である「ボトム・アップ・アプローチ」（すなわち、綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと）の投資哲学を重視しています。
フィデリティのファンド調査の目的は、中長期的に良好な運用成績が期待されるファンドを探し出すことです。運用会社の体制から個別ファンドの運用状況にいたる様々な面を、定性・定量を含む多様なアプローチで調査・分析し、ファンドの運用力と運用の再現性を明らかにしています。

過去の運用状況

＜フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド 基準価額推移＞(2005年11月29日～2006年7月31日)



※過去の実績は、将来の収益を保証するものではありません。

※累積投資額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの収益分配金を再投資した実績評価額です。

※基準価額は信託報酬控除後のものです。

分配金推移

第1期	第2期	第3期
0円	40円	130円

累計 170円の分配実績

ファンドのリスク

(投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されておりません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

ファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動により基準価額は変動します。さらに投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益は全て受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

(イ) 証券投資信託の運用において想定されるリスク

- ◇ 有価証券(株式・債券等)の価格変動リスク: 基準価額は株価や債券価格などの市場価格の動きを反映して変動します。
- ◇ 為替リスク: 日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。
- ◇ カントリー・リスク: 海外の金融・証券市場に投資を行なう場合には、当該国・地

域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット(新興諸国市場)の場合には、特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レート of 大きな変動、外国への送金規制等)が想定されます。

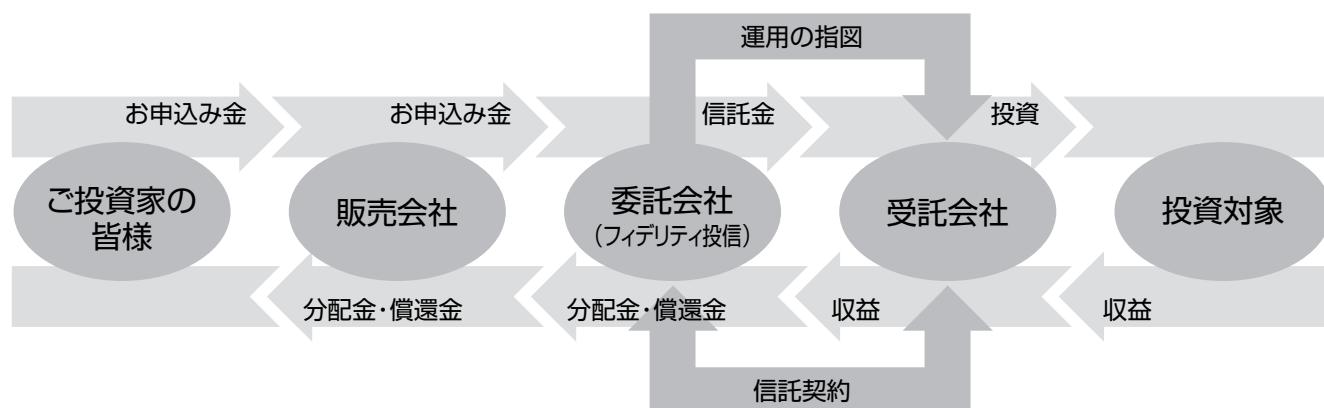
- ◇ **解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク**：解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。
- ◇ **信用リスク**：株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。
- ◇ **収益分配による基準価額の下落リスク**：ファンドの運用は、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的としておりますが、収益の分配により、基準価額が一時的に下落いたします。収益の分配対象額の範囲には、繰越分を含めた利子・配当収入の他、売買益(評価益を含みます。)も含まれるため、多額の分配を行なった場合、投資元本を下回って基準価額が下落する可能性があります。

なお、株価変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

(ロ) その他、ファンドおよび投資対象ファンドの運用において考えられるリスク

- ◇ **基準価額の変動リスクについて**：投資対象ファンドは、株式の組入比率を原則として高位に維持しますので、ファンドにおいては実質的な株式への投資割合は高水準となり株価変動の影響を大きく受けることが想定されます。
- ◇ **ボトム・アップ・アプローチについて**：投資対象ファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等が投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよび投資対象ファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市場全体やベンチマークの動きと大きく異なる場合も想定されます。
- ◇ **運用担当者の交代に関するリスク**：前述のファンドの運用方針中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2006年9月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していく上で、ファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティ・グループの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティ創立以来の原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

ご投資の手引き



(1) お申込みについて

(イ) お申込み取扱い場所

ファンドの販売会社において委託会社および販売会社の営業日にお申込みの受付を行ないます。

ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。(詳細については、販売会社にお問い合わせください。)

販売会社の詳細は下記にご照会ください。

フィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）

インターネットホームページ：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>

フリーコール：0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時）

(ロ) お申込み単位

お申込み単位は販売会社および販売会社の取扱いコースによって異なります。(ファンドのお申込みコースには、分配金をお受取りになる「一般コース」と分配金を自動的に再投資する「累積投資コース」があります。累積投資コースに関する記載については、同じ内容の異なる名称を含むものとします。)

詳細は委託会社のホームページ(アドレス:<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051〔受付時間:営業日の午前9時～午後5時〕)または販売会社までお問い合わせください。

(ハ) お申込み価額とお申込み手数料

■ お申込み価額(ファンドの発行価格)：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額をファンドの計算日における受益権総口数で除して得たものです。

基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

「計算日」とは基準価額が算出される日を示し、原則として委託会社の営業日です。

基準価額については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051〔受付時間：営業日の午前9時～午後5時〕）または販売会社までお問い合わせください。

また、原則として、翌日付の日本経済新聞（略称：「ワ好配当」）に掲載されます。

■ お申込み手数料：

お申込みには手数料がかかります。ただし3.15%（消費税等相当額抜き3.00%）を上限とします。

手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額です。

お申込み手数料については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051〔受付時間：営業日の午前9時～午後5時〕）または販売会社までお問い合わせください。

※ 税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

（二）お申込みの払込期日等

■ ファンドをお申込みの際は、取得申込受付日から起算して5営業日までに お申込み代金を販売会社にお支払いください。

なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までにお支払いください。

（ホ）その他のお申込みのご留意点

（a）お申込みのご留意点

■ ファンドのお申込みの際の手続き、受付時間等について：

お申込みの際は、販売会社の所定の方法に基づき行なってください。

なお、午後3時（半日営業日は午前11時）までにお申込みが行なわれたものを、当日のお申込み受付分とします。（受付時間は販売会社により異なることがあります。）この受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

■ お申込みの受付の停止：

委託会社は、ファンドの効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドのお申込みの受付を停止することおよび既に受付けたお申込みを取り消すことができます。

■ 累積投資コースにかかる「自動けいぞく投資約款」について：

ご投資家の皆様は、販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」*に基づく契約（自動けいぞく投資契約）を結んでいただきます。

* 販売会社によっては、同じ権利義務関係を規定する名称の異なる契約、または規定を用いていることがあり、上記の内容はこのような異なる名称の契約等にもあてはまります。

■ 受益証券の保護預りについて：

「一般コース」のご投資家が受益証券の保護預りをご希望される場合は、販売会社と保護預り契約を締結していただいたうえで保護預りとすることができます。「累積投資コース」の受益証券は全て保護預りとなり、受益証券をお引き出しすることはできません。

(b) 販売会社を通じた取得申込みについてのご留意点

- ご投資家の皆様の資金は、販売会社から委託会社に対して現実に払い込みがなされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。
- 収益分配金・一部解約金・償還金のお支払いは、全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対し支払った後は、ご投資家の皆様への支払についての責任を負いません。
- 委託会社は、販売会社(取次会社を含みます。)とは別の法人です。
- 委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(ご投資家の皆様のお申込み金額の預り等を含みます。)について責任を有しますが、互いに他については責任を有しません。
- 受益証券の交付は、全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、販売会社またはその指定する方に受益証券を交付しますが、その後のご投資家の皆様への交付については責任を負いません。なお、「累積投資コース」をお申込みのご投資家の受益証券は、全て販売会社による保護預りとなり、交付は行なわれませんのでご承知おきください。

(2) 収益の分配

(イ) 分配金について

原則として、毎年3月20日、6月20日、9月20日および12月20日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行ない、投資信託約款に定める「収益分配方針」に基づいて分配を行なう予定です。

(ロ) 支払い方法について

「累積投資コース」をご利用された場合:

分配金は、税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

「一般コース」をご利用された場合:

分配金は、税金を差し引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目からお支払いいたします。販売会社でお受取りください。

(3) ご換金について

(イ) ご換金の手続き

ご換金は「解約請求」として行なうことができます。

ご換金は、委託会社およびお申込みの販売会社の営業日に、お申込みの販売会社までご請求ください。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはご換金の請求の受付は行な

いません。

ご換金は、午後3時(半日営業日の場合は午前11時)までに請求が行なわれたものを当日のお申込み受付分とします。(受付時間は販売会社により異なることがあります。)この受付時間を過ぎてからのご換金請求は翌営業日の取扱いとなります。

(ロ)ご換金単位

ご換金単位は販売会社および販売会社の取扱いコースによって異なります。

詳細は委託会社のホームページ(アドレス:<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051〔受付時間:営業日の午前9時～午後5時〕)または販売会社までお問い合わせください。

(ハ)ご換金の手数料とご換金の価額

ご換金にあたっては、手数料はかかりませんが、信託財産留保額を負担していただきます。

ご換金の際の価額は、解約価額とします。

解約価額とは、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額(基準価額に0.30%を乗じて得た額)を控除した額をいいます。

解約価額=基準価額-(基準価額×0.30%)

実際にお受取りの価額は、ご投資家の皆様により異なります。

解約価額が個別元本を上回った場合:その超過額に所得税、地方税率を乗じて得た額を差し引いた額

解約価額が個別元本を下回った場合:解約価額

(二)ご換金代金のお支払い時期

ご換金代金は、原則としてご投資家の皆様のご換金請求を受付けた日から起算して、6営業日目から販売会社でお支払いします。

(ホ)ご換金の留意点

(a)ご換金の受付の中止

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、ご換金請求の受付を中止することおよび既に受付けたご換金請求の受付を取消すことができます。ご換金請求の受付が中止された場合には、ご投資家の皆様はご換金請求を撤回することができます。撤回しない場合は、委託会社にご換金請求の中止解除した後の最初の基準価額の計算日に、この請求を受付けたものとして計算を行ないます。

(b)投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、大口のご換金を制限することがあります。

(4)運用状況の報告

毎年6月および12月に到来する計算期間終了後に期間中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況を記載した「運用報告書」を作成し、お買付けいただいた販売会社からあらかじめお申出いただいたご住所にお届けいたします。

費用と税金

ご投資家にお申込みからご換金までの間にご負担いただく費用・税金は次のとおりです。

■ お申込み時、収益分配時、ご換金時等にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費用・税金
お申込み時	お申込み手数料	3.15% (消費税等相当額抜き3.00%) を上限とします。 (詳細については、販売会社にお問い合わせください。)
収益分配時	所得税および地方税	普通分配金 (注1) に対し10% (所得税7%、地方税3%) (注2)
ご換金時 (解約の場合)	信託財産留保額 (注4)	基準価額に対し0.30%
	所得税および地方税	ご投資家の個別元本 (注3) 超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%) (注2) (注4)
償還時	所得税および地方税	ご投資家の個別元本超過額に対し10% (所得税7%、地方税3%) (注2)

(注1) ご投資家が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本と同額または上回っている場合には、当該収益分配金の全額が「普通分配金」となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該ご投資家の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が「特別分配金」、残りの金額が「普通分配金」となります。「特別分配金」は元本の払い戻しにあたるものとして課税されません。この場合、当該ご投資家の個別元本から当該特別分配金を控除した額がその後の当該ご投資家の個別元本となります。

(注2) 2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われる収益分配金 (解約・償還差益を含みます。) 等につきましては、源泉税率は個人のご投資家については10% (所得税7%、地方税3%)、法人のご投資家については7% (所得税) となります。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は個人のご投資家については20% (所得税15%、地方税5%)、法人のご投資家については15% (所得税) となることが予定されております。

(注3) 個別元本とは、ご投資家毎の信託時の受益証券の価額等 (申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。) をいいます。ご投資家が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該ご投資家が追加信託を行なうつご投資家の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、受益証券を保護預りとししない場合、記名式受益証券の場合、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合、「累積投資コース」と「一般コース」の両コースで取得する場合には、それぞれ別に個別元本の算出が行なわれる場合があります。

(注4) 信託財産留保額とは、引き続きファンドを保有されるご投資家と途中で解約されるご投資家との公平に資するため、解約されるご投資家の基準価額からあらかじめ差し引いて投資信託財産中に留保する金額をいいます。

※ 税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

■ 間接的にご負担いただく (投資信託財産が支払う) 費用・税金

時期	項目	費用・税金	
毎日	信託報酬	総額	純資産総額に対して 年率0.72975% (消費税等相当額抜き0.695%)
		配分	委託会社 純資産総額に対して 年率0.04725% (消費税等相当額抜き0.045%)
			販売会社 純資産総額に対して 年率0.6615% (消費税等相当額抜き0.63%)
			受託会社 純資産総額に対して 年率0.021% (消費税等相当額抜き0.02%)

※ 上記のほか、①ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用、②外貨建資産の保管費用、③借入金の利息、融資枠の設定に要する費用、④投資信託財産に関する租税、⑤信託事務の処理に要する諸費用、⑥受託会社の立替えた立替金の利息を投資信託財産でご負担いただきます。

※ その他、委託会社は下記の諸費用等の支払をファンドのために行ない、かつその支払を投資信託財産から受けることができます。

①受益証券の管理事務に関連する費用、②有価証券届出書、有価証券報告書、臨時報告書、目論見書、投資信託約款、運用報告書、投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷、交付、提出、届出に係る費用、③ご投資家に対する公告費用、④ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

※ 委託会社は、純資産総額に対して年率0.10%を上限とする率 (ただし変更される場合があります。) を毎日乗じて得た額を上記の諸費用等の支払の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、投資信託財産より受領することができます。

※ 税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬その他の費用が別途課されるため、ファンドにおいては、合計で年率1.35%±0.10% (消費税等相当額抜き) の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2006年9月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

投資信託振替制度への移行について(お知らせ)

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

- ・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成 20 年 1 月以降も継続されます。

ファンドは、平成 19 年 1 月 4 日より、投資信託振替制度への移行を予定しており、移行後のファンドの受益権は「社債等の振替に関する法律」の規定の適用を受けることとします。

政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め、以下「社振法」といいます。

振替受益権について

平成 19 年 1 月 4 日より、ファンドの受益権は社振法の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、フィデリティ投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)があらかじめこのファンドの受益権を取り扱うことに同意した振替機関およびこの振替機関に係る口座管理機関(以下、「振替機関等」という場合があります。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)

ファンドの受益権は、本交付目論見書の「第一部 証券情報 (11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則に従って取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

既に発行された受益証券の振替受益権化について

委託会社は、本交付目論見書の「第二部 ファンド情報 第 1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1) 資産管理等の概要」中の「6. 投資信託約款の変更(注)」に記載の手続きにより、投資信託約款の変更を行なう予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとします。

原則としてファンドの平成 18 年 12 月 29 日現在の全ての受益権 を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。

ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後、当該申請を行なうものとします。

受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。

振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券(当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。)は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。

また、委託会社は、受益者を代理してこのファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

詳しくは後述の「信託約款(平成 19 年 1 月 4 日適用予定)の変更内容について」をご覧ください。

以上

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド（以下「ファンド」といいます。）

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

ファンドは契約型の追加型株式投資信託です。

受益証券は原則として無記名式ですが、受益者の請求により無記名式から記名式への変更、また記名式から無記名式への変更を行なうことが可能です。ただし、フィデリティ投信株式会社（以下「委託会社」といいます。）の指定する証券会社（外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（以下、証券会社と総称して「販売会社」といいます。販売会社については後記「（8）申込取扱場所」をご参照ください。）と「自動けいぞく投資契約」（名称の如何を問わず、収益分配金の再投資を内容とする販売会社との同種の契約を含みます。以下同じ。）を締結して取得した受益者の受益証券については全て無記名式とします。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受ける予定であり、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

発行価額の総額とは受益証券1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額をいいます。

上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方税相当額（以下「消費税等相当額」といいます。）は含まれません。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益証券1口当たりの純資産額です。（「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。）

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5

時)) または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、ファンドは、「ワ好配当」として略称で掲載されています。)

(5) 【申込手数料】

申込手数料率は3.15% (消費税等相当額抜き 3.00%) を超えないものとします。

申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>) をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120 - 00 - 8051 (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)) または販売会社までお問い合わせください。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、累積投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の受益証券の販売価格は取得申込受付日(各計算期間終了日)の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。) で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内に償還となった証券投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託にあっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヶ月以内における受益証券の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払いを行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内に販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益証券の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

償還乗換えおよび換金乗換の取扱い等についての詳細は、各販売会社にお問い合わせ

合わせください。

(6) 【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、累積投資コースに基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(7) 【申込期間】

2005年11月30日(水曜日)から2007年3月20日(火曜日)まで

お申込みの受付は、委託会社および販売会社の営業日に行ないます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。(詳細については販売会社にお問い合わせください。)

なお、継続募集期間中の受益証券の取得申込みの受付は午後3時までとしますが、わが国の証券取引所が半休日となる場合の受付は午前11時までとします。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますのでご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとします。

(8) 【申込取扱場所】

申込取扱場所の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間：営業日の午前9時～午後5時))または販売会社までお問い合わせください。申込取扱場所は原則として販売会社の本支店等とします。

(9) 【払込期日】

取得申込者は、取得申込受付日から起算して5営業日までに申込代金をお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

当該取得申込受付日における発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、販売会社から、委託会社の口座を経由して、受託会社のファンド口座に払込まれます。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より投資信託振替制度(「振替制度」と称する場合があります。)に移行する予定であり、振替受益権に係る各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

原則として申込取扱場所と同じです。なお、申込取扱場所の詳細については、委

託会社のホームページ（アドレス：
<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会
社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））ま
たは販売会社までお問い合わせください。

（11）【振替機関に関する事項】

該当ありません。なお、ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移
行する予定であり、その場合の振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

（12）【その他】

ファンドの受益証券の取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、取得申
込みを行なってください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判
断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他や
むを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受
付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取り消すことができます。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する
「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支
払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、累積投資コー
スであっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが
可能な場合があります。また、累積投資コースを取扱う販売会社が自動けいぞく投
資契約に基づく定時定額購入サービス（名称の如何を問わず同種の契約を含みま
す。）を取扱う場合があります。販売会社によりお取扱いが可能なコース等が異な
る場合がありますので、ご注意ください。

累積投資コースを利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で自動けいぞ
く投資契約に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、
販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務
関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約ま
たは規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、自動けいぞく投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込
者は、販売会社との間でファンドの受益証券の定時定額購入サービスに関する取り
決めを行なって頂きます。

ファンドの受益証券につき保護預りを利用する場合には、取得申込者と販売会社
との間で、保護預りに関する契約が締結する必要があります。累積投資コースをご
利用の場合、受益証券は全て保護預りとさせていただきます。

お申込み金額には利息はつきません。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドの受益証券は米国証券取引委員会（SEC）に登録されていないため、米国にお住まいの方、または米国の住所をお使いになる方向けに販売するものではありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

（参考）

投資信託振替制度とは、

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

振替制度に移行すると

- ・原則として受益証券を保有することはできなくなります。
- ・受益証券を発行しませんので、盗難や紛失のリスクが削減されます。
- ・ファンドの設定、解約等における決済リスクが削減されます。
- ・振替口座簿に記録されますので、受益権の所在が明確になります。
- ・非課税などの税制優遇措置が平成20年1月以降も継続されます。

既発行受益証券の振替受益権化について

委託会社は、「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 7 管理及び運営の概要 (1)資産管理等の概要 6.投資信託約款の変更（注）」の手続きにより投資信託約款の変更を行なう予定であり、この投資信託約款の変更が成立した場合、受益者を代理してファンドの受益権を振替受入簿に記載または記録することを申請することができるものとし、原則としてファンドの平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預りではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託会社が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託会社は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、販売会社に当該申請の手続きを委任することができます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

ファンドは、以下の投資信託証券（以下、総称して「投資対象ファンド」といいます。）*への投資を通じて、主として、国内外の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

* 投資対象ファンドは、2006年9月現在以下のとおりです。

- フィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ・オーストラリア・ファンド
(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・グロース・アンド・
インカム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）
- フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド
(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
- フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)
(国内証券投資信託)

委託会社の判断により、投資対象ファンドの見直しを適宜行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、当該限度額を増額することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは、追加型証券投資信託で、「ファンド・オブ・ファンズ」に属するものです。

「ファンド・オブ・ファンズ」とは、社団法人投資信託協会が定める分類方法において、「主として投資信託証券（証券投資信託受益証券および証券投資法人の投資証券（マザー信託を除く。））に投資するもの」として分類されるファンドをいいます。

ファンドの特色

- 主として、国内外の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

- 組入れる投資信託証券はフィデリティ*が運用するファンドの中から選定します。
- 投資信託証券の組入れにあたっては、投資信託証券の中から、予想配当利回り、リスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイル等の定性・定量評価などを考慮して選択した投資対象ファンドに投資します。
- 組入れた投資対象ファンドは定期的にモニターを行ない、ファンド全体の予想配当利回り、リスク分散等を考慮し、組入れ比率の調整を行ないます。
- 投資対象ファンドは定性・定量評価に基づき適宜見直しを行ないます。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が、投資対象ファンドから除外されたり、新たに追加される場合があります。
- 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

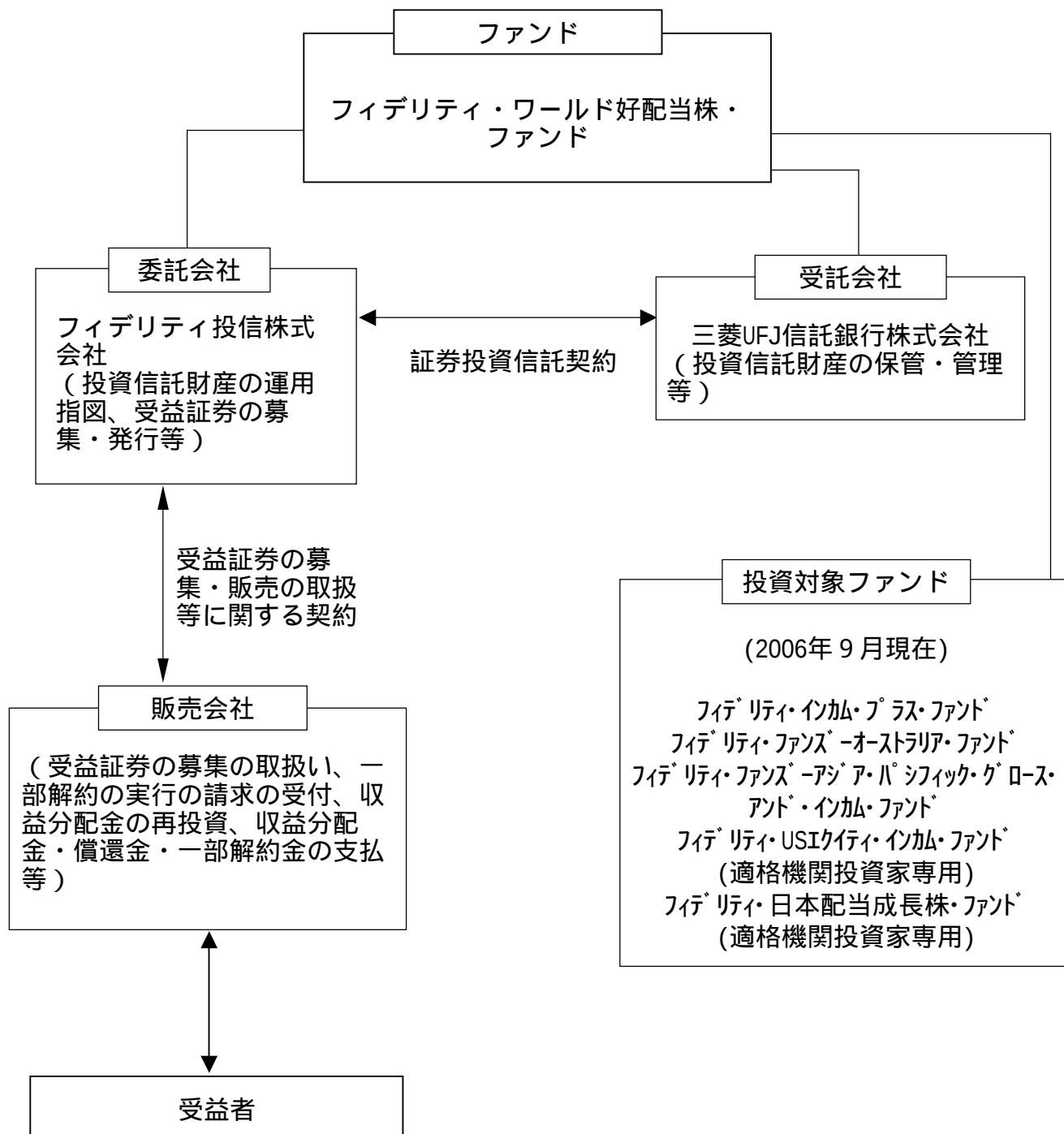
資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

- * 資本関係のないFidelity International LimitedおよびFMR Corp.とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

(2) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

ファンドの仕組みは以下の図のとおりです。



委託会社およびファンドの関係法人

委託会社およびファンドの関係法人は以下のとおりです。

(a) 委託会社：フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社との信託契約の締結・解約の実行、受益証券の募集・発行、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証券の議決権等の行使、投資信託財産の計算（受益証券の基準価額の計算）、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算（受益証券の基準価額の計算）、受益証券の認証、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第26条第1項に基づき、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第4条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、利害関係人に対する業務の委託については、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合に行なうものとし、この場合、投資信託財産を害するおそれがないと認められる場合とは、利害関係人に対する業務の委託に係る条件が市場水準等に照らし公正と認められる条件である場合をいいます。

(c) 販売会社：

ファンドの販売会社として、受益証券の募集の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、受益証券の保護預り、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

委託会社の概況

(a) 資本金の額 金10億円（2006年7月末日現在）

(b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・エミル・ヨハン・バルク

(c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号
城山トラストタワー

(d) 沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立
1987年 投資顧問業の登録
同年 投資一任業務の認可取得
1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会
社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

(e) 大株主の状況

(2006年7月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャ パン・ホールディン グス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番1 号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

- 委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、フィデリティ・インターナショナル・リミテッド（FIL）の実質的な子会社です。FILは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。
- FILの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ（FMR）は1946年にボストンで設立され、現在では米国有数^{*}の投資信託会社となっています。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* 「ストラテジック・インサイト」2005年9月末の調査結果によるものです。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

- (a) 主として、国内外の証券取引所に上場されている株式を主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。
- (b) 投資信託証券への投資は、原則として、高位を維持します。
- (c) 投資信託証券の中から、予想配当利回り、リスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイル等の定性・定量評価などを考慮して選択した投資対象ファンドに投資します。
- (d) 組入れた投資対象ファンドは定期的にモニターを行ない、ファンド全体の予想配当利回り、リスク分散等を考慮し、組入れ比率の調整を行ないます。
- (e) 投資対象ファンドは定性・定量評価に基づき適宜見直しを行ないます。この際、投資対象ファンドとして指定されていた投資信託証券が、投資対象ファンドから除外されたり、新たに追加される場合があります。
- (f) 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- (g) 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

ファンドのベンチマーク

ファンドはベンチマークを設けておりません。

運用方針

- ファンドは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。
- 投資対象ファンドへの投資を通じて、実質的に主として国内外の証券取引所に上場（これに準ずるものを含みます。）されている株式に投資を行ない、配当収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。
- 投資対象ファンドが投資する資産には、ファンド運用開始時点においては、米国株式、英国株式（欧州を含む）、日本株式、オーストラリア株式、アジア・パシフィック株式が含まれます。
- また配分にあたっては、各市場における配当水準と共に、北米、欧州、アジア・パシフィックの3地域への配分のバランスも考慮し、特定地域への配分が極端に偏らないよう運用を行ないます。
- ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断されるファンドを投資対象ファンドとして選別することにより、配当収入の確保、運用収益向上を図ります。
- 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。
- なお、資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合もあります。
- * 投資対象ファンドは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、投資対象ファンド以外の投資信託証券に投資することがあります。

投資対象ファンドの概要(2006年9月現在)

(a) フィデリティ・インカム・プラス・ファンド(英国籍証券投資法人)

ファンド名	フィデリティ・インカム・プラス・ファンド
英文名	Fidelity Income Plus Fund
設定形態	英国籍証券投資法人 / オープンエンド型 / 英ポンド建て
主な投資対象	主に英国証券取引所に上場(これに準じるものを含みます。)されている企業の株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: フィデリティ・インベストメント・サービスズ・リミテッド(英国) 保管受託銀行: J P モルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド(英国)
投資目的	主に英国株式(普通株式、優先株式、転換社債、社債を含みます。)を投資対象として、配当収益および長期的な元本成長の双方を獲得することを目標とします。
主な投資制限	・ ファンドは債券以外の譲渡可能でかつ議決権のない有価証券を、当該発行体の発行総額の10%以上保有することはできません。 ・ ファンドは、単一の発行体の債券に関して発行総額の10%以上を保有することはできません。 ・ ファンドは他の共有持分型投資信託に対して、当該共有持分型投資信託の残高の10%以上を保有することはできません。 ・ ファンドは不動産もしくは動産への投資を行なうことはできません。
申込手数料	かかりません。
費用	管理報酬: 1 %
決算日	毎年2月末日、5月31日、8月31日、11月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益の全てについて分配を行なう方針です。

注) 管理報酬は1%となっておりますが、代行手数料相当分である0.5%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。また、当ファンドの大口入出金につきましては、手数料(信託財産留保金と同様、当ファンドに留保されるもの。)が課せられる場合があります。

(b) フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド
英文名	Fidelity Funds – Australia Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (S I C A V) / オープンエンド型 / 豪ドル建て
主な投資対象	オーストラリアの証券取引所に上場 (これに準じるものを含まず。) されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ) 保管受託銀行: ブラウン・ブラザース・ハリマン (ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社: フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エー
投資目的	オーストラリアの証券取引所に上場 (これに準じるものを含まず。) されている株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目標とします。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。一時的な場合には投資証券の買戻しを目的とするものが含まれ、借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは純資産総額の5%以内で他のオープンエンド型の共有持分型投資信託に投資できます。
申込手数料	かかりません。
費用	管理報酬: 1.5%
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益の全てについて分配を行なう方針です。

注) 管理報酬は1.5%となっておりますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。また、当ファンドの大口入出金につきましては、手数料 (信託財産留保金と同様、当ファンドに留保されるもの。) が課せられる場合があります。

(c) フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド
英文名	Fidelity Funds - Asia Pacific Growth & Income Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (S I C A V) / オープンエンド型 / 米ドル建て
主な投資対象	アジア (日本を含みます。)、オーストラリアおよびニュージーランドの証券取引所に上場 (これに準じるものを含みます。) されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: フィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ) 保管受託銀行: ブラウン・ブラザース・ハリマン (ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社: フィデリティ・インベストメンツ・ルクセンブルグ・エス・エー
投資目的	アジア (日本を含みます。)、オーストラリアおよびニュージーランドの証券取引所に上場 (これに準じるものを含みます。) されている企業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当利回りが高い企業を主要投資対象とし、安定した配当収益の確保と元本の成長を目標とします。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。一時的な場合には投資証券の買戻しを目的とするものが含まれ、借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは純資産総額の5%以内で他のオープンエンド型の共有持分型投資信託に投資できます。
申込手数料	かかりません。
費用	管理報酬: 1.5%
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益の全てについて分配を行なう方針です。

注) 管理報酬は1.5%となっておりますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。また、当ファンドの大口入出金につきましては、手数料 (信託財産留保金と同様、当ファンドに留保されるもの。) が課せられる場合があります。

(d) フィデリティ・ＵＳ エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

ファンド名	フィデリティ・ＵＳ エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・ＵＳ エクイティ・インカム・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの運用指図は、ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー（米国）に委託いたします。
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主として米国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている米国企業の株式等を主要な投資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的な元本成長も目指します。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含む）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.756%（消費税等相当額抜き 0.72%）
決算日	毎年3月10日、6月10日、9月10日、12月10日（初回決算日：2005年6月10日）
分配方針	1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 2．収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 3．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

(e) フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

ファンド名	フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社：フィデリティ投信株式会社
投資目的	マザーファンドへの投資を通じて、主としてわが国の証券取引所に上場（これに準じるものを含みます。）されている国内企業の株式等を主要な投資対象として、高水準の配当等収益の確保を図るとともに、長期的な元本成長も目指します。
主な投資制限	株式への実質投資割合には制限を設けません。 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがあるものを含む）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
申込手数料	かかりません。
信託報酬	純資産総額に対し年率0.567%（消費税等相当額抜き 0.54%）
決算日	毎年1月10日、4月10日、7月10日、10月10日（初回決算日：2006年1月10日）
分配方針	1．分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。 2．収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。 3．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

(2) 【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

(a) 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- 1．有価証券
- 2．有価証券指数等先物取引に係る権利
- 3．有価証券オプション取引に係る権利
- 4．外国市場証券先物取引に係る権利
- 5．有価証券店頭オプション取引に係る権利
- 6．金銭債権
- 7．約束手形（証券取引法第2条第1項第8号に掲げるものを除きます。）
- 8．金利、通貨の価格その他の指標の数値としてあらかじめ当事者間で約定された数値と将来の一定の時期における現実の当該指標の数値の差に基づいて算出される金銭の授受を約する取引またはこれに類似する取引であって、投資信託法施行規則で定めるものに係る権利のうち、次に掲げるもの
 - スワップ取引
 - 金利先渡取引
 - 為替先渡取引
- 9．金銭を信託する信託の受益権（1．に該当するものを除きます。）

(b) 次に掲げる特定資産以外の資産

- 1．外国有価証券市場において行なわれる有価証券先物取引と類似の取引に係る権利
- 2．為替手形
- 3．抵当証券

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主として投資対象ファンドおよび次の有価証券に投資することを指図します。

- 1．国債証券
- 2．短期社債等（社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条の2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債および農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。）
- 3．コマーシャル・ペーパー
- 4．外国または外国法人の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 5．投資信託または外国投資信託の受益証券（証券取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
- 6．投資証券または外国投資証券（証券取引法第2条第1項第7号の2で定めるものをいいます。）
- 7．外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、１．および２．の証券または証書、４．の証券または証書のうち１．または２．の証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、５．の証券および６．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

前記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託
- ３．コール・ローン
- ４．手形割引市場において売買される手形
- ５．抵当証券

その他の投資対象

- １．投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けるとの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって担保の受入れが必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- ２．外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引を行なうことを指図することができます。
- ３．投資信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

(3) 【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシフィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行しています。

フィデリティの企業調査

- フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス・リサーチ（自社のスタッフによる独自調査）体制を有しており、世界主要拠点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の調査・分析にあたっては、FILと、関連会社であるフィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ（FMR）が、世界主要拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制

(単位：人)

拠点		米国	欧州	日本	アジア・パシフィック	総計
ポートフォリオ・マネージャー	株式	89	39	18	17	163
	ハイ・イールド・ボンド	9	0	0	0	9
	投資適格債券	20	6	0	2	28
アナリスト	株式	172	71	30	26	299
	ハイ・イールド・ボンド	19	0	0	0	19
	投資適格債券	48	15	0	8	71
トレーダー	株式	39	11	7	9	66
	ハイ・イールド・ボンド	4	0	0	0	4
	投資適格債券	26	7	0	2	35
合計		426	149	55	64	694

上表中の数値は、将来変更となることがあります。

(2006年6月末日現在)

フィデリティの企業調査の特徴

(フィデリティの基本 = 「ボトム・アップ・アプローチ」 - 綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと)

フィデリティの調査の目的：

中長期的な成長力を持った企業を探し出すことにあります。中長期的な成長のエンジンとなる競争力のメカニズムを多面的なアプローチによって、調査を行なっています。

フィデリティの調査体制の特徴：

世界の調査部隊を7つのセクターに分けて、グローバルなチームによる調査を行っており、これによって、グローバルな視点で、調査対象企業の競争力分析が容易となります。

多面的な調査：

フィデリティは、調査対象企業の情報のみで投資判断を下さず、グローバルな競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先からも情報収集を行ない、より広くかつ客観的な情報をもとに、収益予測を行ない、投資判断を行なっています。

長期間にわたってファンドを運用していく上で、運用担当者が交代となることがありますが、フィデリティの企業調査情報を活用する体制ならびにフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありません。

フィデリティのファンド調査体制と特徴

フィデリティのファンド調査は、英国・米国の2拠点で行なわれています。それぞれの拠点で調査ファンドユニバースを構築し、定量的スクリーニング、定性

的ファンド調査により、投資候補となるファンドの絞り込み、分析を行なっています。

ファンドの調査においてもフィデリティの基本である「ボトム・アップ・アプローチ」（すなわち、綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと）の投資哲学を重視しています。

フィデリティのファンド調査の目的は、中長期的に良好な運用成績が期待されるファンドを探し出すことです。運用会社の体制から個別ファンドの運用状況にいたる様々な面を、定性・定量を含む多様なアプローチで調査・分析し、ファンドの運用力と運用の再現性を明らかにしています。

ファンドの運用プロセス

- 投資対象ファンドの選定

ファンドでは、投資対象ファンドの選定を、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行なっています。

ファンドのポートフォリオ・マネージャーは、定性・定量の両面から、投資対象候補となるファンドの分析を行ないます。分析は運用担当者や運用チームとその投資哲学や運用スタンスおよび特徴・方向性についての定性的手法での分析、また過去の運用実績や運用スタイルについて定量的手法での分析を含みます。また、投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティ内のファンド分析および資産配分の情報も参考に用いることがあります。

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

またファンドの実際のポートフォリオは、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがファンドにとってより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更または一時的な組み入れを行なう可能性があります。

- 投資対象ファンドの配分（ポートフォリオの構築）

投資対象ファンドの配分および比率の決定（以下「ポートフォリオの構築」といいます。）についても、投資対象ファンドおよび投資対象ファンドの主たる投資対象資産の予想配当利回り、想定される中期的な価格変動リスク、投資対象ファンド間の相関および投資対象ファンドの主たる投資対象資産間の相関を考慮して行ないます。

また配分にあたっては、各市場における配当水準と共に、北米、欧州、アジア・パシフィックの3地域への配分のバランスも考慮し、特定地域への配分が極端に偏らないよう運用を行ないます。

ポートフォリオの構築にあたっては定量的分析と定性的判断を組み合わせ、投資対象ファンドの過去の運用実績または今後の予想、投資対象ファンド相互の相関関係を分析します。

- ポートフォリオ・マネージャーは、投資信託約款、目論見書および管理会社取締役会決議等に記載された運用の遵守条件をもとに投資戦略を策定し、自

身の判断によってポートフォリオの内容を決定します。

- リスク管理および投資行動のチェックは、運用部門から独立したコンプライアンス部門が担当し、定期的なモニタリングの結果をポートフォリオ・マネージャーにフィードバックします。

投資対象ファンドの運用

投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。

- 投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として配当利回りおよび長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要金融拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 投資対象ファンドにおいては、ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行なうことによりリスク分散を図ります。
- 投資対象ファンドの運用プロセス

投資アイディア

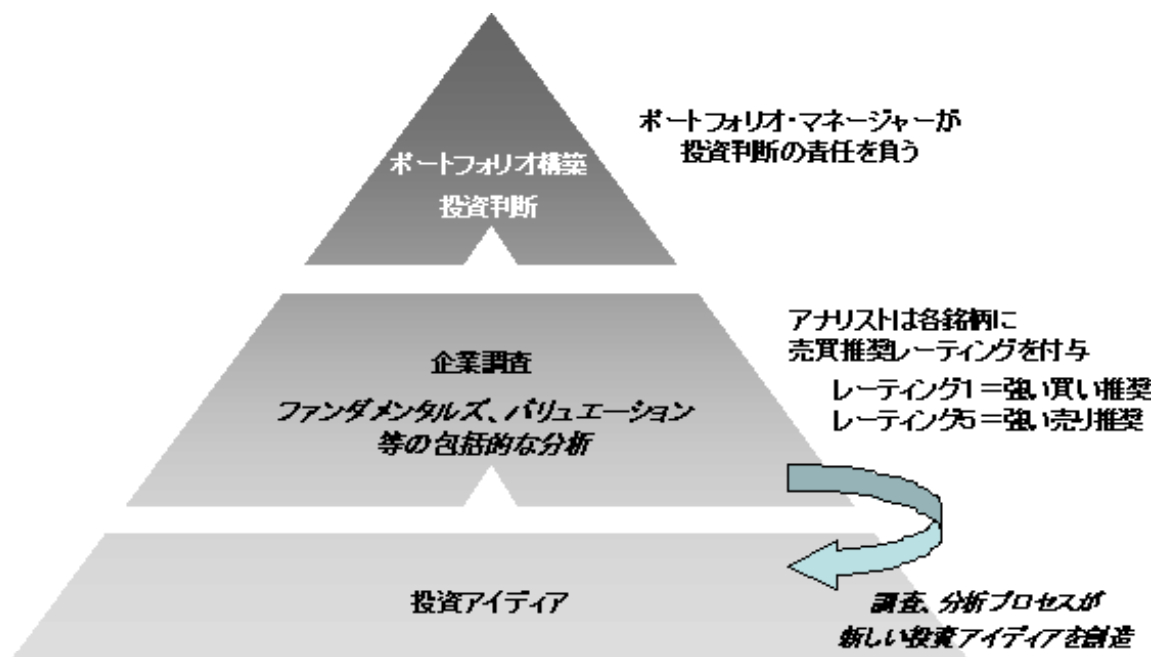
アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイディアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材では、最高経営責任者（CEO）から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ち、さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価（レーティング）を付与します。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。



運用体制に関する社内規則

ファンドおよび投資対象ファンドの運用の指図にあたりましては、各運用会社は、「受益者即ち投資家本位に徹する」ことを基本としております。長期投資の観点に基づいた運用を行ない、有価証券市場の激化要因となる運用を行なうことを厳禁しております。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則毎年3月20日、6月20日、9月20日、12月20日。同日が休日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

なお、第1期の計算期末は2005年12月20日（同日が休業日の場合は、翌営業日）です。ただし、第1期に分配を行なう予定はありません。

また、毎年3月および9月に到来する計算期末においては、上述の分配対象額の範囲のうち、利子・配当収入の水準の範囲内で分配する予定であり、毎年6月および12月に到来する計算期末においては、これらに加え売買益（評価益を含みます。）も分配する予定です。

各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により

今後変更されることがあります。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等（投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。）、信託報酬（以下、総称して「支出金」といいます。）を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
 - (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。
- （注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5) 【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a) 投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への直接投資は行ないません。
- (b) 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。（当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。）
- (c) 同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。
- (d) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- (e) 外貨建価値証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (f) 借入金をもって価値証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する価値証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する金融商品の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する価値証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該価値証券の売却代金、金融商品の解約代金および価値証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、一の投資信託財産の純資産総額に100分の50を乗じて得られる額が当該投資信託財産に係る次の1．および2．に掲げる額（これに係る取引のうち当該取引が評価損を生じたのと同じ事由により評価益を生じた取引がある場合には当該評価益の合計額を控除した額とします。）ならびに3．および4．に掲げる額の合計額を下回ることとなるにもかかわらず、当該投資信託財産に係る価値証券先物取引等（投資信託法施行規則第27条第4項において定義されている「価値証券先物取引等」を意味します。）を行なうことまたは継続することを受託会社に指図してはなりません。

- 1．当該投資信託財産に係る先物取引等評価損（価値証券オプション取引等および価値証券店頭オプション取引等の売付約定に係るものを除きます。）
- 2．当該投資信託財産に係る価値証券オプション取引等および価値証券店頭オプション取引等のうち売付約定に係るものにおける原証券等の時価とその行使価格との差額であって当該オプションの行使に伴い発生すると見込まれる損失の額から当該オプションに係る帳簿価額を控除した金額であって評価損となるもの
- 3．当該投資信託財産をもって取得し現在保有している新株予約権証券に係る時価とその帳簿価額の差額であって評価損となるもの
- 4．当該投資信託財産をもって取得し現在保有しているオプションを表示する証券または証書に係る時価とその帳簿価額との差額であって評価損となるもの

- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なう全ての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはなりません。

3【投資リスク】

(注：投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。
また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

(1) 投資リスク

ファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、原則として為替ヘッジを行ないませんので、為替変動により基準価額は変動します。さらに、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の倒産や財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益はすべて受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。また投資対象ファンドにも同様のリスクがあります。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク

基準価額は株価や債券価格などの市場価格の動きを反映して変動します。

為替リスク

日本以外の外国の株式や債券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。

カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合には、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット（新興諸国市場）の場合には、特有のリスク（政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等）が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

信用リスク

株式および債券等の有価証券の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

収益分配による基準価額の下落リスク

ファンドの運用は、中長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的としておりますが、収益の分配により、基準価額が一時的に下落いたします。収益の分配対象額の範囲には、繰越分を含めた利子・配当収入の他、売買益（評価益を含みます。）も含まれるため、多額の分配を行なった場合、投資元本を下回って基準価額が下落する可能性があります。

なお、株価変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

また、ファンドおよび投資対象ファンドの運用においては、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

基準価額の変動リスクについて

投資対象ファンドは、株式の組入比率を原則として高位に維持しますので、ファンドにおいては実質的な株式への投資割合は高水準となり株価変動の影響を大きく受けることが想定されます。

ボトム・アップ・アプローチについて

投資対象ファンドは、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定します。業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的に、ポートフォリオの業種配分や銘柄構成等が投資対象国または地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、ファンドおよび投資対象ファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市場全体やベンチマークの動きと大きく異なる場合も想定されます。

運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針 (1) 投資方針」中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2006年9月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していく上で、ファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

(2) 投資リスクの管理体制

リスク管理の手段として、投資対象ファンドの運用の指図を行なう拠点のチーフ・インベストメント・オフィサーと調査部長が、投資対象ファンドの運用の指図を行なっているポートフォリオ・マネージャーと定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議し、過度なリスクを取っていないかを点検しています。投資対象ファンドの運用指図を行なうポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種配分、投資タイミングの決定等についてすべての権限を保有しておりますが、このポートフォリオ・レビュー・ミーティングでは、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっております。また、法令または投資信託約款等のファンドの遵守状況につきましては、運用部門からは完全

に独立しているコンプライアンス部門が日々チェックを行なっております。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社（販売会社が選任する取次会社を含みます。）とは別法人であり、委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売（お申込み金額の預り等を含みます。）について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

受益証券の交付は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、販売会社またはその指定する者に対して受益証券を交付した後は、受益者への交付についての責任を負いません。

- (注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されず、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。したがって、保護預りの形態はなくなります。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は3.15%（消費税等相当額抜き 3.0%）を超えないものとします。
なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：
<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託
会社のフリーコール（0120 - 00 - 8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5
時））または販売会社までお問い合わせください。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、
取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率
を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数
を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および申込手数料に
対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、累積投資コースを選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の受
益証券の販売価格は取得申込受付日（各計算期間終了日）の基準価額とし、申込
手数料は無手数料とします。

さらに、販売会社によっては、償還乗換えおよび換金乗換えの場合、異なる手
数料が適用されることがあります。

償還乗換えおよび換金乗換の取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い
合わせください。

(2)【換金（解約）手数料】

換金にあたって手数料はかかりませんが、解約請求受付日の翌営業日の基準価
額に対して0.30%の信託財産留保額^{*}を負担していただきます。

^{*} 「信託財産留保額」とは、引続き受益証券を保有する受益者と解約者との
公平性に資するため、解約される受益者の基準価額からあらかじめ差引い
て投資信託財産中に留保する額をいいます。

(3)【信託報酬等】

信託期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に対し、年10,000分の
72.975（消費税等相当額抜き 10,000分の69.5）の率を乗じて得た金額が信託報
酬として毎日計算され、投資信託財産の費用として計上されます。

信託報酬の配分は、委託会社が年10,000分の4.725（消費税等相当額抜き
10,000分の4.5）、販売会社が年10,000分の66.15（消費税等相当額抜き 10,000
分の63）、受託会社が年10,000分の2.1（消費税等相当額抜き 10,000分の2）と
なります。

信託報酬の支払は、毎計算期末の翌営業日に当該終了日までに計上された金額

ならびに信託の終了時に信託の終了時まで計上された金額が投資信託財産から支弁されます。

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬その他の費用が別途課されるため、ファンドにおいては、合計で年率10,000分の 135 ± 10 （消費税等相当額抜き）程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2006年9月現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

(4) 【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係る費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1．受益証券の管理事務に関連する費用（券面の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。）
 - 2．有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書の作成、印刷および提出に係る費用
 - 3．目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
 - 4．投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
 - 5．運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
 - 6．ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
 - 7．ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 委託会社は、上記の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。
- 上記の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる

諸費用は、毎年6月および12月に到来する計算期（以下「特定期間」といいます。）末の翌営業日または信託の終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者（法人を含みます。）である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、その内容は変更されることがあります。

個別元本方式について

1．個別元本について

追加型証券投資信託については、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益証券を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、保護預りではない受益証券および記名式受益証券については各受益証券毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、一般コースと累積投資コースの両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「特別分配金」については「3．収益分配金の課税について」をご参照ください。）

2．一部解約時および償還時の課税について

一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。

3．収益分配金の課税について

追加型証券投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、（ ）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1．個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われるものにつきましては、10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収されます。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は20%（所得税15%、地方税5%）となることが予定されております。収益分配金のうち所得税法上源泉税の課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

ファンドにマル優制度（少額貯蓄非課税制度）は適用されません。

なお、2004年1月1日から公募株式投資信託は、「利子並み課税」の対象から除外され、収益分配金（解約・償還差益を含みます。）については上場株式等の配当と同様の課税に、解約・償還差損については株式等に係る譲渡所得等の計算上、譲渡損として取り扱われることとなりました。また、公募株式投資信託の譲渡による損益については、上場株式等と同様に株式等譲渡益課税の対象とされることとなりました。

さらに、金額にかかわらず収益分配金（解約・償還差益を含みます。）に係る所得は申告不要とされています。（なお、申告の選択も可能となり、この場合、一定の条件の下で配当控除の適用可能性があります。）

ファンドの換金、償還により損失が発生した個人の受益者は、確定申告を行なうことにより、他の株式等の譲渡による利益と当該損失を通算することが可能となります。販売会社に新規に口座を設定される場合には、告知書が必要となります。また、1回に支払を受けるべき金額が5万円（収益分配金の計算期間が1年以上のときは10万円）を超える期中収益分配金、および1回に支払を受けるべき金額が5万円を超える解約・償還差益につきましては、税務署に対して、支払調書が提出されます。

2．法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われるものにつきましては、7%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は15%（所得税のみ）となることが予定されております。収益分配金のうち源泉税の課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。

税制の内容について、詳しいことをお知りになりたい場合には、販売会社までお問い合わせください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2006年7月31日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	2,377,089,766	33.67
投資証券	イギリス	2,385,705,759	33.80
	ルクセンブルク	2,037,745,877	28.87
小計		6,800,541,402	96.34
その他の資産			
預金・その他	-	280,294,893	3.97
小計		280,294,893	3.97
負債	-	21,868,040	0.31
合計(純資産総額)		7,058,968,255	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2006年7月31日現在)

順位	銘柄名	通貨 地域	種類	口数	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 時価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	FID INCOME PLUS FUND	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	4,672,328.53	495.39 2,314,668,453	510.60 2,385,705,759	33.80
2	USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	1,599,935,055	1.0269 1,643,053,826	1.0573 1,691,611,333	23.96
3	FF-ASIA PAC GRWTH & INC	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	970,740.9	1,325.62 1,286,834,421	1,395.42 1,354,598,547	19.19
4	日本配当成長株ファンド(適格機関投資家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益証券	689,338,730	0.9876 680,796,817	0.9944 685,478,433	9.71
5	FF-AUSTRALIA FUND	オーストラリア・ドル ルクセンブルグ	投資証券	185,448.14	3,575.04 662,984,933	3,683.76 683,147,330	9.68

種類別および業種別投資比率

(2006年7月31日現在)

種類	国内 / 外国	業種	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	投資信託受益証券	33.67
	小計		33.67
投資証券	外国	投資証券	62.67
	小計		62.67
合計(対純資産総額比)			96.34

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

2006年7月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1口当たり純資産額 (円) (分配付)
2005年12月20日 (第1特定期間)	2,605	2,605	1.0004	1.0004
2006年6月20日 (第2特定期間)	6,770	6,856	1.0208	1.0338
2005年11月末日	1,970	-	1.0001	-
2005年12月末日	2,972	-	1.0199	-
2006年1月末日	3,395	-	1.0628	-
2006年2月末日	3,473	-	1.0532	-
2006年3月末日	5,244	-	1.0776	-
2006年4月末日	6,475	-	1.0914	-
2006年5月末日	6,836	-	1.0450	-
2006年6月末日	6,987	-	1.0357	-
2006年7月末日	7,058	-	1.0574	-

【分配の推移】

期	1口当たりの分配金(円)
第1特定期間(第1期計算期間合計)	0.0000
第2特定期間(第2期～第3期計算期間合計)	0.0130

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1特定期間(第1期計算期間合計)	0.04
第2特定期間(第2期～第3期計算期間合計)	3.34

6【手続等の概要】

(1) 申込（販売）手続等

ファンドの募集は、申込期間における委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.15%（消費税等相当額抜き 3.00%）を超えないものとします。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、累積投資コースに基づいて収益分配金を再投資する場合の申込単位は、1口単位とします。

なお、各販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないません。委託会社は、追

加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2) 換金（解約）手続等

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、委託会社および販売会社の各営業日の営業時間に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日には解約の受付は行ないません。一部解約の受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社にてご確認ください。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金

の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

1．資産の評価

受益証券1口当たりの純資産額（「基準価額」）は、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額です。「投資信託財産の純資産総額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

2．保管

一般コースを選択した受益者は、受益者と販売会社との間に取り交わされる保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

累積投資コースを選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、自動けいぞく投資契約に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

受益証券は原則として無記名式ですが、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

無記名式の受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われます。

受益証券の引出しを請求される場合は、受益証券の印刷完了後、請求日を入れて4営業日目以降の受渡しとなります。（受益証券の印刷完了までには、ファンドの設定後少なくとも3ヶ月程度を要します。）

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

上記による名義書換の手続はファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式の受益証券の譲渡は、上記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券を喪失、毀損・汚損した受益者に対する受益証券の再交付の手続は以下のとおりです。

- 1) 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。
- 2) 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、記名式の受益証券を再交付します。

3) 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記1)、2)の規定を準用するものとします。

4) 受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

3. 信託期間

信託期間は無期限とします。ただし、下記「5. 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

4. 計算期間

計算期間は原則として毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、第1期の計算期間は2005年11月30日から2005年12月20日（当該日が休業日のときは翌営業日）までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

5. 信託の終了

委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行いません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヶ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。

委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。

受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任または解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6．投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることににより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめこれを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとしします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとしします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合は、投資信託約款の変更は行なわないこととしします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

（注）委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定に従います。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行ないません。

7．公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

8．運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。保護預りを利用する受益者には、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社から運用報告書が送付

されます。

9．組入有価証券等の管理、信託業務の委託

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないます。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。

受託会社は、上記のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。

- 1．委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
- 2．委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
- 3．投資信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
- 4．内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること

受託会社は、上記に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1．ないし4．に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。

信託業務の委託に要する費用は投資信託財産中より支弁します。

受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。

金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。

投資信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

10．受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、当初設定における受益証券については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

11．追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

12．収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

13．受益証券の発行、受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式受益証券を発行します。

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が投資信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。

受益証券の認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

14．受益証券の種類

委託会社が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。ただし、委託会社が認める場合にはこの限りではありません。

自動けいぞく投資契約および保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、上記のほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されなくなる予定です。

15．有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、上記による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

16．受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

17．投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

18．委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

19．受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、前記「6．投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

- 1．支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2．手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3．投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- 4．受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- 5．その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任したまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

20．投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

21．受益証券の取得申込の勧誘の種類

ファンドの取得申込の勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第13項に定める公募により行なわれます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

1．収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売却を行ないます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

2．償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行

ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合、償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。

3. 受益証券の一部解約請求権

受益者は、ファンドの受益証券の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「6 手続等の概要(2) 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

4. 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払の請求の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の請求の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払をしたときは、印章の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

(注) ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合、やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

5. 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

6. 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

7. 投資信託約款の重要な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(1) 資産管理等の概要 5. 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 6. 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に異議を述べることができます。

ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

8．異議申立てを行なった受益者の買取請求権

前記(7)に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 5. その他 信託の終了」または「同 投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

9．当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

10．収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払に関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託会社は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

第2【財務ハイライト情報】

以下の記載事項は、請求目論見書（証券取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書をいいます。以下同じ。）「第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」に記載された情報を抜粋したものです。

請求目論見書中の「第4 ファンドの経理状況 1 財務諸表」については、中央青山監査法人の監査証明を受けており、監査報告書は上述の箇所に添付されております。

フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド

1【貸借対照表】

区分	注記 番号	第1特定期間 (平成17年12月20日現在)	第2特定期間 (平成18年6月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		75,771,859	-
金銭信託		124,711,552	285,114,876
投資信託受益証券		863,053,841	2,257,234,516
投資証券		1,636,485,696	4,254,399,634
派生商品評価勘定		63,290	-
未収入金		302,592	95,312,947
未収配当金		3,559,603	12,123,100
その他未収収益		-	5,481,943
流動資産合計		2,703,948,433	6,909,667,016
資産合計		2,703,948,433	6,909,667,016
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		23,849	193,287
未払金		95,328,361	29,485,227
未払収益分配金		-	86,216,099
未払解約金		1,597,281	10,673,748
未払受託者報酬		26,862	326,221
未払委託者報酬		906,823	11,010,640
その他未払費用		127,940	1,553,502
流動負債合計		98,011,116	139,458,724
負債合計		98,011,116	139,458,724
純資産の部			
元本等			
元本		2,604,903,314	6,632,007,667
剰余金			
期末剰余金		1,034,003	138,200,625
(うち分配準備積立金)		(5,295,809)	(131,537,091)
剰余金合計		1,034,003	138,200,625
元本等合計		-	6,770,208,292
純資産合計		2,605,937,317	6,770,208,292
負債・純資産合計		2,703,948,433	6,909,667,016

2 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第1特定期間 自 平成17年11月30日（設定日） 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日
		金額（円）	
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		6,059,134	128,841,923
受取利息		-	1,149,878
有価証券売買等損益		9,662,292	243,219,067
為替差損益		26,429,957	80,338,657
その他収益		302,592	9,071,090
営業収益合計		10,405,939	23,817,519
営業費用			
受託者報酬		26,862	494,982
委託者報酬		906,823	16,707,258
その他費用		127,940	2,522,323
営業費用合計		1,061,625	19,724,563
営業損失又は営業損失金額		11,467,564	43,542,082
経常損失又は経常損失金額		11,467,564	43,542,082
当期純損失又は当期純損失金額		11,467,564	43,542,082
一部解約に伴う当期純利益分配額		31,505	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	16,548,037
期首剰余金		-	1,034,003
剰余金増加額		12,547,260	324,206,548
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(12,547,260)	(324,206,548)
剰余金減少額		14,188	26,601,747
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(14,188)	(26,601,747)
分配金		-	100,348,060
期末剰余金		1,034,003	138,200,625

3 【注記表】

第1特定期間については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1特定期間 自 平成17年11月30日(設定日) 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年6月20日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左 (2) 投資証券 同左
2. デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券および投資証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

項目	第1特定期間 自 平成17年11月30日（設定日） 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日
4．その他財務諸表 作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換

記名式受益証券の所持人は、委託会社の定める手続に従い、販売会社経由で委託会社に名義書換を請求することができます。

名義書換手数料は、徴収しません。

名義書換の手続は、各計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(2) 受益者名簿

作成しません。

(3) 受益者集会

受益者集会は開催されません。

(4) 受益者に対する特典

該当するものではありません。

(5) 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

ファンドの受益証券の譲渡制限は設けておりません。ただし、記名式の受益証券の譲渡は、委託会社の定める手続による名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することはできません。また、累積投資コースを選択した受益者から自己の有する受益証券について返還請求があった場合、販売会社は自動けいぞく投資契約に基づき、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

(注)

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替受益権となる予定であり、委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

○ 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

- 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

- 受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託会社と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

- 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）に支払います。

- 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

以下は、請求目論見書の項目です。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3) 注記表
 - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況
(純資産額計算書) 平成 年 月 日
 - 資産総額
 - 負債総額
 - 純資産総額 (-)
 - 発行済数量
 - 1 単位当たり純資産額 (/)

第5 設定及び解約の実績

交付目論見書本文中で使用されている用語についてのご解説

アナリスト	企業の調査や分析等を行なう担当者のことです。
一般コース	決算期ごとに、その都度ファンドの収益分配金を受け取るコースのことです。
運用報告書	ファンドの決算および償還時に、計算期間中の運用経過、運用実績、組み入れ資産の内容、資産の売買状況、ポートフォリオ・マネージャーのコメントなどを記載したものです。販売会社を通じて、ファンドを保有している全投資家に交付されます。
為替ヘッジ	ファンドに組み入れられている外貨建資産は、為替変動のリスク（通貨の換算時に為替の変動によって資産の価値が変動してしまうリスク）があり、この為替変動のリスクを抑える取引を為替ヘッジといいます。為替ヘッジには通常、通貨の先物取引やオプション取引を利用します。為替ヘッジは、円高による為替の損失を回避するために行なわれますので、為替ヘッジにより、円安による為替の利益を得られなくなることもあります。また、為替ヘッジにはコストがかかります。
換金乗換え	追加型投信の信託期間終了（償還）の日1年前から終了日までの間（販売会社が定める期間）に、ファンドを換金し、その換金代金の範囲内で、換金乗換えの対象となるファンドを購入することです。この場合、換金代金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。また、一般的に、その際手数料は優遇されます。
基準価額	ファンドを購入または解約する時の基準となる価額で、ファンドの純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての投資家の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、市場の値動きに応じて日々変動します。通常は、1万口当たりで表示されます。
契約型投資信託	投資信託委託会社（信託の委託者）と受託銀行（信託の受託者）との間の契約に基づき、委託者が資産の運用指図を行ない、その収益を受益者である投資家が受け取る形態の投資信託のことをいいます。この他に会社型の投資信託があります。
時価評価	市場価格で評価することをいいます。
収益分配金	ファンドの計算期間終了後に投資家に支払われるファンドの収益のことです。収益分配金の額は委託会社が決定します。每期収益分配金が支払われるとは限りません。
受益証券	投資家のファンドに対する権利を表示する証券のことで、株式の場合の株券に相当するものです。原則として無記名式（受益証券に投資家の名前が記載されていないもの）となっています。
受益証券の保護預り	紛失や盗難、焼失などを避けるため、販売会社が受益証券を投資家に代わって保管することです。一般コースを選択した投資家は、受益証券を保護預りにするか自ら保管するか選択できます。自動けいぞく投資コースを選択した投資家は、保護預りのみとなります。
純資産総額	ファンドが投資している株式や債券の時価、現・預金、利息および配当金の合計から未払金や未払信託報酬などの負債を差し引いた額です。ファンドが全体でいくらになっているかを示す

	金額であり、信託財産の総額です。
償還乗換え	終了（償還）したファンドの償還金で3ヶ月以内に新たにファンドを購入することです。この場合、償還金を支払った販売会社と申込みを行なう販売会社が同じである必要があります。一般的に、その購入するファンドの申込手数料が無料または優遇されます。
信託財産留保額	投資家がファンドを解約する時に受け取る価額から差し引かれ、ファンドに留保される金額をいいます。ファンドを保有しつづける投資家と解約する投資家との間の公平性を保つため、解約する投資家が負担します。信託財産留保額が差し引かれるファンドと差し引かれないファンドがあります。
信託報酬	ファンドの運用・販売・保管・投資家へのサービスの対価として、ファンドから委託会社、受託銀行、販売会社の3社に対して支払われる報酬のことです。信託報酬は日々計算され、ファンドごとに料率が決められています。
追加型投資信託	オープン型投資信託ともいい、ファンドが設定され運用を開始した後、いつでも購入できる投資信託のことです。一方、設定前の当初募集期間中しか購入できない投資信託を、単位型投資信託といいます。
定時定額購入	長期間にわたって、定期的（1ヶ月に1度など）に一定額ずつファンドを購入する投資方法のことです。定額での購入であることから、ファンドの基準価額が高いときには少ない口数を、低いときには多くの口数を購入することになります。このため、全期間を平均すると、毎回同じ口数を購入していく方法よりも、購入にかかる金額を低く抑える効果があります（ドル・コスト平均法）。定時定額購入サービスとは、販売会社が、購入代金の自動引き落とし等により、このような投資方法を代行するサービスのことをいいます。
ベンチマーク	ファンドの運用成果、投資収益目標、ファンド資産のリスク管理の基準となる指標をいいます。アクティブ運用のファンドの場合には、ベンチマークを上回る成績をあげることが目標としています。
ポートフォリオ	金融資産の内訳や組合せのことです。投資信託の場合、あるファンドが保有する資産の内容のことも指します。
ポートフォリオ・マネージャー	ファンドの実際の運用指図を行なう専門家のことです。ファンド・マネージャーともいいます。
ボトム・アップ・アプローチ	個別企業の調査・分析に基づいて企業の投資価値を判断し、投資する銘柄を選定する運用手法をいいます。銘柄選定の結果として、業種比率や国別比率などが確定し、ポートフォリオが構築されます。反対に、マクロ経済動向などにより、投資判断を行なう運用手法を、「トップ・ダウン・アプローチ」といいます。
累積投資コース	ファンドの収益分配金を自動的に再投資（ファンドを購入すること）するコースのことです。この再投資は分配金に対する税金を差し引いた後、無手数料で行なわれます。「自動けいぞく投資コース」等、異なる名称を使用することもあります。

信託約款（平成 19 年 1 月 4 日適用予定）の変更内容について

平成 18 年 12 月 29 日現在存在する受益証券を含むファンドの受益証券を原則としてすべて振替受益権とするため、委託者は、平成 19 年 1 月 4 日適用予定で重大な約款変更を行なう予定です。下記の表は、この場合の信託約款の変更内容について記載しております。

なお、重大な約款変更の内容について予めお知らせすることを目的としておりますので、単純な参照条文の変更（読み替え）は割愛している場合があります。

下線部 〃 は変更部分を示します。

（重大な約款変更後の約款の内容）	（平成 18 年 9 月 20 日現在の約款の内容）
（受益権の取得申込みの勧誘の種類） 第 6 条 この信託に係る受益権の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれます。 （当初の受益者） 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 （受益権の分割および再分割） 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。</u> （受益権の帰属と受益証券の不発行） 第 11 条 この信託の受益権は、平成 19 年 1 月 4 日より、<u>社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。</u> <u>委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。</u> <u>なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受</u>	（受益証券の取得申込みの勧誘の種類） 第 6 条 この信託に係る受益証券の取得申込みの勧誘は、証券取引法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律（以下「投資信託法」といいます。）第 2 条第 13 項で定める公募により行なわれます。 （当初の受益者） 第 7 条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益証券取得申込者とし、第 8 条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。 （受益権の分割および再分割） 第 8 条 委託者は、第 3 条の規定による受益権については 1,000 億口を上限とし、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第 9 条第 1 項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。 委託者は、<u>受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。</u> （受益証券の発行） 第 11 条 委託者は、第 8 条の規定により分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式の受益証券を発行します。

益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第8条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行なわれたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（証券取引法第2条第9項に規定する証券会社をいい、外国証券業者に関する法律第2条第2号に規定する外国証券会社を含みます。以下同じ。）および登録金融機関（証券取引法第65条の2第3項に規定する登録金融機関をいい、以下証券会社と総称して「取扱金融機関等」といいます。）に当該申請の手続きを委任することができます。

（受益権の設定に係る受託者の通知）

第12条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

（受益権の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する取扱金融機関等は、第8条第1項の規定により分割される受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって取得申込みに応じることができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める休業日と同日の場合には、受益権の取得申込みの受付は行ないません。

前項の取得申込者は委託者の指定する取扱金融機関等に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、委託者の指定する取扱金融機関等は、当該取得申込の代金（第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

第1項の受益権の価額は、1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

（受益証券の発行についての受託者の認証）

第12条 委託者は、前条の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの投資信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

（受益証券の申込単位および価額）

第13条 委託者の指定する証券会社（外国証券会社を含みます。）および銀行、保険会社等の登録金融機関（以下総称して「取扱金融機関等」といいます。）は、第11条の規定により発行された受益証券を、その取得申込者に対し、委託者の指定する取扱金融機関等が定める申込単位をもって売却することができるものとします。ただし、取得申込日が別に定める休業日と同日の場合には、受益証券の取得申込みの受付は行ないません。

<新設>

前項の受益証券の価額は、1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料ならびに当該手数料に対する消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）

す。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益権の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

— 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。ただし、当該手数料の額は、受益権1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%(消費税等抜き、3.0%)を乗じて得た額を超えないものとします。ただし、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

— 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益権の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

— 前各項の規定にかかわらず、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。

<削除>

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第15条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

— 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

— 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第16条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者

ます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込みに係る受益証券の価額は、1口当たり1円に、手数料および当該手数料に対する消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

— 前項の手数料の額は、委託者の指定する取扱金融機関等がそれぞれ定めるものとします。ただし、当該手数料の額は、受益証券1口につき、取得申込日の翌営業日の基準価額に3.15%(消費税等抜き、3.0%)を乗じて得た額を超えないものとします。ただし、税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

— 前各項の規定にかかわらず、受益者が、委託者の指定する取扱金融機関等と別に定める自動けいぞく投資約款(別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。)に従って結んだ契約(以下「累積投資契約」といいます。)に基づいて収益分配金を再投資する場合は、1口の整数倍をもって取得の申込みに応ずることができるものとします。その場合の1口当たりの受益証券の価額は、原則として第38条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

— 前各項の規定にかかわらず、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託者が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情がある時は、委託者の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消すことがあります。

(受益証券の種類)

第14条 委託者が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。ただし、委託者が認める場合にはこの限りではありません。

— 累積投資契約および保護預り契約に基づいて委託者の指定する取扱金融機関等が保管する受益証券の種類は、第1項に定めるもののほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

(受益証券の記名式、無記名式への変更ならびに名義書換手続き)

第15条 委託者は、受益者が委託者の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

— 記名式の受益証券の所持人は、委託者の定める手続によって名義書換を委託者に請求することができます。

— 前項の規定による名義書換の手続は、第38条に規定する毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第16条 記名式の受益証券の譲渡は、前条の規定による名義書換によらなければ、委託者および受託者に対抗

<u>に對抗することができません。</u> < 削除 > < 削除 > < 削除 > < 削除 > (信託事務の諸費用等) 第 40 条 (略) 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 1. 投資信託振替制度に係る手数料および費用 2. ~7. (略) ~ (略) (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する取扱金融機関等を通じて毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）受益者に支払います。なお、平成 19 年 1 月 4 日以降においても、第 44 条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより</u>、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する取扱金融機関等に交付されます。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る<u>受益権の売付け</u>を行ないます。当該売付けにより増加した受益権は、第 11 条第 3 項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から委託者の指定する取扱金融機関等を通じて<u>信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた</u>	<u>することができません。</u> (無記名式の受益証券の再交付) 第 17 条 委託者は、<u>無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、無記名式の受益証券を再交付します。</u> (記名式受益証券の再交付) 第 18 条 委託者は、<u>記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、記名式の受益証券を再交付します。</u> (受益証券を毀損した場合等の再交付) 第 19 条 <u>受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託者の定める手続により再交付を請求したときは、委託者は、受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、前 2 条の規定を準用します。</u> (受益証券の再交付の費用) 第 20 条 <u>受益証券を再交付するときは、委託者は、受益者に対して実費を請求することができます。</u> (信託事務の諸費用等) 第 40 条 (略) 前項の諸費用に加え、以下の諸費用は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。 1. <u>受益証券の管理事務に関連する費用（券面の作成、印刷および交付に係る費用を含みます。）</u> 2. ~7. (略) ~ (略) (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い) 第 43 条 収益分配金は、毎計算期間の終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から<u>収益分配金交付票と引換えに委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受益者に支払います。</u> 前項の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、<u>委託者は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を委託者の指定する取扱金融機関等に支払います。この場合、委託者の指定する取扱金融機関等は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売付けを行ないます。</u> 償還金（信託終了時における投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から<u>受益証券と引き換えに委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受益者に支払います。</u>
---	---

受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する取扱金融機関等の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。

一部解約金(第 46 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、第 46 条第 1 項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等を通じて当該受益者に支払います。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

< 削除 >

< 削除 >

(収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、または信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第 45 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 43 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約金(第 46 条第 3 項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)は、受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、6 営業日目から委託者の指定する取扱金融機関等を通じて受益者に支払います。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等に応じて計算されるものとします。

前項の「収益調整金」は、所得税法施行令第 27 条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、第 1 項の場合には収益分配金交付票に、第 3 項および第 4 項の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。

委託者は、前項の規定により押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金および償還金もしくは一部解約金の支払いをしたときは、印章の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

(収益分配金および償還金の時効)

第 44 条 受益者が、収益分配金については前条第 1 項に規定する支払開始日から 5 年間その支払を請求しないとき、または信託終了による償還金について前条第 3 項に規定する支払開始日から 10 年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託者が受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第 45 条 受託者は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については第 43 条第 3 項に規定する支払開始日の前日までに、一部解約金については第 43 条第 4 項に規定する支払日までに、その全額を委託者に交付します。

受託者は、前項の規定により委託者に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(信託の一部解約)

第46条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が、別に定める休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

(略)

平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとし、

(略)

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

(略)

(質権口記載又は記録の受益権の取り扱い)

第46条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとし、

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第11条、第12条、第14条(受益証券の種類)から第20条(受益証券の再交付の費用)および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとし、

(信託の一部解約)

第46条 受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に1口単位をもって一部解約の実行を請求することができます。ただし、一部解約の実行の請求日が、別に定める休業日と同日の場合には、一部解約の実行の請求の受付は行ないません。

委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合はこの限りではないこととします。

(略)

受益者が第1項の一部解約の実行の請求をするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、受益証券をもって行なうものとし、

(略)

前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記の規定に準じて計算された価額とします。

(略)

<新設>

(反対者の買取請求権)

第53条 第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、第47条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、第47条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者および委託者の指定する取扱金融機関等の協議により決定するものとし、

(付則)

第1条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律(政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。)の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益

権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいいます。）の振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替受入口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。当該振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとし、委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

また、約款本文の規定にかかわらず、平成19年1月4日以降、委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

なお、委託者は、受益者を代理して振替受入簿に記載または記録の申請を行なう場合において、委託者の指定する取扱金融機関等に申請手続きを委任することができます。

平成19年1月4日前に信託された受益権に係る受益証券を保有する受益者は、自己の有する受益証券につき、委託者に振替受入簿に記載または記録を申請するよう請求することができます。

委託者は、前項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求を受け付けた場合には、当該請求に基づき当該受益証券に係る受益権を振替受入簿に記載または記録を申請します。この場合において、委託者は、委託者の指定する取扱金融機関等に当該申請の手続きを委任することができます。委託者は第1項なお書の規定を準用します。

受益者が第2項の振替受入簿に記載または記録の申請の請求をするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、受益証券をもって行なうものとします。なお、振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録による振替受益権は、受益証券とみなされ、この信託約款の適用を受けるものとします。ただし、一旦、振替受入簿に記載または記録された受益権については、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、受益者は受益証券の発行を請求しないものとします。

委託者は、委託者が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして約款本文の信託約款変更の規定にしたがいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託者に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、変更しようとする旨およびその内容を記載した書面の交付を原則として行ないません。

委託者が、前項の信託約款変更を行なった場合、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益

権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成 19 年 1 月 4 日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成 19 年 1 月 4 日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券に係る受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後当該申請を行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する取扱金融機関等に対し、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成 19 年 1 月 4 日以降のに一部解約金が受益者に支払われることとなる信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求で、平成 19 年 1 月 4 日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

委託者が第 5 項の信託約款変更を行なった場合においても、平成 19 年 1 月 4 日以降約款本文に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。



Fidelity World Attractive Dividend Stock Fund

フィデリティ・ワールド 好配当株・ファンド

追加型株式投資信託／ファンド・オブ・ファンズ

※本書は、証券取引法第13条第2項第2号に定める内容を記載した目論見書（「請求目論見書」）です。

1. この投資信託説明書（請求目論見書）により行なうフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの受益証券の募集については、委託会社は、証券取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2005 年 11 月 4 日に関東財務局長に提出し、2005 年 11 月 20 日にその届出の効力が生じております。また、同法第 7 条の規定に基づき有価証券届出書の訂正届出書を 2006 年 3 月 17 日および 2006 年 9 月 20 日に関東財務局長に提出しております。
2. このファンドが主として投資を行なう投資対象ファンドは、主に国内外の株式を投資対象としています。ファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、投資対象ファンドが組み入れた株式やその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。このファンドの運用による損益はすべて投資家の皆様に帰属し、元本が保証されているものではありません。

請求目論見書

目 次

第 1	ファンドの沿革	1
第 2	手続等	2
1	申込(販売)手続等	2
2	換金(解約)手続等	4
第 3	管理及び運営	6
1	資産管理等の概要	6
(1)	資産の評価	6
(2)	保管	6
(3)	信託期間	7
(4)	計算期間	7
(5)	その他	7
2	受益者の権利等	13
第 4	ファンドの経理状況	16
1	財務諸表	19
(1)	貸借対照表	19
(2)	損益及び剰余金計算書	20
(3)	注記表	21
(4)	附属明細表	27
2	ファンドの現況	142
第 5	設定及び解約の実績	147

第 1 【ファンドの沿革】

2005年11月21日 ファンドの受益証券の募集開始

2005年11月30日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

ファンドの募集は、申込期間における委託会社および販売会社の各営業日の営業時間内において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益証券の販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。申込手数料率は3.15%（消費税等相当額抜き 3.00%）を超えないものとします。

税法が変更・改正された場合には、前記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、累積投資コースに基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、原則として、取得申込受付日から起算して5営業日までにお申込みの販売会社にお支払いください。なお、販売会社が別に定める日がある場合には、その期日までに申込代金をお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、受益証券の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みを取消することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機

関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金（解約）手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、委託会社および販売会社の各営業日の営業時間に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国の休業日および12月25日と同日には解約の受付は行ないません。一部解約の受付は、午後3時（わが国の証券取引所が半休日となる場合は午前11時）までに受付けたものを当日の申込みとして取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の申込みは翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、受益証券をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.30%の率を乗じて得た額）を控除した解約価額とします。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社まで、お問い合わせください。（解約価額の基準となるファンドの基準価額は新聞紙上に掲載されますが、解約価額は掲載されませんのでご注意ください。）

受益者の受取金額は、解約価額に解約口数を乗じて得た金額から、解約価額が個別元本^{*1}を上回った場合その超過額に解約口数を乗じて得た額に対する所得税額および地方税額を差引いた金額^{*2}となります。

*1 「個別元本」とは、受益者毎の信託時の受益証券の価額等（申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいいます。詳しくは、交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

*2 2004年1月1日から2008年3月31日までに支払われる収益分配金（解約・償還差益を含む。）等につきましては、源泉税率は個人の受益者については10%（所得税7%、地方税3%）、法人の受益者については7%（所得税）となります。2008年4月1日以降に支払われるものにつきましては、源泉税率は個人の受益者については20%（所得税15%、地方税5%）、法人の受益者については15%（所得税）となることが予定されております。詳しくは交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金（5）課税上の取扱い」をご参照ください。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受け付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、証券取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた解約の実行の請求の受付を取消することができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該証券の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行を受付けたものとします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

平成19年1月4日以降の換金に係る換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行なうものとします。ただし、平成19年1月4日以降に換金代金が受益者に支払われることとなる換金の請求で、平成19年1月4日前に行なわれる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行なうものとします。

平成18年12月29日時点での保護預りをご利用の方の受益証券は、原則として一括して全て振替受益権へ移行します。受益証券をお手許で保有されている方で、平成19年1月4日以降も引き続き保有された場合は、換金のお申し込みに際して、個別に振替受益権とするための所要の手続きが必要であり、この手続きには時間を要しますので、ご注意ください。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

受益証券1口当たりの純資産額（「基準価額」）は、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額です。「投資信託財産の純資産総額」とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ（アドレス：<http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html>）をご参照いただくか、委託会社のフリーコール（0120-00-8051（受付時間：営業日の午前9時～午後5時））または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。（日本経済新聞においては、ファンドは、「ワ好配当」として略称で掲載されています。）

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

一般コースを選択した受益者は、受益者と販売会社との間に取り交わされる保護預り契約に基づき、受益証券を販売会社に保管させることができます。保護預りの場合、受益証券は混蔵保管されます。保護預りを行わない場合、受益証券は、受益者の責任において受益者により保管されます。

累積投資コースを選択した受益者の受益証券は全て販売会社における保護預りとなります。なお、自動引き落とし投資契約に基づき保護預りとなっている受益証券について受益者から返還請求があった場合、販売会社は、当該受益者から一部解約の実行の請求があったものとして取扱います。

受益証券は原則として無記名式ですが、受益者が委託会社の定める手続によって請求したときは、無記名式の受益証券と引換えに記名式の受益証券を、または記名式の受益証券と引換えに無記名式の受益証券を交付します。

無記名式の受益証券は、それを所持している人が受益者として扱われます。

受益証券の引出しを請求される場合は、受益証券の印刷完了後、請求日を入れて4営業日目以降の受渡しとなります。（受益証券の印刷完了までには、信託設定日後少なくとも3ヶ月程度を要します。）

記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。

上記による名義書換の手続はファンドの毎計算期間の末日の翌日から15日間停止します。

記名式の受益証券の譲渡は、上記の名義書換によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益証券を喪失、毀損・汚損した受益者に対する受益証券の再交付の手続は以下のとおりです。

1. 無記名式の受益証券を喪失した受益者が、公示催告による除権判決の謄本を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は無記名式の受益証券を再交付します。
2. 記名式の受益証券を喪失した受益者が、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は、記名式の受益証券を再交付します。
3. 受益証券を毀損または汚損した受益者が、受益証券を添え、委託会社の定める手続により再交付を請求したときは、委託会社は受益証券を再交付します。ただし、真偽を鑑別しがたいときは、上記1.、2.の規定を準用するものとします。
4. 受益証券を再交付するときは、委託会社は受益者に対して実費を請求することができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はなくなります。

(3) 【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4) 【計算期間】

計算期間は原則として毎年3月21日から6月20日まで、6月21日から9月20日まで、9月21日から12月20日までおよび12月21日から翌年3月20日までとします。ただし、各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始します。なお、第1期の計算期間は2005年11月30日から2005年12月20日（当該日が休業日のときは翌営業日）までとし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

(a) 信託の終了

1. 委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えることとなるときは、信託契約を解約しないこととします。信託契約を解約しないこととなった場合には、解約しない旨およびその理

由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

なお、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記一定期間が1ヶ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用されません。

2. 委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了します。
3. 委託会社が監督官庁より認可の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドに関する委託会社の業務を他の投資信託委託業者に引き継ぐことを命じたときは、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合を除き、当該投資信託委託業者と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき（ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。）、受託会社の辞任または解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることににより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間（1ヶ月を下らないものとします。）内に異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えることとなる場合は、投資信託約款の変更は行なわないこととします。投資信託約款の変更を行なわないこととなった場合には、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に従います。

（注）委託会社は、委託会社が受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができる旨の投資信託約款変更をしようとする場合は、その変更の内容が重大なものとして上記の規定にしたがいいます。ただし、この場合において、振替受入簿の記載または記録を申請することについて委託会社に代理権を付与することについて同意をしている受益者へは、上記の書面の交付を原則として行ないません。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間の受益証券の販売等に係る契約書は、期間満了の

3ヶ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、毎特定期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。保護預りを利用する受益者には、あらかじめ申し出を受けた住所に販売会社から運用報告書が送付されます。

(f) 組入有価証券等の管理、信託業務の委託

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行います。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を他の者に委任することができます。

- 1) 受託会社は、委託会社と協議のうえ、投資信託財産に属する資産の保管および処分ならびにこれに付随する業務の全部または一部について、金融機関、証券会社、外国の法令に準拠して外国において有価証券の保管を業として営むものおよびこれらの子会社等では有価証券の保管を業として営む者に委託することができます。
- 2) 受託会社は、上記1)のうち信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するものを委託先として選定します。
 1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 投資信託財産の保管等を委託する場合においては、当該財産の分別管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 3) 受託会社は、上記2)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記2)1.ないし4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 4) 信託業務の委託に要する費用は投資信託財産中より支弁します。
- 5) 受託会社は、投資信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関に預託し保管させることができます。
- 6) 金融機関等から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関等の名義で混蔵寄託できるものとします。
- 7) 投資信託財産に属する有価証券については、実務上可能であり、かつ委託会社または受託会社が必要と認める場合のほか、信託の表示および記載をしません。

(g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、当初設定における受益証券については当初設定口数に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

*1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益証券の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

*2 「各受益者毎の信託時の受益証券の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益証券の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

(j) 受益証券の発行、受益証券の発行についての受託会社の認証

委託会社は、分割された受益権を表示する収益分配金交付票付きの無記名式受益証券を発行します。

委託会社は、受益証券を発行するときは、その発行する受益証券が投資信託約款に適合する旨の受託会社の認証を受けなければなりません。

受益証券の認証は、受託会社の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行ないます。

(k) 受益証券の種類

委託会社が発行する受益証券は、1万口券、5万口券、10万口券、50万口券、100万口券、500万口券、1,000万口券および1億口券の8種類とします。ただし、委託会社が認める場合にはこの限りではありません。

自動けいぞく投資契約および保護預り契約に基づいて販売会社が保管する受益証券の種類は、上記のほか、1口の整数倍の口数を表示した受益証券とすることができます。

ファンドの受益権は、平成19年1月4日より、振替制度に移行する予定であり、受益証券は発行されなくなる予定です。

(l) 有価証券売却等の指図および再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、上記による有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およ

びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(n) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。この場合、委託会社は、上記「(b) 投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

1. 支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始、会社整理開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
2. 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
3. 投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が發送されたとき。
4. 受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしませんが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(q) 投資信託約款に関する疑義の扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協

議により定めます。

(r) 受益証券の取得申込みの勧誘の種類

ファンドの取得申込みの勧誘は、証券取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第13項で定める公募により行なわれます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として計算期間終了日から起算して5営業日目）から収益分配金交付票と引換えに受益者に支払います。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、自動けいぞく投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金を販売会社に支払います。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益証券の売却を行ないます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合の分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に、原則として決算日から起算して5営業日目（予定）からお支払いします。なお、平成19年1月4日以降においても、時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、その収益分配金交付票と引き換えに受益者にお支払いします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金（信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日から受益証券と引き換えに受益者に支払います。償還金の支払は、販売会社の営業所において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合、償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権に

については原則として取得申込者とし、)に支払います。

(3) 受益証券の一部解約請求権

受益者は、ファンドの受益証券の一部解約を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有します。権利行使の方法等については、前記「第2 手続等 2 換金（解約）手続等」の項をご参照ください。

(4) 記名式受益証券の場合の権利行使

記名式の受益証券を有する受益者は、あらかじめその印鑑を届け出るものとし、収益分配金の支払の請求の場合には収益分配金交付票に、償還金および一部解約金の支払の請求の場合には受益証券に、記名し届出印を押捺するものとします。委託会社は、押捺された印影を届出印と照合し、相違ないものと認めて収益分配金、償還金および一部解約金の支払をしたときは、印鑑の盗用その他の事情があっても、そのために生じた損害についてその責を負わないものとします。

（注）ファンドの受益権は、平成19年1月4日より振替制度に移行する予定であり、その場合、やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(5) 委託会社の免責

上記の収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額（および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額）を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(6) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(7) 投資信託約款の重要な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヶ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行うことが困難な場合には、適用しません。

(8) 異議申立てを行なった受益者の買取請求権

前記(7)に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己の有する受益証券を投資信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 (a)信託の終了」または「同 (b)投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(9) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益証券取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(10) 収益分配金、償還金および一部解約金の委託会社への交付と支払に関する受託会社の免責

受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支払開始日の前日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社に交付します。

受託会社は、上記により委託会社に収益分配金、償還金および一部解約金を交付した後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、第1特定期間（平成17年11月30日（設定日）から平成17年12月20日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、第2特定期間（平成17年12月21日から平成18年6月20日まで）については、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月毎に作成しております。なお、ファンドの第1特定期間は、平成17年11月30日（設定日）から平成17年12月20日までとなっております。

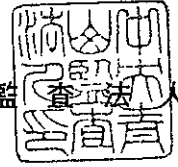
ファンドは、証券取引法第193条の2の規定に基づき、第1特定期間（平成17年11月30日（設定日）から平成17年12月20日）および第2特定期間（平成17年12月21日から平成18年6月20日まで）の財務諸表について、中央青山監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成18年2月7日

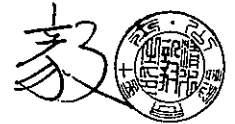
フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員 公認会計士
業務執行社員

清水



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成17年11月30日から平成17年12月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成17年12月20日現在の信託財産の状況及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

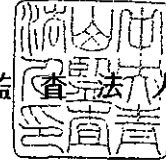
以上

独立監査人の監査報告書

平成18年8月22日

フィデリティ投信株式会社
取締役会 御中

中央青山監査法人



指定社員
業務執行社員

公認会計士

清水 教



当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成17年12月21日から平成18年6月20日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの平成18年6月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1【財務諸表】

フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド

(1)【貸借対照表】

区分	注記 番号	第1特定期間 (平成17年12月20日現在)	第2特定期間 (平成18年6月20日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
預金		75,771,859	-
金銭信託		124,711,552	285,114,876
投資信託受益証券		863,053,841	2,257,234,516
投資証券		1,636,485,696	4,254,399,634
派生商品評価勘定		63,290	-
未収入金		302,592	95,312,947
未収配当金		3,559,603	12,123,100
その他未収収益		-	5,481,943
流動資産合計		2,703,948,433	6,909,667,016
資産合計		2,703,948,433	6,909,667,016
負債の部			
流動負債			
派生商品評価勘定		23,849	193,287
未払金		95,328,361	29,485,227
未払収益分配金		-	86,216,099
未払解約金		1,597,281	10,673,748
未払受託者報酬		26,862	326,221
未払委託者報酬		906,823	11,010,640
その他未払費用		127,940	1,553,502
流動負債合計		98,011,116	139,458,724
負債合計		98,011,116	139,458,724
純資産の部			
元本等			
元本		2,604,903,314	6,632,007,667
剰余金			
期末剰余金		1,034,003	138,200,625
(うち分配準備積立金)		(5,295,809)	(131,537,091)
剰余金合計		1,034,003	138,200,625
元本等合計		-	6,770,208,292
純資産合計		2,605,937,317	6,770,208,292
負債・純資産合計		2,703,948,433	6,909,667,016

(2) 【損益及び剰余金計算書】

区分	注記 番号	第1特定期間 自 平成17年11月30日（設定日） 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日
		金額（円）	
経常損益の部			
営業損益の部			
営業収益			
受取配当金		6,059,134	128,841,923
受取利息		-	1,149,878
有価証券売買等損益		9,662,292	243,219,067
為替差損益		26,429,957	80,338,657
その他収益		302,592	9,071,090
営業収益合計		10,405,939	23,817,519
営業費用			
受託者報酬		26,862	494,982
委託者報酬		906,823	16,707,258
その他費用		127,940	2,522,323
営業費用合計		1,061,625	19,724,563
営業損失又は営業損失金額		11,467,564	43,542,082
経常損失又は経常損失金額		11,467,564	43,542,082
当期純損失又は当期純損失金額		11,467,564	43,542,082
一部解約に伴う当期純利益分配額		31,505	-
一部解約に伴う当期純利益金額分配額		-	16,548,037
期首剰余金		-	1,034,003
剰余金増加額		12,547,260	324,206,548
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(12,547,260)	(324,206,548)
剰余金減少額		14,188	26,601,747
（当期一部解約に伴う剰余金減少額）		(14,188)	(26,601,747)
分配金		-	100,348,060
期末剰余金		1,034,003	138,200,625

(3) 【注記表】

第1特定期間については「重要な会計方針」及び「注記事項」を記載しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第1特定期間 自 平成17年11月30日(設定日) 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年6月20日
1. 有価証券の評価 基準及び評価方法	(1) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2) 投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	(1) 投資信託受益証券 同左 (2) 投資証券 同左
2. デリバティブの 評価基準及び評価 方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における特定期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の 計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、投資信託受益証券および投資証券の収益分配金落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。	受取配当金の計上基準 同左

項目	第1特定期間 自 平成17年11月30日（設定日） 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日
4．その他財務諸表 作成のための基本 となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第1特定期間 (平成17年12月20日現在)	第2特定期間 (平成18年6月20日現在)
1.元本の推移		
期首元本額	1,970,941,890円	2,604,903,314円
期中追加設定元本額	637,779,106円	4,755,304,992円
期中一部解約元本額	3,817,682円	728,200,639円
2.特定期間末日における受益権の総数	-	6,632,007,667口
3.特定期間末日における1口当たり純資産額	1.0004円	1.0208円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1特定期間 自 平成17年11月30日(設定日) 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年6月20日
分配金の計算過程 計算期間末における解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額(5,295,809円)、信託約款に規定される収益調整金(1,200,167円)より分配対象収益は6,495,976円(1口当たり0.0024円)であります。が、今期は分配いたしませんでした。	分配金の計算過程 (平成17年12月21日から平成18年3月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(72,103,545円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補てんした額(115,375,803円)、信託約款に規定される収益調整金(60,788,873円)及び分配準備積立金(4,730,240円)より分配対象収益は252,998,461円(1口当たり0.0716円)であり、うち14,131,961円(1口当たり0.0040円)を分配金額としております。 (平成18年3月21日から平成18年6月20日までの分配金計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純損失金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(49,715,820円)、解約に伴う当期純損失金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約款に規定される収益調整金(188,248,696円)及び分配準備積立金(168,037,370円)より分配対象収益は406,001,886円(1口当たり0.0612円)であり、うち86,216,099円(1口当たり0.0130円)を分配金額としております。

(有価証券に関する注記)

第1特定期間 (平成17年12月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	863,053,841	17,778,027
投資証券	1,636,485,696	27,440,319
合計	2,499,539,537	45,218,346

第2特定期間 (平成18年6月20日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
投資信託受益証券	2,257,234,516	171,708,295
投資証券	4,254,399,634	225,929,165
合計	6,511,634,150	397,637,460

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	第1特定期間 自 平成17年11月30日 (設定日) 至 平成17年12月20日	第2特定期間 自 平成17年12月21日 至 平成18年 6 月20日
1 . 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。	同左
2 . 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。	同左
3 . 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。	同左
4 . 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。	同左
5 . 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。	同左
6 . 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

取引の時価等に関する事項
通貨関連
(平成17年12月20日現在)

種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
買建				
アメリカ・ドル	11,479,891	-	11,521,711	41,820
オーストラリア・ドル	8,008,554	-	8,030,024	21,470
イギリス・ポンド	13,794,501	-	13,770,652	23,849
合　　計	33,282,946		33,322,387	39,441

(平成18年6月20日現在)

種類	契約額等 (円)		時価 (円)	評価損益 (円)
		うち 1 年超		
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
アメリカ・ドル	13,989,793	-	14,104,217	114,424
オーストラリア・ドル	9,359,915	-	9,400,796	40,881
買建				
アメリカ・ドル	12,849,054	-	12,845,387	3,667
オーストラリア・ドル	9,686,964	-	9,672,933	14,031
イギリス・ポンド	6,978,353	-	6,958,069	20,284
合　　計	52,864,079		52,981,402	193,287

(注) 時価の算定方法

1. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。

(1) 特定期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。

(2) 特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。

2. 特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託受益証券				-
日本・円	フィデリティ・USエクイ ティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用)	1,560,288,693	1,601,636,343	-
	フィデリティ・日本配当成 長株ファンド (適格機関投資家専用)	663,560,904	655,598,173	-
日本・円 小計		2,223,849,597	2,257,234,516	
投資信託受益証券 合計			2,257,234,516 (0)	
投資証券				-
アメリカ・ドル	FF-ASIA PAC GRWTH & INC	983,462.12	11,349,152.86	-
アメリカ・ドル 小計		983,462.12	11,349,152.86 (1,312,416,037)	
オーストラリア・ ドル	FF-AUSTRALIA FUND	188,458.26	7,655,174.52	-
オーストラリア・ ドル 小計		188,458.26	7,655,174.52 (651,608,455)	
イギリス・ポンド	FID INCOME PLUS FUND	4,651,447.64	10,768,101.28	-
イギリス・ポンド 小計		4,651,447.64	10,768,101.28 (2,290,375,142)	
投資証券 合計			4,254,399,634 (4,254,399,634)	
合計			6,511,634,150 (4,254,399,634)	

有価証券明細表注記

- 1．通貨種類毎の小計欄の（ ）内は、邦貨換算額であります。
- 2．合計金額欄の（ ）内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
- 3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入投資証券時価比率	合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	1銘柄	100.00%	30.85%
オーストラリア・ドル	投資証券	1銘柄	100.00%	15.32%
イギリス・ポンド	投資証券	1銘柄	100.00%	53.83%

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

< 参考情報 >

投資対象ファンドの財務情報

「フィデリティ・ワールド好配当株・ファンド」は、「フィデリティ・インカム・プラス・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド」、「フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド」、「フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）」、「フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）」を主要な投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」および「投資証券」はすべて同ファンドの投資信託受益証券および投資証券です。なお、以下に記載した情報は、ファンドの監査の対象外です。

フィデリティ・インカム・プラス・ファンド（英国籍証券投資法人）

フィデリティ・インカム・プラス・ファンド

総利益計算書

2006年2月28日終了年度

	注	2006年2月28日終了年度		2005年2月28日終了年度	
		千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
当期中の投資有価証券に係る純利益 / (損失)	4		113,963		72,603
その他の利益 / (損失)	5		(93)		(136)
収益	6	25,523		17,217	
費用	7	(8,146)		(5,103)	
財務費用：利息	9	(1)		(5)	
税引前純利益 / (損失)		17,376		12,109	
税額	8	(344)		(180)	
税引後当期純利益 / (損失)			17,032		11,929
当期総利益			130,902		84,396
財務費用：分配金	9		(23,415)		(15,950)
株主に帰属する純資産の変動			107,487		68,446

株主の純資産変動計算書

2006年2月28日終了年度

	注	2006年2月28日終了年度		2005年2月28日終了年度	
		千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド	千英ポンド
期首現在純資産額			539,593		381,095
株式の販売および買戻しによる変動					
株式発行受領額		136,532		108,813	
控除：株式消却支払額		(38,857)		(18,669)	
			97,675		90,144
印紙税			(230)		(92)
株主に帰属する純資産の変動（上記参照）			107,487		68,446
期末現在純資産額			744,525		539,593

貸借対照表

2006年2月28日現在

	注	2006年2月28日現在	2005年2月28日現在
		千英ポンド	千英ポンド
資産			
組入投資有価証券		726,496	532,205
債権	10	2,995	3,102
現金および銀行預金	11	30,621	15,397
資産合計		760,112	550,704
負債			
債務	12	(3,326)	(1,699)
利益分配株式に係る未払分配金純額		(12,261)	(9,412)
負債合計		(15,587)	(11,111)
株主に帰属する純資産		744,525	539,593

フィデリティ・インカム・プラス・ファンド
財務書類に対する注記
2006年2月28日現在

1. 会計方針

ファンドの財務書類は、当社の財務書類と同一の基準で作成されている。

2. 平準化

平準化は、分配期間中に販売された株式（以下「グループ2株式」という。）に対してのみ適用される。収益の平均額は、すべてのグループ2株式の販売価格に含められ、資本の返還として当該株式の株主に支払われる。資本に対して、所得税は課せられないが、キャピタル・ゲイン課税目的上の株式取得価額から控除されなければならない。

3. 偶発債務

期末現在、重大な偶発債務はなかった（2005年：なし）。

4. 投資有価証券に係る純利益 / （損失）

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
期中に売却した投資有価証券の手取額	404,923	226,486
期中に売却した投資有価証券の取得原価	334,152	201,464
期中に売却した投資有価証券に係る実現利益 / （損失）	70,771	25,022
過年度に認識済みの純（増価） / 減価	(36,883)	(10,554)
当期実現純増価 / （減価）	33,888	14,468
当期末実現純増価 / （減価）	80,075	58,135
投資有価証券に係る純利益 / （損失）	113,963	72,603

当期における投資有価証券純利益 / （損失）には、資本に振替えられた払戻手数料193,000英ポンド（2005年：156,000英ポンド）および特別分配金2,118,000英ポンド（2005年：なし）が含まれている。

投資有価証券純利益 / （損失）には、先物契約に関する利益1,525,000英ポンド（2005年：581,000英ポンド）が含まれている。

5. その他の利益 / （損失）

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
その他の為替差益 / （損）	(93)	(136)

6. 収益

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
英国配当	21,058	14,626
外国配当	2,943	1,505
英国株式配当	170	64
有価証券利息	428	-
銀行預金利子	770	605
引受手数料	-	1
オプションからのプレミアム収入	154	416
	25,523	17,217

7. 費用

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
ACD、ACD関連会社および係る代理店に対する未払金：		
投資運用報酬*	6,801	4,236
登録会社報酬	798	496
業務手数料	399	248
為替管理報酬	6	3
その他の運用費用	33	37
	8,037	5,020
預託会社、預託関連会社および係る代理店に対する未払金：		
預託報酬	57	42
保管報酬	39	33
有価証券手数料**	8	4
	104	79
その他の費用		
監査報酬	5	4
	5	4
費用合計	8,146	5,103

* 税引後投資運用報酬について、6,543,000英ポンド（2005年：4,082,000英ポンド）を超える部分は、分配金を計算する目的上、資本に振替えられた。

**有価証券手数料は、分配金を計算する目的上、資本に振替えられた。

8. 税金

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
(a) 当期税額の分析		
外国税額	344	180
(b) 当期税額に関する要素		
税引前純利益 / (損失)	17,376	12,109
純利益 / (損失) に法人標準税率20% (2005年 : 20%) を乗じた額	3,475	2,422
税効果 :		
課税目的上含められない収益	(4,246)	(2,938)
課税目的上控除されない費用	3	1
未利用運用費用の増加 / (減少)	768	515
外国税額	344	180
当期税額 (注記8(a))	344	180

オープン・エンド型投資会社は、譲渡益に係る税金を免除されているため、上記の調整に投資利益は含まれていない。

ファンドは、未控除超過費用による繰延税資産3,983,000英ポンド (2005年 : 3,216,000英ポンド) および適格未控除外国税による繰延税資産513,000英ポンド (2005年 : 178,000英ポンド) を有している。ファンドが将来的にこれらの費用を利用するだけの課税利益を生じるとは考えられないため、繰延税資産は認識されなかった。

9. 財務費用

分配金は、株式発行による受取収入および株式消却により減額された収入が考慮されている。

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
中間分配		
第27回 2005年7月18日	3,747	2,571
第28回 2005年10月18日	3,811	2,495
第29回 2005年1月18日	3,811	3,026
最終分配		
第30回 2006年4月18日	12,261	9,412
	23,630	17,504
加算：株式消却により減額された収入	600	295
減算：株式発行による受取収入	(815)	(1,849)
当期分配金純額	23,415	15,950
利息	1	5
財務費用合計	23,146	15,955
税引後純利益の当期分配金純額への調整：		
総利益計算書による税引後純利益	17,032	11,929
資本へ振替えられた収入 / 費用の足し戻し：		
外国株式配当*	-	(64)
英国株式配当	(170)	-
有価証券手数料	8	4
投資運用報酬*	6,543	4,082
繰越利益	2	(1)
	23,415	15,950

* 関連税効果控除後

1 株当たり分配金の詳細は、分配計算書に記載されている。

10. 債権

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
株式発行に係る未収金	-	652
決済待ちの売却	1,821	120
決済待ちの通貨の売却	-	782
未収払戻手数料	65	72
未収収益	1,079	1,470
未収外国税額	29	6
未収付加価値税	1	-
	2,995	3,102

11. 現金および銀行預金残高

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
先物クリアリング・ハウスおよびブローカー保管金	-	1,306
現金および銀行預金残高	30,621	14,091
	30,621	15,397

12. 債務

	2006年2月28日	2005年2月28日
	千英ポンド	千英ポンド
株式消却のための未払金	961	-
決済待ちの買入	1,631	391
決済待ちの通貨の買入	-	781
未払費用	734	527
	3,326	1,699

13. 金融商品エクスポージャー

通貨エクスポージャー

ファンドの金融資産の一部は、ファンドの基準通貨である英ポンド以外の通貨建てであり、貸借対照表および総利益計算書は通貨変動の影響を受けることがある。

2006年2月28日現在の通貨エクスポージャー：

通貨	投資有価証券 千英ポンド	現金残高 千英ポンド	債権 / (債務) 千英ポンド	エクスポージャー 合計 千英ポンド
ユーロ	70,081	-	29	70,110
英ポンド	645,746	30,621	(12,686)	663,681
米ドル	10,669	-	65	10,734
合計	726,496	30,621	(12,592)	744,525

2005年2月28日現在の通貨エクスポージャー：

通貨	投資有価証券 千英ポンド	現金残高 千英ポンド	債権 / (債務) 千英ポンド	エクスポージャー 合計 千英ポンド
デンマーク・ クローネ	8,300	-	-	8,300
ユーロ	41,097	-	6	41,103
英ポンド	478,772	15,396	(8,089)	486,079
米ドル	4,036	1	74	4,111
合計	532,205	15,397	(8,009)	539,593

通貨は、投資有価証券および外貨建契約の取引通貨に基づいている。

金融資産および金融負債の金利リスクの概略

2006年2月28日現在のファンドにおける金融資産の金利リスクの概略：

通貨	変動利付金融資産 千英ポンド	固定利付金融資産 千英ポンド	無利息金融資産 千英ポンド	資産合計 千英ポンド
ユーロ	-	-	70,110	70,110
英ポンド	30,621	7,574	641,073	679,268
米ドル	-	-	10,734	10,734
合計	30,621	7,574	721,917	760,112

2005年2月28日現在のファンドにおける金融資産の金利リスクの概略：

通貨	変動利付金融資産 千英ポンド	固定利付金融資産 千英ポンド	無利息金融資産 千英ポンド	資産合計 千英ポンド
デンマーク・ クローネ	-	-	8,300	8,300
ユーロ	-	-	41,493	41,493
英ポンド	15,396	-	481,015	496,411
米ドル	1	-	4,499	4,500
合計	15,397	-	535,307	550,704

2006年2月28日現在のファンドにおける金融負債の金利リスクの概略：

通貨	変動利付金融負債 千英ポンド	*無利息金融負債 千英ポンド	*負債合計 千英ポンド
英ポンド	-	760,112	760,112

*すべての株式を買戻すためのファンドの負債に関する744,525,000英ポンドが含まれる。

2005年2月28日現在のファンドにおける金融負債の金利リスクの概略：

通貨	変動利付金融負債 千英ポンド	*無利息金融負債 千英ポンド	*負債合計 千英ポンド
ユーロ	-	390	390
英ポンド	-	549,925	549,925
米ドル	-	389	389
合計	-	550,704	550,704

*すべての株式を買戻すためのファンドの負債に関する539,593,000英ポンドが含まれる。

当期および前期において銀行預金残高に係る受取利息および支払利息は、預託会社が提示する変動金利によるものである。当期中の平均の受取利率および支払利率は、以下のとおりであった。

	2006年2月28日終了年度		2005年2月28日終了年度	
	平均利率		平均利率	
通貨	受取	支払	受取	支払
英ポンド	4.40%	5.02%	4.28%	5.16%
米ドル	3.35%	4.44%	1.53%	2.60%

ファンドは、重要な固定利付有価証券を保有していないため、ファンドに係る金利エクスポージャーは最低限（2005年：最低限のエクスポージャー）である。

金融資産および金融負債の公正価値

金融資産および金融負債は、貸借対照表に計上されている価値とその公正価値の間に重大な差はない。

ポートフォリオ計算書の経済的エクスポージャーへの調整

	2006年2月28日		2005年2月28日	
	時 価 千英ポンド	経済的エク スポージャー 千英ポンド	時 価 千英ポンド	経済的エク スポージャー 千英ポンド
英国				
ロンドン株価指数100先物	-	-	141	14,441
その他の投資有価証券	637,221	637,221	482,254	482,254
英国合計	637,221	637,221	482,395	496,695
純資産額中の比率	85.59%	85.59%	89.40%	92.05%
その他の国家	89,275	89,275	49,810	49,810
純資産額中の比率	11.99%	11.99%	9.23%	9.23%
ポートフォリオ資産	726,496	726,496	532,205	546,505
その他の純資産	18,029	18,029	7,388	7,388
ポジションに要する現金	-	-	-	(14,300)
純資産額	744,525	744,525	539,593	539,593

金融商品エクスポージャーに関する詳細な開示については、全体勘定の注記16を参照のこと。

14. 関連会社

ACD（フィデリティ・インベストメント・サービス・リミテッド）は、ファンドの運用に対して影響力を有するため、財務報告基準第8号に基づく関連会社とみなされる。ACDは、ファンドにおけるすべての株取引において主体として行動する。発行によって受取った現金総額および消却によって支払った現金総額は、株主の純資産変動計算書に開示されており、また期末現在の株取引に関するACDに対する未払金および未収金は、注記10および注記12に開示されている。

ACDによる業務に対する支払は、注記7に開示されている。かかる業務に対する期末現在の未払金699,000英ポンド（2005年：505,000英ポンド）は、注記12において未払費用に含まれている。

ACDは、当期中にファンドと有価証券取引を行わなかった。

保有明細（2006年2月28日現在）

フィデリティ・インカム・プラス・ファンド

ポートフォリオ計算書

2006年2月28日現在

組入投資有価証券	保有額	時価 (千英ポンド)	純資産総額 割合(%)
金融 - 27.11% (26.80%)			
Royal Bank of Scotland	2,769,500	53,548	7.19
HBOS	3,319,100	35,904	4.82
HSBC (UK)	3,545,800	35,041	4.71
Lloyds TSB	3,769,897	20,942	2.81
Legal & General	9,543,400	12,585	1.69
Dresdner	12,157,300	7,574	1.02
Alliance & Leicester	635,481	6,947	0.93
Provident	917,100	5,537	0.74
Hiscox	2,093,607	5,268	0.71
Britannia Insurance	4,674,550	4,920	0.66
Cattles	1,187,700	4,141	0.56
Intermediate Capital	269,300	3,769	0.51
F&C Asset Management	1,689,200	3,668	0.49
Mapeley (UK)	64,400	1,979	0.27
		201,823	27.11
消費者サービス - 15.52% (15.56%)			
Emap	2,028,146	19,379	2.60
Reed Elsevier	3,426,000	17,721	2.38
Kesa Electricals	4,346,866	11,617	1.56
Whitbread	984,997	10,562	1.42
PartyGaming	6,595,400	8,525	1.14
Go-Ahead	394,000	7,059	0.95
Yell	1,247,306	6,924	0.93
First	1,407,100	5,915	0.79
DSG	3,137,324	5,439	0.73
Trinity Mirror	909,352	5,224	0.70
Woolworths	14,201,300	4,882	0.66
HMV	2,405,132	4,431	0.60
Matalan	2,177,085	4,014	0.54
Pendragon	634,572	3,840	0.52
		115,532	15.52

組入投資有価証券	保有額	時価 (千英ポンド)	純資産総額 割合(%)
石油・ガス - 14.77% (10.42%)			
BP	8,345,169	53,346	7.17
Royal Dutch Shell (B)(UK)	1,598,059	28,885	3.88
ENI	861,247	14,115	1.89
Total	93,900	13,620	1.83
消費財 - 14.17% (16.74%)		109,966	14.77
British American Tobacco	1,523,039	20,812	2.80
Imperial Tobacco	1,073,700	18,441	2.48
Reynolds American	175,935	10,669	1.43
Taylor Woodrow	2,461,400	10,181	1.37
Wimpey George	1,828,211	10,149	1.36
Renault	150,000	8,440	1.13
Wilson Bowden	512,600	7,645	1.03
Gallaher	765,590	6,800	0.91
Britvic	2,361,100	6,593	0.89
Scottish & Newcastle	1,098,600	5,666	0.76
Uniq	60,033	79	0.01
資本財 - 11.02% (13.42%)		105,475	14.17
BAE Systems	4,154,224	17,671	2.37
Deutsche Post	720,000	10,771	1.45
Rolls-Royce	2,392,879	10,624	1.43
Smiths	1,043,600	9,875	1.33
Rexam	1,414,236	7,276	0.98
Rentokil Initial	4,243,000	6,667	0.89
Weir	1,487,482	6,636	0.89
Travis Perkins	396,800	5,954	0.80
AMEC	1,052,500	4,206	0.56
FKI	1,925,400	2,362	0.32
通信サービス - 7.75% (6.03%)		82,042	11.02
Vodafone	31,335,804	34,587	4.65
Belgacom	517,100	8,844	1.19
KPN	1,269,400	7,568	1.01
Telecom Italia	5,144,400	6,723	0.90
公益 - 6.22% (4.04%)		57,722	7.75
National Grid Transco	3,264,569	19,612	2.63
Scottish Power	2,650,700	15,507	2.08
Centrica	3,812,500	11,252	1.51
		46,371	6.22

組入投資有価証券	保有額	時価 (千英ポンド)	純資産総額 割合(%)
素材 - 1.02% (1.87%) BOC	500,300	7,565	1.02
		7,565	1.02
組入投資有価証券		726,496	97.58
その他の純資産		18,029	2.42
純資産		744,525	100.00

すべての保有証券は、特に記載のない限り、普通株式である。

2005年12月31日より、FTSEインデックスで保有されていた有価証券は、産業分類ベンチマーク（以下「ICB」という。）分類システム（FTSEおよびダウ・ジョーンズ社のインデックス・コラボレーション）に再分類されている。比較数値は、2005年2月28日現在の業種配分を表しており、ICBの分類を用いて再表示されている。

フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

純資産計算書（2005年4月30日現在）

通貨	豪ドル
資産	
投資有価証券時価評価額	269,450,117
銀行預金	-
現金および預金	2,537,747
投資有価証券売却未収金	5,629,581
ファンド株式発行未収金	11,128,357
未収配当金および未収利息	202,868
先物契約に係る未実現利益	-
為替予約契約に係る未実現利益	-
金利スワップに係る未実現利益	-
その他の未収金	-
資産合計	288,948,670
負債	
投資有価証券購入未払金	5,707,220
ファンド株式買戻未払金	166,315
未払金および未払費用	479,693
先物契約に係る未実現損失	-
為替予約契約に係る未実現損失	-
金利スワップに係る未実現損失	-
その他の未払金	984,790
当座借越	-
負債合計	7,338,018
純資産額：2005年4月30日現在	281,610,652
純資産額：2004年4月30日現在	213,507,948
純資産額：2003年4月30日現在	222,380,748

2005年4月30日現在発行済株式数

クラスA株式（ファンド通貨）	9,262,199
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	84,465
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2005年4月30日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	29.99
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	35.19
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2004年4月30日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	25.17
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	27.06
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

投資有価証券取得原価	230,129,817
------------	-------------

- クラスB株式は、ルクセンブルグ、香港、マカオおよび台湾における販売が認可されている。

運用および純資産変動計算書（2005年4月30日終了年度）

通貨	豪ドル
投資収益	
受取配当金および受取利息総額	8,898,487
スワップに係る受領利息	-
源泉徴収税	(531,484)
受取配当金および受取利息純額	8,367,003
費用	
投資運用報酬	3,591,896
一般管理費	770,051
国税	138,315
保管報酬	141,390
印刷・公告費	42,249
銀行手数料	22,288
法務および監査報酬	8,326
株主への報告書	21,240
登録・事務代行報酬	12,487
販売報酬	16,567
雑費	6,432
費用合計	4,771,241
スワップに係る支払利息	-
ブローカー支払費用	(6,808)
費用払戻	-
費用純額	4,764,433
純投資収益（損失）	3,602,573
投資対象取引に係る実現純（損）益	20,716,163
為替予約契約に係る実現純（損）益	-
先物契約に係る実現純（損）益	-
投資有価証券未実現評価（損）益の純変動	17,029,856
為替予約契約に係る未実現評価（損）益の純変動	-
金利スワップに係る未実現評価（損）益の純変動	-
先物契約に係る未実現評価（損）益の純変動	-
運用実績	41,348,592
株主への配当金	(4,019,378)
資本取引	
ファンド株式発行手取金	118,198,891
ファンド株式買戻支払額	(87,425,401)
平準化	-
資本取引による増加（減少）	30,773,490
純増加（減少）	68,102,704
純資産	
期首	213,507,948
期末	281,610,652

- クラスB株式は、ルクセンブルグ、香港、マカオおよび台湾における販売が認可されている。

株数変動表（2005年4月30日終了年度）

通貨	豪ドル
	株
クラスA株式：発行株数	
期首現在発行済株数	8,462,910
発行株数	3,975,938
買戻株数	(3,176,649)
株数の純増(減)	799,289
期末現在発行済株数	9,262,199
クラスA株式（ユーロ）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（英ポンド）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（日本円）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスB株式（米ドル）：発行株数	
期首現在発行済株数	14,141
発行株数	92,277
買戻株数	(21,953)
株数の純増(減)	70,324
期末現在発行済株数	84,465
クラスE株式（ユーロ）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-

- クラスB株式は、ルクセンブルグ、香港、マカオおよび台湾における販売が認可されている。

純資産計算書（2005年10月31日現在：未監査）

通貨	豪ドル
資産	
投資有価証券時価評価額	386,847,045
銀行預金	-
現金および預金	17,226,925
投資有価証券売却未収金	171,890
ファンド株式発行未収金	2,239,592
未収配当金および未収利息	81,435
先物契約に係る未実現利益	-
為替予約契約に係る未実現利益	-
金利スワップに係る未実現利益	-
その他の未収金	-
資産合計	406,566,887
負債	
投資有価証券購入未払金	1,224,734
ファンド株式買戻未払金	-
未払金および未払費用	668,103
先物契約に係る未実現損失	-
為替予約契約に係る未実現損失	-
金利スワップに係る未実現損失	-
その他の未払金	99,757
当座借越	-
負債合計	1,992,594
純資産額：2005年10月31日現在	404,574,293
純資産額：2005年4月30日現在	281,610,652
純資産額：2004年4月30日現在	213,507,948
純資産額：2003年4月30日現在	222,380,748

2005年10月31日現在発行済株式数

クラスA株式（ファンド通貨）	11,424,895
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	58,312
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2005年10月31日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	35.14
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	39.52
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2005年4月30日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	29.99
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	35.19
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

	米ドル
投資有価証券取得原価	304,203,544

- クラスB株式は、ルクセンブルグ、香港、マカオおよび台湾における販売が認可されている。

財務書類に対する注記

2005年4月30日

1. 一般事項

フィデリティ・ファンズSICAV（以下「当社」という。）は、オープン・エンド型投資会社であり、1990年6月15日、ルクセンブルグにおいてSICAV（変動資本を有する会社型投資信託）として設立された。当社は、有価証券、現金およびその他の資産の個別の投資ポートフォリオに関連するサブ・ファンド（以下「ファンド」という。）で構成される。2005年4月30日現在、当社は80のファンドで構成されている。

以下の株式クラスが、当期中に解散した。

ファンド名	株式クラス	解散日
フィデリティ・ファンズ - USハイ・イールド・ファンド	クラスA（日本円）	2004年6月16日
フィデリティ・ファンズ - ユナイテッド・キングダム・ファンド	クラスB（米ドル）	2004年9月17日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - アセアン・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - アジアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - コンシューマー・インダストリーズ・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - インドネシア・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - インターナショナル・ファンド	クラスB（米ドル）	2004年10月18日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - ジャパン・スモラー・カンパニーズ・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - コリア・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - ノルディック・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - スイス・ファンド	クラスB（米ドル）	2004年10月18日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日

以下のファンドが、当期中に設定された。

ファンド名	株式クラス	設定日
フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド	クラスA（米ドル）	2004年8月23日
	クラスA（ユーロ）	2004年8月23日
	クラスA（英ポンド）	2004年8月23日
	クラスB（米ドル）	2004年8月23日
フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド	クラスA（米ドル）	2004年12月16日
	クラスB（米ドル）	2004年12月16日
フィデリティ・ファンズ - FAWFアメリカン・ダイバーシファイド・ファンド	クラスA（米ドル）	2005年2月25日

以下の株式クラスが、当期中に設定された。

ファンド名	株式クラス	設定日
フィデリティ・ファンズ - チャイナ・フォーカス・ファンド	クラスA（英ポンド）	2004年10月4日

取締役会は、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の承認に従って、異なる投資目的を有するファンドを随時解散および追加設定することができる。

2005年4月30日までは、韓国における投資有価証券は、通常ラブアン（マレーシア）において設立されたフィデリティ・ファンズの全額出資子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッド（以下「子会社」という。）を通じて保有されていた。子会社のすべての未収金、未払金および投資有価証券は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの純資産計算書に連結されており、子会社のすべての収益および費用は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの運用および純資産変動計算書に連結されている。子会社に所有されている有価証券は、フィデリティ・ファンズ SICAVおよびフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの該当する投資有価証券ポートフォリオにおいて個別に開示されている。社内相互間の残高は、連結に際して消去されている。フィデリティ・ファンズの子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッドを通じて保有されたフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドに関するすべての資産は、2005年6月8日にフィデリティ・ファンズSICAVに移転された。当該日から、フィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの韓国証券市場におけるすべての投資は、子会社経由ではなく直接行われている。子会社は、解散または売却されることになっている。

フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンドは、モーリシャスの全額出資子会社子会社であるフィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドを通じてインドの有価証券に投資する。同社は、フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンドを代表して投資活動を行うことのみを目的としている。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドのインドの有価証券に関する投資顧問および運用業務を提供する。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、自社のためおよびインドの法律に基づく海外機関投資家（以下「FII」という。）である承認された顧客勘定のためにインドに投資することについて、インド証券取引委員会およびインド準備銀行から承認を受けている。フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドは、インドの有価証券に投資するためにフィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドのFIIライセンスのFIIサブ・アカウントとして登録されている。

2．重要な会計方針

有価証券の評価

証券取引所で取引されている投資有価証券は、当該有価証券が取引されている主要な証券取引所における当該有価証券の評価時に入手可能な直近の価格で評価される。店頭市場で取引されている有価証券も、同様の方法で評価される。規制ある取引所で取引されていない譲渡性のある短期債務証券および短期金融商品の評価額は、償却原価法により決定される。この方式によれば、償却原価は、有価証券を取得原価で評価した後に額面から割引（プレミアム）を定率により満期まで増価（減価）することにより決定される。その他の資産はすべて、当社の取締役が適切と考える方法で評価される。当社は、制限付証券を所有しておらず、ファンドの投資有価証券明細表に特に明記してある場合を除き、すべての保有有価証券は公認の市場で値付けされている。

銀行預金

すべての銀行預金は、額面金額格で計上される。

投資有価証券取引

投資有価証券取引は、有価証券の購入日または売却日に計上される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価法により行われる。

先物取引

先物取引は、契約の開始日または終了日に計上される。実現損益は先入先出法に基づいている。ポートフォリオが未実現損益として財務報告目的で計上する基礎的指数または有価証券の日々の評価額の変動に応

じた後発的な支払または受領は、日々ポートフォリオによって行われる。先物取引から生じた未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

為替予約契約

為替予約契約は、決算日の実勢為替予約レートおよび満期までの残存期間に適用される為替予約レートに基づいて評価される。為替予約契約の未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

金利スワップ

いくつかのファンドは、当期中にヘッジ目的によるスワップ契約を締結しており、その旨運用および純資産変動計算書ならびに純資産計算書に開示されている。かかる契約の未収利息および未払利息は日々見越計上され、スワップによる将来の期待支出は市場レートで評価される。

外国為替

当社の基準通貨は米ドルである。2005年4月30日現在の資産および負債は、同日における実勢為替レートで換算されている。取締役は、各ファンドの基準通貨を決定する。当期中のすべての外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで各ファンドの基準通貨に換算されている。

ファンド株式取引

各ファンド株式の一株当たりの発行および買戻価格は、取引日の一株当たりの純資産価格である。

創立費

新たに設定されるファンドについて発生する費用は、期中の営業費用に計上される。

収 益

株式に対する配当金は、有価証券が配当落ちとなった時点で認識される。利息は、発生基準で計上される。

資産の合同運用

効率的な運用のため、ファンドの投資方針が許容する場合、取締役会は、フィデリティ・ファンズ内で一定のファンド資産の合同運用を選択することができる。そのような場合には、個々のファンド資産は合同で運用される。合同運用のテクニックにより、端数が生じる場合がある。これらの端数の評価額は、期末における合同運用ファンドのポートフォリオ中の組入有価証券の市場価格に基づいており、ポートフォリオの時価総額に含まれている。これらの金額は重要でないため、投資有価証券明細表の「端数」に含まれている。

連結勘定

連結財務書類は米ドルで表示されており、個々のサブ・ファンドの財務書類の合算を表している。米ドル以外の通貨で表示されている財務書類は、期末の実勢為替レートで換算されている。

3．投資運用報酬および投資運用会社またはその関係会社とのその他の取引

フィデリティ・インターナショナル・リミテッド（以下「FIL」という。）は、投資運用会社に任命されており、当社に対して各ファンドの日々の投資運用業務を提供する。1990年6月25日付投資運用契約（改正済）に基づき、FILは、各ファンドの平均純資産総額に基づいて日々発生する月次の投資運用報酬を下表に示す年率で受領する。

ファンド名 / ファンドの種類	年間運用報酬	資産配分報酬
エクイティ・ファンド	1.50%	なし
バランスト・ファンド	1.00%	なし
ボンド・ファンド	0.75%	なし
キャッシュ・ファンド	0.40%	なし
アセット・アロケーション・ファンド	0.40% - 1.50% ¹	0.50%
米ドル建フィデリティ・ライフスタイル・ファンド	0.40% - 1.50% ²	0.30%
フィデリティ・ターゲットTM 2010 ユーロ・ファンド	1.10% ³	0.30%
フィデリティ・ターゲットTM 2015 ユーロ・ファンド	1.50% ⁴	0.30%
フィデリティ・ターゲットTM 2020 ユーロ・ファンド	1.50% ⁵	0.30%
例 外		
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	0.60%	なし
グロース・アンド・インカム・ファンド	1.25%	なし
USハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし

- 1 ファンドの構成に基づく加重値。
- 2 ファンドの各割当分に対する加重値が追加で課されている。
- 3 2008年1月1日に0.85%に引き下げられる。
- 4 2008年1月1日に1.10%に引き下げられ、2013年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 5 2013年1月1日に1.10%に引き下げられ、2018年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。

FILおよびその関係会社であるFILUXは、評価額の計算、記帳および管理事務業務を当社に提供しており、これらの業務に対する報酬として、2005年4月30日に終了した年度に合計で146,586,380米ドル（2004年：111,114,000米ドル）を取得した。

フィデリティ・アドバイザー・ワールド・ファンズの各クラスの株式を取得できるのは、投資信託またはフィデリティによって運用される口座に資産を保有する投資家のみである。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬を除く出費および費用は、FILおよびその関係会社に請求され、直接支払われる。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬は、ファンドに課せられるが、FILおよびその関連会社によって全額払い戻される。

FILは、そのいかなるまたはすべての報酬を放棄することができ、2005年4月30日に終了した年度の費用総額について、各ファンドの平均純資産額に対する以下の固定年率を限度とすることに同意した。エクイティ・ファンド 2.50%（保管報酬を除く。）、バランスト・ファンド 2.00%（保管報酬を除く。）、ボンド・ファンド（ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンドおよびUSハイ・イールド・ファンドを除く。） 1.15%（保管報酬を含む。）、インデックス・ファンド 1.00%（保管報酬を含む。）。結果として、一部の費用はいくつかのファンドに払い戻され、当該金額は個別に運用および純資産変動計算書に開示されている。

当社の役員および取締役の一部は、FILの取締役、役員または従業員でもある。フィデリティ・インベストメンツ・ディストリビューターズ（以下「FID」という。）は、FILの全額出資子会社である。当社の総販売会社としての業務遂行に対し、FIDは、当社株式の販売にかかる販売手数料を受領する権利を有する。2005年4月30日に終了した年度に、FIDは合計8,081,110米ドル（2004年：12,673,960米ドル）の販売手数料を留保した。販売手数料の一部は、ファンド株式の販売に関与した仲介業者に支払われる。

関連ブローカーを通して実行された当社の取引の合計総評価額は、457,827,209米ドル（2004年：606,626,225米ドル）である。かかる取引は、2005年4月30日に終了した年度の当社の取引合計額の1.00%（2004年：1.00%）にあたる。2005年4月30日に終了した年度について、関連ブローカーに支払われたブローカー手数料総額は、0.06%（2004年：0.08%）の手数料平均レートで271,008米ドル（2004年：505,984

米)ドルであった。これは、手数料支払総額の0.26% (2004年: 0.58%) にあたる。FILは、当社の費用を相殺するために当該取引からの手数料の一部を払い戻すことに合意している一部のブローカーに対し、一定のポートフォリオ取引を行うよう指示している。この合意に基づき、2005年4月30日に終了した年度について、当社の費用は11,902,674米ドル (2004年: 8,238,723米ドル) 減少した。

4. 取締役報酬

2005年4月30日に終了した年度について支払われた取締役報酬の合計額は284,137米ドル (2004年: 213,000米ドル) であり、2005年10月6日付の年次株主総会における株主の承認を条件とする。かかる承認を条件とし、取締役は33,000ユーロの年間報酬に出席した株主総会毎に2,750ユーロを加算した額を受領する権利を有する。投資運用会社または販売会社と関連のある取締役は、2005年4月30日に終了した年度の報酬を放棄した。

5. 貸付有価証券

2005年4月30日現在、当社は、1,394,063,605 (2004年: 997,864,855米ドル) に相当する有価証券を貸付け、2005年4月30日現在1,471,963,784米ドル (2004年: 1,072,661,313米ドル) の時価を有する担保を受領した。以下の表は、2005年4月30日現在ファンドが貸付けた有価証券の内訳を開示したものである。

ファンド名	有価証券評価額 (米ドル)
ヨーロッパ・グロース・ファンド	785,167,637
ユーロ・ブルー・チップ・ファンド	91,806,679
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	64,539,471
スイス・ファンド	60,108,765
ヨーロッパ・スモラー・カンパニーズ・ファンド	56,911,255
ユーロ・パンランスト・ファンド	42,861,930
ヨーロッパ・アグレッシブ・ファンド	42,357,691
ワールド・ファンド	41,851,228
インターナショナル・ファンド	41,293,889
ノルディック・ファンド	30,856,251
ジャーマニー・ファンド	23,011,691
FPSグロース・ファンド	21,780,399
イタリア・ファンド	14,161,073
ヨーロッパ・ラジャー・カンパニーズ・ファンド	10,605,390
ヨーロッパ・ミッド・キャップ・ファンド	10,567,674
FPS モデレート・グロース・ファンド	9,741,207
FAWFヨーロッパ・ファンド	8,028,764
フィデリティ・セレクション・インターナショナル	5,683,459
FPSグローバル・グロース・ファンド	5,028,787
フィデリティ・セレクション・ヨーロッパ	4,260,605
ファイナンシャル・サービス・ファンド	2,908,617
フランス・ファンド	2,844,246
インダストリアルズ・ファンド	2,240,719
ヘルス・ケア・ファンド	2,122,390
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	2,059,548
ユナイテッド・キングダム・ファンド	1,816,576
グローバル・フォーカス・ファンド	1,446,252

ファンド名	有価証券評価額 (米ドル)
コンシューマー・インダストリーズ・ファンド	1,388,457
FPS ディフェンシブ・ファンド	1,352,128
FAWFインターナショナル・ファンド	1,237,702
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	910,762
グロース・アンド・インカム・ファンド	701,066
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ファンド	542,952
FPS スターリング・グロース・ファンド	456,175
フィデリティ・ターゲット™ 2015 ユーロ・ファンド	399,831
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ユーロ・ファンド	356,370
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ユーロ・ファンド	343,776
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ファンド	312,192

債券で構成される担保は保管銀行が保管しており、財務書類には反映されていない。貸付有価証券からの収益20,597,555米ドルは、運用および純資産変動計算書における受取配当金および受取利息総額勘定に含まれている。

6. 税 制

当社は、収益または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに対するいかなるルクセンブルグの税金も課せられず、またルクセンブルグの源泉税も課せられない。ファンドは、エクイティ、ボンド、バランスト、アセット・アロケーションおよびフィデリティ・ライフスタイル・ファンドについては0.05%、ならびにキャッシュ・ファンドおよびリザーブド・ファンドについては0.01%の年次税の対象となっている。この税金は、各四半期末日のファンドの純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる。キャピタル・ゲイン、配当金および利息に対して当該発生国においてキャピタル・ゲインおよび源泉税もしくはその他の税を課せられる場合があり、かかる税金はファンドまたは株主によって回収することはできない。

7. 平準化

ボンド・ファンド、バランスト・ファンドおよびキャッシュ・ファンドの株式には、収益平準化調整が適用される。これらの調整は、配当対象期間に関して配当される一株当たり収益が、当該期間中の発行株式数の変動に影響されないことを保証するものである。平準化計算は、投資純利益に基づいている。

8. 配当金支払

2005年4月30日に終了した年度中に、以下の配当金が支払われた。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落日
アセアン クラスA	米ドル	0.0850	2004年8月2日
アジア・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド クラスA	米ドル	0.0098	2004年8月2日
オーストラリア・ファンド クラスA	オーストラリア・ ドル	0.4841	2004年8月2日
オーストラリア・ファンド クラスB	米ドル	0.1576	2004年8月2日
エマージング・マーケット・ファンド クラスA	米ドル	0.0187	2004年8月2日
ユーロ・パンランスト・ファンド	ユーロ	0.1888	2004年8月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0285	2004年7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0294	2005年4月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0295	2004年10月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0296	2004年8月2日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0297	2004年12月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0298	2004年6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0300	2004年11月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0313	2005年1月4日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0318	2004年9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0318	2005年3月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0322	2004年5月3日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0331	2005年2月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0227	2004年7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0234	2004年6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0237	2004年10月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0239	2004年8月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0246	2004年11月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0251	2005年4月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0252	2004年12月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0256	2004年9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0266	2004年5月3日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0276	2005年3月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0287	2005年1月4日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0308	2005年2月1日
ユーロ・ボンド・ファンド クラスA	ユーロ	0.4700	2004年8月2日
ユーロ・キャッシュ・ファンド	ユーロ	0.1324	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA	ユーロ	0.1181	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスB	米ドル	0.0537	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスE	ユーロ	0.0251	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA GBP-	英ポンド	0.0016	2004年8月2日
マネービルダー・ヨーロッパ・インデックス			
ヨーロッパ・グロース・ファンド クラスA	ユーロ	0.0170	2004年8月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0469	2005年4月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0470	2005年3月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0475	2005年2月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0477	2005年1月4日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0500	2004年10月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0508	2004年5月3日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0510	2004年12月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0523	2004年7月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0523	2004年8月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0525	2004年6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0534	2004年9月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0534	2004年11月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0420	2005年3月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0428	2005年4月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0435	2004年10月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0444	2004年5月3日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0447	2005年2月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0453	2004年6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0458	2005年1月4日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0460	2004年7月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0462	2004年8月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0465	2004年9月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0477	2004年12月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0480	2004年11月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド クラスA	ユーロ	0.5298	2004年8月2日
ヨーロッパ・ラジャール・カンパニーズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0271	2004年8月2日
ヨーロッパ・スモラー・カンパニーズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0086	2004年8月2日
FAWF-アジア・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	米ドル	0.1298	2004年8月2日
FAWF-ヨーロッパ・ファンド	米ドル	0.2331	2004年8月2日
FAWF-インターナショナル・ファンド	米ドル	0.3315	2004年8月2日
FAWF-パシフィック・ファンド	米ドル	0.1186	2004年8月2日
FAWF-USドル・ボンド・ファンド	米ドル	0.1288	2005年2月1日
FAWF-USドル・ボンド・ファンド	米ドル	0.1339	2004年8月2日
FAWF-USハイ・インカム・ファンド	米ドル	0.7772	2004年8月2日
FAWF-USラージ・キャップ・ストック・ファンド	米ドル	0.0784	2004年8月2日
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	0.1186	2004年8月2日
FPSモデルート・グロース・ファンド	ユーロ	0.1191	2004年8月2日
フランス・ファンド クラスA	ユーロ	0.0227	2004年8月2日
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	0.1439	2004年8月2日
グレーター・チャイナ・ファンド クラスA	米ドル	0.2715	2004年8月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0074	2005年3月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0077	2005年4月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0081	2005年2月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0087	2005年1月4日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0088	2004年12月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0094	2004年9月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0095	2004年10月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0098	2004年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0100	2004年8月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0122	2004年7月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0150	2004年5月3日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0155	2004年6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0009	2004年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0012	2004年10月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0014	2004年9月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0021	2004年8月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0040	2004年7月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0069	2004年5月3日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0071	2004年6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド クラスA	米ドル	0.0318	2004年8月2日
イベリア・ファンド クラスA	ユーロ	0.0055	2004年8月2日
インドネシア・ファンド クラスA	米ドル	0.0109	2004年8月2日
インダストリアルズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0194	2004年8月2日
インダストリアルズ・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.0004	2004年8月2日
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	0.0332	2004年8月2日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスA	米ドル	0.1039	2004年8月2日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスE	ユーロ	0.0463	2004年8月2日
マレーシア・ファンド	米ドル	0.0065	2004年8月2日
ノルディック・ファンド クラスA	スウェーデン・ クローネ	0.5424	2004年8月2日
シンガポール・ファンド	米ドル	0.1128	2004年8月2日
サウス・イースト・アジア・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.0040	2004年8月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2004年5月3日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0035	2005年2月1日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0037	2004年8月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0038	2004年11月1日
フィデリティ・ターゲット TM 2010ユーロ・ファンド	ユーロ	0.1238	2004年8月2日
フィデリティ・ターゲット TM 2010ファンド	米ドル	0.0404	2004年8月2日
フィデリティ・ターゲット TM 2015ユーロ・ファンド	ユーロ	0.0221	2004年8月2日
タイランド・ファンド クラスA	米ドル	0.1519	2004年8月2日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスA	英ポンド	0.0136	2004年8月2日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスB	米ドル	0.0662	2004年8月2日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスE	ユーロ	0.0448	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0244	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0251	2004年5月3日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0251	2004年6月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0254	2004年7月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0264	2004年9月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0264	2005年4月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0265	2004年12月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0267	2005年2月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0268	2005年1月4日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0269	2005年3月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0271	2004年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0272	2004年10月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0185	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0190	2004年6月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0191	2004年5月3日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0193	2004年7月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0195	2004年10月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0197	2004年9月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0205	2005年2月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0206	2004年12月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0207	2005年1月4日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0209	2004年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0213	2005年3月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0203	2005年4月1日
USドル・ボンド・ファンド クラスA	米ドル	0.0559	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド クラスA	米ドル	0.1077	2005年2月1日
USドル・キャッシュ・ファンド	米ドル	0.0381	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0508	2004年5月3日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0517	2004年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0518	2004年12月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0527	2005年2月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0538	2005年1月4日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0545	2004年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0551	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0555	2004年10月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0565	2004年9月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0570	2004年7月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0570	2005年4月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0573	2005年3月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0444	2004年5月3日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0447	2004年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0449	2004年12月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0461	2005年2月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0468	2005年1月4日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0476	2004年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0484	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0487	2004年10月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0492	2004年9月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0505	2004年7月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0513	2005年4月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0526	2005年3月1日
USハイ・イールド・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.4883	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.5729	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド クラスA USD	米ドル	0.6143	2004年8月2日

9．金利スワップ

2005年4月30日現在、一部のファンドは金利スワップ契約に関する未決済契約を有していた。ファンド毎の未実現純利益または未実現純損失のポジションは、純資産計算書に開示されており、金利スワップ契約に基づく支払利息および受取利息は、運用および純資産変動計算書に開示されている。

10．先物証拠金

2005年4月30日現在、未決済の先物証拠金が、ブローカー保管の現金残高として存在しており、これは純資産計算書における銀行預金勘定に含まれている。以下の表は、同日現在、ブローカー保管の先物証拠金の現金額について、ファンド毎の内訳を示すものである。

ファンド名	通貨	先物証拠金
ヨーロッパ・グロース・ファンド	ユーロ	35,264,410
インド・フォーカス・ファンド	米ドル	25,774,183
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	1,537,556
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	ユーロ	772,285
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	ユーロ	675,937
FPSモデレート・グロース・ファンド	ユーロ	512,631
ユーロ・バランスト・ファンド	ユーロ	471,452
インターナショナル・ファンド	米ドル	469,970
USドル・ボンド・ファンド	米ドル	372,606
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	298,683
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	120,159
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	92,881
グロース・アンド・インカム・ファンド	米ドル	71,683
FPSグロース・ファンド	ユーロ	68,741
FPSグローバル・グロース・ファンド	米ドル	50,946
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	48,360
フィデリティ・ターゲット TM 2010 ユーロ・ファンド	ユーロ	37,410
フィデリティ・セクション・インターナショナル	ユーロ	29,453
フィデリティ・ターゲット TM 2010 ファンド	米ドル	23,652
フィデリティ・セクション・ヨーロッパ	ユーロ	23,095
FAWF USドル・ボンド・ファンド	米ドル	18,518
フィデリティ・ターゲット TM 2020 ファンド	米ドル	14,555
FAWFインターナショナル・ファンド	米ドル	14,032
フィデリティ・ターゲット TM 2015 ユーロ・ファンド	ユーロ	13,094
FPSスターリング・グロース・ファンド	英ポンド	6,629
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	ユーロ	6,349
フィデリティ・ターゲット TM 2020 ユーロ・ファンド	ユーロ	5,239
イベリア・ファンド	ユーロ	48
イタリア・ファンド	ユーロ	47

11．信用枠

当社はまた、J.P.モルガン・ヨーロッパ・リミテッドがファシリティ・エイジェントおよびオペショナル・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為し、またJ.P.モルガン・チェイス・バンクがベース・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為する多数の銀行と、5億米ドルの組織化された多通貨の契約リボルビング信用枠を保有している。2億5千万米ドル分の一枠は、364日満期であり、2005年5月27日付で更新された。もう一方の2億5千万米ドル分の枠は、364日満期であり、2004年11月26日付で2004年11月29日より364日間更新された。各制度は0.075%の契約手数料およびLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）プラス0.30%の料率で、または、スイングライン前払金の場合は、プライム・レートまたは連邦準備金利プラス0.50%の高い方の料率で、利息が生じる。さらに、当該信用枠に基づく借入総額（関連するス

イングライン枠に基づく借入金を含む。)が、当該信用枠の契約総額の33%に等しいか、これを超過した場合はいつでも、当該日の各借入金残高には、当該信用枠に適用される金利に年率0.05%を加えた金利に等しい年率で、元本残高に対して利息が発生する。信用枠は担保されていない。2005年4月30日現在、信用枠に基づく借入金残高はなかった。

12. フィデリティ・ファンズ - 後発事象

2005年4月30日の営業終了時に登録されている株主に対して、以下の配当金の支払が宣言された。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0274	2005年5月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0229	2005年5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0450	2005年5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0403	2005年5月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0061	2005年5月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2005年5月2日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0258	2005年5月2日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年5月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0556	2005年5月2日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0505	2005年5月2日

2005年5月31日の営業終了時に登録されている株主に対して、以下の配当金の支払が宣言された。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0256	2005年6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0202	2005年6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0484	2005年6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0440	2005年6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0075	2005年6月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0262	2005年6月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0551	2005年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0484	2005年6月1日

13. 投資有価証券変動明細表

各ファンドについて本報告書対象年度中に発生した各投資有価証券の総購入および売却の明細一覧表は、当社の登記上の事務所もしくはフィデリティ・ファンズの販売会社として登録されている会社、またはスイスの投資家については、スイスの当社の代理店に請求することで入手することができる。

14. 香港居住者のみへの情報

香港証券先物委員会規則の要求に従い、以下のとおり報告された。当社に関して以下を含むソフトディング・アレンジメントが行われた。調査および顧問業務、経済および政治的分析、ポートフォリオ分析、評価および実績計測、市場分析、データおよび値付け業務、投資関連公告、実績およびリスク計測業務、専門家経済および会社調査、これら業務の伝達に使用されたスクリーンを基礎とするデータ・サービスおよびコンピューターのハードウェアおよびソフトウェア。

前年度についての比較数値は、フィデリティ・ファンズの2004年度年次報告書で確認することができる。当該報告書は、販売会社の事務所または当社の登記上の事務所に請求することで、入手することができる。

15．スイス居住者のみへの情報

履行および裁判管轄地である支払事務代行会社には、スイスにおける当社の代理店であるスイス、ジュネーブ 1 CH-1211、ローヌ通り 96-98番（電話：0041228193526、ファクス：0041228193645）に所在する Union Bancaire Privée Genève が就任している。当社の約款、定款、目論見書ならびに年次（半期）報告書および財務書類は、同代理店から無料で入手することができる。

16．為替レート

2005年4月30日現在、保有している有価証券および外国通貨を含む資産および負債の、米ドル換算に用いた為替レートは以下のとおりである。

通 貨	為替レート	通 貨	為替レート
オーストラリア・ドル（AUD）	1.276569	韓国ウォン（KRW）	997.10
ブラジル・レアル（BRL）	2.534	メキシコ・ペソ（MXN）	11.0835
カナダ・ドル（CAD）	1.25695	マレーシア・リンギット（MYR）	3.8
スイス・フラン（CHF）	1.19015	ノルウェー・クローネ（NOK）	6.2803
チェコ・コルナ（CZK）	23.628	ニュージーランド・ドル（NZD）	1.361934
デンマーク・クローネ（DKK）	5.76315	フィリピン・ペソ（PHP）	54.15
ユーロ（EUR）	0.774054	ポーランド・ズウォティ（PLN）	3.3103
英ポンド（GBP）	0.522999	スウェーデン・クローナ（SEK）	7.1148
香港ドル（HKD）	7.79485	シンガポール・ドル（SGD）	1.63445
ハンガリー・フォリント（HUF）	195.41	タイ・バーツ（THB）	39.45
インドネシア・ルピア（IDR）	9,560	トルコ・リラ（TRY）	1.3895
インド・ルピー（INR）	43.52	台湾ドル（TWD）	31.24
日本円（JPY）	104.625	南アフリカ・ランド（ZAR）	6.07245

財務書類に対する注記

2005年10月31日

1. 一般事項

フィデリティ・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープン・エンド型投資会社であり、1990年6月15日、ルクセンブルグにおいてSICAV（変動資本を有する会社型投資信託）として設立された。当社は、有価証券、現金およびその他の資産の個別の投資ポートフォリオに関連するサブ・ファンド（以下「ファンド」という。）で構成される。2005年10月31日現在、当社は86のファンドで構成されている。

以下のファンドが、当期間中に設定された。

ファンド名	株式クラス	設定日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・アジア・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・ヨーロッパ・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・ヨーロッパ・ ボンド・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・グローバル・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - フィデリティ・ターゲット™ 2025 ユーロ・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - フィデリティ・ターゲット™ 2030 ユーロ・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日

取締役会は、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の承認に従って、異なる投資目的を有するファンドを随時解散および追加設定することができる。

従来、韓国における投資有価証券は、通常ラブアン（マレーシア）において設立されたフィデリティ・ファンズの全額出資子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッド（以下「子会社」という。）を通じて保有されていた。子会社のすべての未収金、未払金および投資有価証券は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの純資産計算書に連結されており、子会社のすべての収益および費用は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの運用および純資産変動計算書に連結されている。子会社に所有されている有価証券は、フィデリティ・ファンズおよびフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの該当する投資有価証券ポートフォリオにおいて個別に開示されている。社内相互間の残高は、連結に際して消去されている。フィデリティ・ファンズの子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッドを通じて保有されたフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドに関するすべての資産は、2005年6月8日にフィデリティ・ファンズに移転された。当該日から、フィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの韓国証券市場におけるすべての投資は、子会社経由ではなく直接行われている。子会社の所有権は、2005年8月31日付でフィデリティ・ファンズから移転された。

フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドは、モーリシャスの全額出資子会社子会社であるフィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドを通じてインドの有価証券に投資する。同社は、フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドを代表して投資活動を行うことのみを目的としている。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドのインドの有価証券に関する投資顧問および運用業務を提供する。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、自社のためおよびインドの法律に基づく海外機関投資家（以下「FII」という。）である承認された顧客勘定のためにインドに投資することについて、インド証券取引委員会およびインド準備銀行から承認を受けている。フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドは、インドの有価証券に投資するためにフィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドのFIIライセンスのFIIサブ・アカウントとして登録されている。

２．重要な会計方針

有価証券の評価

証券取引所で取引されている投資有価証券は、当該有価証券が取引されている主要な証券取引所における当該有価証券の評価時に入手可能な直近の価格で評価される。店頭市場で取引されている有価証券も、同様の方法で評価される。規制ある取引所で取引されていない譲渡性のある短期債務証券および短期金融商品の評価額は、償却原価法により決定される。この方式によれば、償却原価は、有価証券を取得原価で評価した後に額面から割引（プレミアム）を定率により満期まで増価（減価）することにより決定される。その他の資産はすべて、当社の取締役が適切と考える方法で評価される。当社は、制限付証券を所有しておらず、ファンドの投資有価証券明細表に特に明記してある場合を除き、すべての保有有価証券は公認の市場で値付けされている。

銀行預金

すべての銀行預金は、額面金額格で計上される。

投資有価証券取引

投資有価証券取引は、有価証券の購入日または売却日に計上される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価法により行われる。

先物取引

先物取引は、契約の開始日または終了日に計上される。実現損益は先入先出法に基づいている。ポートフォリオが未実現損益として財務報告目的で計上する基礎的指数または有価証券の日々の評価額の変動に応じた後発的な支払または受領は、日々ポートフォリオによって行われる。先物取引から生じた未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

為替予約契約

為替予約契約は、決算日の実勢為替予約レートおよび満期までの残存期間に適用される為替予約レートに基づいて評価される。為替予約契約から生じる未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

金利スワップ

いくつかのファンドは、当期間中にヘッジ目的によるスワップ契約を締結した。かかる契約の未収利息および未払利息は日々見越計上され、スワップによる将来の期待支出は市場レートで評価される。

外国為替

当社の基準通貨は米ドルである。2005年10月31日現在の資産および負債は、同日における実勢為替レートで換算されている。取締役は、各ファンドの基準通貨を決定する。当期間中のすべての外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで各ファンドの基準通貨に換算されている。

ファンド株式取引

各ファンド株式の一株当たりの発行および買戻価格は、取引日の一株当たりの純資産価格である。

創立費

新たに設定されるファンドについて発生する費用は、期中の営業費用に計上される。

収 益

株式に対する配当金は、有価証券が配当落ちとなった時点で認識される。利息は、発生基準で計上される。

資産の合同運用

効率的な運用のため、ファンドの投資方針が許容する場合、取締役会は、フィデリティ・ファンズ内で一定のファンド資産の合同運用を選択することができる。そのような場合には、個々のファンド資産は合同で運用される。合同運用のテクニックにより、端数が生じる場合がある。これらの端数の評価額は、中間期末における合同運用ファンドのポートフォリオ中の組入有価証券の市場価格に基づいており、ポートフォリオの時価総額に含まれている。これらの金額は重要でないため、投資有価証券明細表の「端数」に含まれている。

連結勘定

連結財務書類は米ドルで表示されており、個々のサブ・ファンドの財務書類の合算を表している。米ドル以外の通貨で表示されている財務書類は、中間期末の実勢為替レートで換算されている。

3. 投資運用報酬および投資運用会社またはその関係会社とのその他の取引

フィデリティ・インターナショナル・リミテッド（以下「FIL」という。）は、1990年6月25日付投資運用契約（改正済）に基づいて投資運用会社に任命され、当社に対して各ファンドの日々の投資運用業務を提供する。FILの全額出資子会社であり、パミュダの金融当局によって規制されているフィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド（以下「FFML」という。）は、2005年8月4日付で、FILに代わり投資運用会社に任命された。FFMLは、各ファンドの平均純資産総額に基づいて日々発生する月次の投資運用報酬を下表に示す年率で受領する。

ファンド名 / ファンドの種類	年間運用報酬	資産配分報酬
エクイティ・ファンド	1.50%	なし
バランスト・ファンド	1.00%	なし
ボンド・ファンド	0.75%	なし
キャッシュ・ファンド	0.40%	なし
マネービルダー・ファンド	1.25%	なし
アセット・アロケーション・ファンド	0.40% - 1.50% ¹	0.50%
米ドル建フィデリティ・ライフスタイル・ファンド	0.40% - 1.50% ²	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ユーロ・ファンド	1.10% ³	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2015 ユーロ・ファンド	1.50% ⁴	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ユーロ・ファンド	1.50% ⁵	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2025 ユーロ・ファンド	1.50% ⁶	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2030 ユーロ・ファンド	1.50% ⁷	0.30%
例 外		
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし
ユーロ・ストックス 50™ ファンド	0.60%	なし
グロース・アンド・インカム・ファンド	1.25%	なし
マネービルダー・ヨーロッパ・ボンド・ファンド	0.60%	なし
USハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし

- 1 ファンドの構成に基づく加重値。
- 2 ファンドの各割当分に対する加重値が追加で課されている。
- 3 2008年1月1日に0.85%に引き下げられる。
- 4 2008年1月1日に1.10%に引き下げられ、2013年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 5 2013年1月1日に1.10%に引き下げられ、2018年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 6 2018年1月1日に1.10%に引き下げられ、2023年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 7 2023年1月1日に1.10%に引き下げられ、2028年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。

FILおよびその関係会社であるFILUXは、評価額の計算、記帳および管理事務業務を当社に提供しており、これらの業務に対する報酬として、2005年10月31日に終了した期間中に合計で80,060,000米ドル（2004年：68,454,000米ドル）を取得した。

フィデリティ・アドバイザー・ワールド・ファンズの各クラスの株式を取得できるのは、投資信託またはフィデリティによって運用される口座に資産を保有する投資家のみである。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬を除く出費および費用は、FILおよびその関係会社に請求され、直接支払われる。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬は、ファンドに課せられるが、FILおよびその関係会社によって全額払い戻される。

FILおよびその関係会社は、そのいかなるまたはすべての報酬を放棄することができ、2005年10月31日に終了した期間の費用総額について、各ファンドの平均純資産額に対する以下の固定年率を限度とすることに

同意した。エクイティ・ファンド 2.50%（保管報酬を除く。）、バランスト・ファンド 2.00%（保管報酬を除く。）、ボンド・ファンド（ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンドおよびUSハイ・イールド・ファンドを除く。） 1.15%（保管報酬を含む。）、インデックス・ファンド 1.00%（保管報酬を含む。）。結果として、一部の費用はいくつかのファンドに払い戻される。

当社の役員および取締役の一部は、FILの取締役、役員または従業員でもある。フィデリティ・インベストメンツ・ディストリビューターズ（以下「FID」という。）は、FILの全額出資子会社である。当社の総販売会社としての業務遂行に対し、FIDは、当社株式の販売にかかる販売手数料を受領する権利を有する。2005年10月31日に終了した期間に、FIDは合計3,207,230米ドル（2004年：3,219,571米ドル）の販売手数料を留保した。販売手数料の一部は、ファンド株式の販売に関与した仲介業者に支払われる。

関連ブローカーを通して実行された当社の取引の合計総評価額は、280,619,365米ドル（2004年：243,712,890米ドル）である。かかる取引は、2005年10月31日に終了した期間中の当社の取引合計額の0.54%（2004年：0.52%）にあたる。2005年10月31日に終了した期間中について、関連ブローカーに支払われたブローカー手数料総額は、0.03%（2004年：0.07%）の手数料平均レートで78,551米ドル（2004年：162,979米ドル）であった。これは、手数料支払総額の0.12%（2004年：0.39%）にあたる。FILおよび／または（場合によっては）FFMLは、当社の費用を相殺するために当該取引からの手数料の一部を払い戻すことに合意している一部のブローカーに対し、一定のポートフォリオ取引を行うよう指示している。この合意に基づき、2005年10月31日に終了した期間について、当社の費用は5,911,052米ドル（2004年：4,627,839米ドル）減少した。

4．貸付有価証券

2005年10月31日現在、当社は、13,604,573（2004年：874,385米ドル）に相当する有価証券を貸付け、2005年10月31日現在16,569,196米ドル（2004年：989,616米ドル）の時価を有する担保を受領した。以下の表は、2005年10月31日現在ファンドが貸付けた有価証券の内訳を開示したものである。

ファンド名	有価証券評価額 (米ドル)
ユーロ・ブルー・チップ・ファンド	5,770,745
ユーロ・バランスト・ファンド	2,318,937
イタリア・ファンド	1,963,785
インターナショナル・ファンド	1,189,211
FPSグロース・ファンド	924,309
FPS モデレート・グロース・ファンド	441,579
FPS ディフェンシブ・ファンド	180,082
フィデリティ・セレクション・インターナショナル	163,056
フィデリティ・セレクション・ヨーロッパ	153,401
ワールド・ファンド	133,640
FPSグローバル・グロース・ファンド	133,388
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	101,275
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	44,756
FAWFインターナショナル・ファンド	35,886
グロース・アンド・インカム・ファンド	16,349
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ユーロ・ファンド	12,754
フィデリティ・ターゲット™ 2015 ユーロ・ファンド	6,219
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ユーロ・ファンド	6,172
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ファンド	3,768
マネービルダー・グローバル・ファンド	3,047
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ファンド	1,686
フィデリティ・ターゲット™ 2025 ユーロ・ファンド	275
フィデリティ・ターゲット™ 2030 ユーロ・ファンド	253

債券で構成される担保は保管銀行が保管しており、財務書類には反映されていない。

5．税 制

当社は、収益または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに対するいかなるルクセンブルグの税金も課せられず、またルクセンブルグの源泉税も課せられない。ファンドは、エクイティ・ファンド、ボンド・ファンド、バランスト・ファンド、アセット・アロケーション・ファンド、マネービルダー・ファンドおよびフィデリティ・ライフスタイル・ファンドについては0.05%、ならびにキャッシュ・ファンドおよびリザーブド・ファンドについては0.01%の年次税の対象となっている。この税金は、各四半期末日のファンドの純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる。キャピタル・ゲイン、配当金および利息に対して当該発生国においてキャピタル・ゲインおよび源泉税もしくはその他の税を課せられる場合があり、かかる税金はファンドまたは株主によって回収することはできない。

6．平準化

ボンド・ファンド、バランスト・ファンドおよびキャッシュ・ファンドの株式には、収益平準化調整が適用される。これらの調整は、配当対象期間に関して配当される一株当たり収益が、当該期間中の発行株式数の変動に影響されないことを保証するものである。平準化計算は、投資純利益に基づいている。

7. 配当金支払

2005年10月31日に終了した期間中に、以下の配当金が支払われた。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
アセアン・ファンド クラスA	米ドル	0.1886	2005年 8月1日
アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ ファンド クラスA	米ドル	0.0634	2005年 8月1日
アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ ファンド クラスB	米ドル	0.0333	2005年 8月1日
アジア・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド クラスA	米ドル	0.0730	2005年 8月1日
オーストラリア・ファンド クラスA	オーストラリア・ ドル	0.3559	2005年 8月1日
オーストラリア・ファンド クラスB	米ドル	0.0451	2005年 8月1日
チャイナ・フォーカス・ファンド クラスA	米ドル	0.0280	2005年 8月1日
エマージング・マーケット・ファンド クラスA	米ドル	0.0232	2005年 8月1日
ユーロ・パンラレスト・ファンド	ユーロ	0.2114	2005年 8月1日
ユーロ・ブルー・チップ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0738	2005年 8月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0274	2005年 5月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0256	2005年 6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0232	2005年 7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0264	2005年 8月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0250	2005年 9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0232	2005年10月3日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0229	2005年 5月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0202	2005年 6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0175	2005年 7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0204	2005年 8月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0190	2005年 9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0174	2005年10月3日
ユーロ・ボンド・ファンド クラスA	ユーロ	0.4418	2005年 8月1日
ユーロ・キャッシュ・ファンド	ユーロ	0.1240	2005年 8月1日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA	ユーロ	0.1857	2005年 8月1日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスB	米ドル	0.2153	2005年 8月1日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA GBP- マネービルダー・ヨーロッパ・インデックス・ファンド	英ポンド	0.0029	2005年 8月1日
ヨーロッパ・グロース・ファンド クラスA	ユーロ	0.0163	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0450	2005年 5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0484	2005年 6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0465	2005年 7月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0506	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0566	2005年 9月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0491	2005年10月3日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0403	2005年 5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0440	2005年 6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0407	2005年 7月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0443	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0510	2005年 9月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0434	2005年10月3日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド クラスA	ユーロ	0.5262	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ラジャー・カンパニーズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0067	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ミッド・キャップ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0302	2005年 8月1日
FAWF-アジア・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	米ドル	0.3232	2005年 8月1日
FAWF-ヨーロッパ・ファンド	米ドル	0.2710	2005年 8月1日
FAWF-インターナショナル・ファンド	米ドル	0.4402	2005年 8月1日
FAWF-パシフィック・ファンド	米ドル	0.1849	2005年 8月1日
FAWF-USドル・ボンド・ファンド	米ドル	0.1182	2005年 8月1日
FAWF-USハイ・インカム・ファンド	米ドル	0.8080	2005年 8月1日
FAWF-USラージ・キャップ・ストック・ファンド	米ドル	0.1306	2005年 8月1日
フィデリティ・ターゲット™ 2010ユーロ・ファンド	ユーロ	0.0675	2005年 8月1日
フィデリティ・ターゲット™ 2010ファンド	米ドル	0.0873	2005年 8月1日
フィデリティ・ターゲット™ 2015ユーロ・ファンド	ユーロ	0.0365	2005年 8月1日
ファイナンシャル・サービスズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0260	2005年 8月1日
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	0.0322	2005年 8月1日
FPSモデレート・グロース・ファンド	ユーロ	0.1369	2005年 8月1日
ジャーマニー・ファンド クラスA	ユーロ	0.0045	2005年 8月1日
ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	0.1390	2005年 8月1日
グレーター・チャイナ・ファンド クラスA	米ドル	0.6365	2005年 8月1日
グレーター・チャイナ・ファンド クラスE	ユーロ	0.0164	2005年 8月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0061	2005年 5月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0075	2005年 6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0073	2005年 7月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0077	2005年 8月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0092	2005年10月3日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0004	2005年 9月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド クラスA	米ドル	0.1532	2005年 8月1日
イベリア・ファンド クラスA	ユーロ	0.0114	2005年 8月1日
インドネシア・ファンド クラスA	米ドル	0.0503	2005年 8月1日
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	0.0302	2005年 8月1日
イタリア・ファンド クラスA	ユーロ	0.0158	2005年 8月1日
コリア・ファンド クラスA	米ドル	0.0422	2005年 8月1日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスA	米ドル	0.1415	2005年 8月1日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスE	ユーロ	0.0200	2005年 8月1日
マレーシア・ファンド	米ドル	0.2280	2005年 8月1日
ノルディック・ファンド クラスA	スウェーデン・ クローネ	0.0792	2005年 8月1日
シンガポール・ファンド	米ドル	0.2940	2005年 8月1日
サウス・イースト・アジア・ファンド クラスA	米ドル	0.0112	2005年 8月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
サウス・イースト・アジア・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.0086	2005年 8月1日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2005年 5月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2005年 8月1日
タイワン・ファンド クラスA	米ドル	0.0321	2005年 8月1日
テレコミュニケーションズ・ファンド クラスA	米ドル	0.0095	2005年 8月1日
テレコミュニケーションズ・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.0002	2005年 8月1日
タイランド・ファンド クラスA	米ドル	0.2159	2005年 8月1日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスA	英ポンド	0.0114	2005年 8月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0258	2005年 5月2日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0262	2005年 6月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0264	2005年 7月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0275	2005年 8月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0317	2005年 9月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0298	2005年10月3日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年 5月2日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年 6月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0205	2005年 7月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0217	2005年 8月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0255	2005年 9月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0239	2005年10月3日
USドル・ボンド・ファンド クラスA	米ドル	0.0903	2005年 8月1日
USドル・キャッシュ・ファンド クラスA	米ドル	0.1304	2005年 8月1日
USドル・キャッシュ・ファンド クラスB	米ドル	0.0118	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0556	2005年 5月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0551	2005年 6月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0507	2005年 7月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0552	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0542	2005年 9月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0568	2005年10月3日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0505	2005年 5月2日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0484	2005年 6月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0443	2005年 7月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0488	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0474	2005年 9月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0502	2005年10月3日
USハイ・イールド・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.4279	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.1868	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド クラスA USD	米ドル	0.4831	2005年 8月1日

8 . 金利スワップ

2005年10月31日現在、一部のファンドは金利スワップ契約に関する未決済契約を有していた。ファンド毎の未実現純利益または未実現純損失のポジションは、純資産計算書に開示されている。

9. 先物証拠金

中間期末日現在、未決済の先物証拠金が、ブローカー保管の現金残高として存在しており、これは純資産計算書における銀行預金勘定に含まれている。以下の表は、2005年10月30日現在、ブローカー保管の先物証拠金の現金額について、ファンド毎の内訳を示すものである。

ファンド名	通貨	先物証拠金
ヨーロッパ・グロース・ファンド	ユーロ	25,190,476
インド・フォーカス・ファンド	米ドル	21,320,059
インターナショナル・ファンド	米ドル	585,300
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	498,436
ヨーロッパ・ラジャール・カンパニー・ファンド	ユーロ	441,318
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	ユーロ	405,626
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	312,553
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	241,444
FPSモデレート・グロース・ファンド	ユーロ	192,745
FAWF ヨーロッパ・ファンド	米ドル	174,755
ユーロ・バランスト・ファンド	ユーロ	134,341
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	71,643
フィデリティ・ターゲット TM 2010 ユーロ・ファンド	ユーロ	55,100
FPSグロース・ファンド	ユーロ	45,218
FPSグローバル・グロース・ファンド	米ドル	43,937
グロース・アンド・インカム・ファンド	米ドル	35,731
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	ユーロ	28,770
フィデリティ・ターゲット TM 2015 ユーロ・ファンド	ユーロ	27,103
フィデリティ・ターゲット TM 2020 ユーロ・ファンド	ユーロ	19,372
フィデリティ・セクション・インターナショナル	ユーロ	17,850
FAWFインターナショナル・ファンド	米ドル	17,718
フィデリティ・セクション・ヨーロッパ	ユーロ	16,533
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	15,441
フィデリティ・ターゲット TM 2020 ファンド	米ドル	11,744
フィデリティ・ターゲット TM 2010 ファンド	米ドル	9,001
マネービルダー・ヨーロッパ・ファンド	ユーロ	7,668
マネービルダー・グローバル・ファンド	ユーロ	6,273
マネービルダー・ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	5,008
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	ユーロ	4,535
FPSスターリング・グロース・ファンド	英ポンド	3,796
フィデリティ・ターゲット TM 2025 ユーロ・ファンド	ユーロ	873
フィデリティ・ターゲット TM 2030 ユーロ・ファンド	ユーロ	799

10. 信用枠

当社はまた、J.P.モルガン・ヨーロッパ・リミテッドがファシリティ・エイジェントおよびオプション・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為し、またJ.P.モルガン・チェイス・バンクがベース・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為する多数の銀行と、5億米ドルの組織化された多通貨の契約リボルビング信用枠を保有している。2億5千万米ドル分の一枠は、364日満期であり、2005年5月27日付で更新された。もう一方の2億5千万米ドル分の枠は、364日満期であり、2005年11月29日付で364日間更新された。各制度は0.075%の契約手数料およびLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）プラス

0.30%の料率で、または、スイングライン前払金の場合は、プライム・レートまたは連邦準備金利プラス0.50%の高い方の料率で、利息が生じる。さらに、当該信用枠に基づく借入総額（関連するスイングライン枠に基づく借入金を含む。）が、当該信用枠の契約総額の33%に等しいか、これを超過した場合はいつでも、当該日の各借入金残高には、当該信用枠に適用される金利に年率0.05%を加えた金利に等しい年率で、元本残高に対して利息が発生する。信用枠は担保されていない。2005年10月31日現在、信用枠に基づく借入金残高はなかった。

11. フィデリティ・ファンズ - 後発事象

2005年10月31日の営業終了時に登録されている株主に対して、以下の配当金の支払が宣言された。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0257	2005年11月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0193	2005年11月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0498	2005年11月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0429	2005年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0104	2005年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0006	2005年11月1日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0032	2005年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0299	2005年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0237	2005年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0562	2005年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0494	2005年11月1日

12. 投資有価証券変動明細表

各ファンドについて本報告書対象期間中に発生した各投資有価証券の総購入および売却の明細一覧表は、当社の登記上の事務所もしくはフィデリティ・ファンズの販売会社として登録されている会社、またはスイスの投資家については、スイスの当社の代理店に請求することで入手することができる。

投資家が投資しているファンドのすべての保有に関する情報は、入手することができる。これは、請求に応じて、また我々の判断により、情報の秘密を保持する契約を我々と締結することを条件に入手可能となる。投資家がこの方針に従ってすべての保有に関する情報の入手を希望する場合には、書面にて、名前、住所および口座番号または顧客番号を記載の上、フィデリティ販売代理店のデータ・ポリシー・ファンド・ホールディングス宛に請求を要する。

13. 香港居住者のみへの情報

香港証券先物委員会規則の要求に従い、以下のとおり報告された。当社に関して以下を含むソフトディング・アレンジメントが行われた。調査および顧問業務、経済および政治的分析、ポートフォリオ分析、評価および実績計測、市場分析、データおよび値付け業務、投資関連公告、実績およびリスク計測業務、専門家経済および会社調査、これら業務の伝達に使用されたスクリーンを基礎とするデータ・サービスおよびコンピューターのハードウェアおよびソフトウェア。

前年度についての比較数値は、フィデリティ・ファンズの2005年度年次報告書で確認することができる。当該報告書は、販売会社の事務所または当社の登記上の事務所に請求することで、入手することができる。

14. スイス居住者のみへの情報

履行および裁判管轄地である支払事務代行会社には、スイスにおける当社の代理店であるスイス、ジュネーブ 1 CH-1211、ローヌ通り 96-98番（電話：0041228193526、ファクス：0041228193645）に所在する Union Bancaire Privée Genève が就任している。当社の約款、定款、目論見書ならびに年次（半期）報告書および財務書類は、同代理店から無料で入手することができる。

15．為替レート

2005年10月31日現在、保有している有価証券および外国通貨を含む資産および負債の、米ドル換算に用いた為替レートは以下のとおりである。

通 貨	為替レート	通 貨	為替レート
オーストラリア・ドル (AUD)	1.33707715	ラトビア・ラツツ (LVL)	0.5806
ブラジル・レアル (BRL)	2.2493	マレーシア・リンギット (MYR)	3.775
カナダ・ドル (CAD)	1.17975	メキシコ・ペソ (MXN)	10.79
チリ・ペソ (CLP)	544.25	台湾ドル (TWD)	33.5515
チェコ・コルナ (CZK)	24.721	ニュージーランド・ドル (NZD)	1.42857143
デンマーク・クローネ (DKK)	6.22265	ノルウェー・クローネ (NOK)	6.4966
エジプト・ポンド (EGP)	5.7565	フィリピン・ペソ (PHP)	54.92
ユーロ (EUR)	0.83371545	ポーランド・ズウォティ (PLN)	3.30895
香港ドル (HKD)	7.7522	英ポンド (GBP)	0.56532308
ハンガリー・フォリント (HUF)	208.845	シンガポール・ドル (SGD)	1.69565
アイスランド・クローナ (ISK)	60.865	南アフリカ・ランド (ZAR)	6.7103
インド・ルピー (INR)	45.115	スウェーデン・クローナ (SEK)	7.95075
インドネシア・ルピア (IDR)	10,122.5	スイス・フラン (CHF)	1.29005
日本円 (JPY)	116.375	タイ・バーツ (THB)	40.775
韓国ウォン (KRW)	1,044	トルコ・リラ (TRY)	1.3515

投資有価証券明細表（2005年4月30日現在）

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所で取引される証券			
エネルギー			
Oil Search	1,886,085	4,300,274	1.53
Woodside Petroleum	172,286	4,048,721	1.44
Hardman Resources	931,961	1,612,293	0.57
		9,961,288	3.54
素材			
BHP Billiton	1,364,742	21,890,462	7.77
Rio Tinto	223,272	9,243,461	3.28
Rinker Group	507,792	5,773,595	2.05
Alumina	453,385	2,597,896	0.92
Equigold Wts*	471,952	35,396	0.01
		39,540,810	14.03
一般事業会社			
Downer EDI	2,234,486	10,099,877	3.59
Wesfarmers	134,202	4,817,852	1.71
United Group	577,668	4,765,761	1.69
ABC Learning Centres	483,127	2,666,861	0.95
Macquarie Airports	770,755	2,582,029	0.92
Coates Hire	634,740	2,538,960	0.90
Bradken	940,080	2,115,180	0.75
		29,586,520	10.51
情報技術			
Computershare	752,620	3,793,205	1.35
iINET	664,663	1,781,297	0.63
Seek	120,963	284,263	0.10
		5,858,765	2.08
一般消費財・サービス			
Billabong International	751,335	8,602,786	3.05
News Corporation CDI	384,983	7,418,622	2.63
Publishing & Broadcasting	498,919	7,119,574	2.53
		23,140,982	8.21
生活必需品			
Australian Agricultural Company	4,026,610	6,100,314	2.17
Foster's Group*	1,097,453	5,618,959	2.00
Woolworths	253,896	3,882,070	1.38
Coca-Cola Amatil	335,505	2,777,981	0.99
		18,379,324	6.54

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
ヘルスケア			
DCA Group	821,444	2,686,122	0.95
Vision Group Holdings	889,361	2,668,083	0.95
CSL	79,992	2,527,747	0.90
Cochlear	72,541	2,227,009	0.79
		10,108,961	3.59
通信サービス			
Telecom New Zealand	1,442,697	8,167,707	2.90
		8,167,707	2.90
金融			
Commonwealth Bank of Australia	408,929	14,860,480	5.28
Westfield Group	812,076	13,171,873	4.68
Australia & New Zealand Banking Group	565,103	12,189,272	4.33
Macquarie Bank	264,247	12,089,300	4.29
Westpac Banking	594,516	11,563,336	4.11
AMP	1,615,052	10,853,149	3.85
National Australia Bank	278,498	8,101,507	2.88
Suncorp-Metway	401,509	7,917,757	2.81
St.George Bank	172,377	4,266,331	1.51
Select Managed Funds	877,936	3,599,538	1.28
Babcock & Brown	396,621	3,545,792	1.26
Promina Group	642,359	3,276,031	1.16
Australian Stock Exchange	164,216	3,271,183	1.16
Stockland	548,819	3,205,103	1.14
Mortgage Choice	2,674,976	2,741,850	0.97
Babcock & Brown Japan Property Trust	1,994,897	2,304,106	0.82
その他の市場で取引される証券		116,956,608	41.53
素材			
Equigold	1,887,808	1,868,930	0.66
		1,868,930	0.66
一般事業会社			
Macquarie Infra Unit Stpl	589,401	2,139,526	0.76
		2,139,526	0.76
一般消費財・サービス			
Dominos Pizza (Australia & New Zealand)	624,403	1,373,687	0.49
		1,373,687	0.49
金融			
DB RREEF Trust	1,813,543	2,366,674	0.84
		2,366,674	0.84

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
その他		335	0.00
投資有価証券合計(取得価額230,129,817豪ドル)		269,450,117	95.68

* 取締役が決定する価格の有価証券

投資有価証券明細表（2005年10月31日現在）（未監査）

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所で取引される証券			
エネルギー			
Woodside Petroleum	287,474	9,084,178	2.25
Oil Search	2,637,467	8,703,641	2.15
素材		17,787,819	4.40
BHP Billiton	1,446,551	30,131,657	7.45
Rio Tinto	361,605	20,361,978	5.03
Rinker Group	1,013,006	15,255,870	3.77
Gunns	730,094	2,022,360	0.50
Equigold Wts	1,387,613	346,903	0.09
一般事業会社		68,118,768	16.84
Downer EDI	2,722,774	16,554,466	4.09
Wesfarmers	183,436	6,548,665	1.62
Bradken	1,255,320	4,707,450	1.16
Coates Hire	758,322	3,518,614	0.87
情報技術		31,329,195	7.74
Computershare	773,626	5,067,250	1.25
iiNET	988,366	2,767,425	0.68
一般消費財・サービス		7,834,675	1.93
Billabong International	728,801	9,430,685	2.33
Publishing & Broadcasting	502,136	8,094,432	2.00
生活必需品		17,525,117	4.33
Woolworths	573,009	9,357,237	2.31
Australian Agricultural Company	4,052,574	7,375,685	1.82
Foster's Group	1,125,581	6,528,370	1.61
Coles Myer	637,920	6,398,338	1.58
		29,659,630	7.32

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
ヘルスケア			
CSL	171,770	6,441,375	1.59
Vision Group Holdings	1,397,036	6,286,662	1.55
Cochlear	155,145	5,892,407	1.46
金融		18,620,444	4.60
National Australia Bank	608,837	20,213,388	5.00
Commonwealth Bank of Australia	502,828	19,549,953	4.83
Macquarie Bank	288,767	18,674,562	4.62
Australia & New Zealand Banking Group	769,523	18,122,267	4.48
Westpac Banking	863,009	17,907,437	4.43
AMP	2,118,280	15,442,261	3.82
Westfield Group	890,322	14,788,248	3.66
Suncorp-Metway	741,767	14,293,850	3.53
Stockland	1,510,608	9,229,815	2.28
QBE Insurance Group	400,990	7,137,622	1.76
Australian Stock Exchange	192,653	5,542,627	1.37
Mortgage Choice	3,614,547	5,494,111	1.36
Select Managed Funds	956,606	4,783,030	1.18
St.George Bank	173,488	4,725,813	1.17
Stockland Trust	18,349	110,461	0.03
その他の市場で取引される証券 素材		176,015,445	43.52
Zinifex	1,277,666	6,209,457	1.53
Equigold	1,657,086	2,021,645	0.50
一般事業会社		8,231,102	2.03
Healthscope	381,839	2,176,482	0.54
一般消費財・サービス		2,176,482	0.54
Dominos Pizza (Australia & New Zealand)	947,845	2,796,143	0.69
ヘルスケア		2,796,143	0.69
Healthscope Rts 08/11/2005	13,506	8,104	0.00
金融		8,104	0.00
DB RREEF Trust	4,134,162	5,519,106	1.36
Austbrokers Holdings	612,367	1,224,734	0.30
		6,743,840	1.66

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
その他		281	0.00
投資有価証券合計 (取得価額 304,203,544豪ドル)		386,847,045	95.62

* 取締役が決定した価格の有価証券

フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

純資産計算書（2005年4月30日現在）

通貨	米ドル
資産	
投資有価証券時価評価額	459,833,149
銀行預金	-
現金および預金	89,100,247
投資有価証券売却未収金	665,274
ファンド株式発行未収金	6,784,409
未収配当金および未収利息	2,495,433
先物契約に係る未実現利益	-
為替予約契約に係る未実現利益	-
金利スワップに係る未実現利益	-
その他の未収金	-
資産合計	558,878,512
負債	
投資有価証券購入未払金	1,890,105
ファンド株式買戻未払金	-
未払金および未払費用	976,425
先物契約に係る未実現損失	-
為替予約契約に係る未実現損失	-
金利スワップに係る未実現損失	-
その他の未払金	974
当座借越	-
負債合計	2,867,504
純資産額：2005年4月30日現在	556,011,008
純資産額：2004年4月30日現在	-
純資産額：2003年4月30日現在	-

2005年4月30日現在発行済株式数

クラスA株式（ファンド通貨）	52,781,738
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	1,192,278
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2005年4月30日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	10.30
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	10.27
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2004年4月30日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	-
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	-
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

	米ドル
投資有価証券取得原価	468,966,986

- 当ファンドは、ドイツ連邦金融庁により認可されておらず、従ってドイツにおける販売は認められていない。
- 当ファンドは、香港、ルクセンブルグ、マカオおよびシンガポールにおいてのみ販売が認可されている。
- 当ファンドは、南アフリカにおけるファイナンシャル・サービスズ・ボードによって認可されていない。

運用および純資産変動計算書（2005年4月30日終了年度）

通貨	米ドル
投資収益	
受取配当金および受取利息総額	7,105,627
スワップに係る受領利息	-
源泉徴収税	(1,082,537)
受取配当金および受取利息純額	6,023,090
費用	
投資運用報酬	1,574,134
一般管理費	341,000
国税	68,922
保管報酬	203,844
印刷・公告費	16,762
銀行手数料	50,057
法務および監査報酬	3,084
株主への報告書	21,046
登録・事務代行報酬	7,477
販売報酬	21,046
雑費	2,606
費用合計	2,309,978
スワップに係る支払利息	-
ブローカー支払費用	-
費用払戻	-
費用純額	2,309,978
純投資収益（損失）	3,713,111
投資対象取引に係る実現純（損）益	775,546
為替予約契約に係る実現純（損）益	-
先物契約に係る実現純（損）益	-
投資有価証券未実現評価（損）益の純変動	(9,133,837)
為替予約契約に係る未実現評価（損）益の純変動	-
金利スワップに係る未実現評価（損）益の純変動	-
先物契約に係る未実現評価（損）益の純変動	-
運用実績	(4,645,180)
株主への配当金	-
資本取引	
ファンド株式発行手取金	560,656,188
ファンド株式買戻支払額	-
平準化	-
資本取引による増加（減少）	560,656,188
純増加（減少）	556,011,008
純資産	
期首	-
期末	556,011,008

- 当ファンドは、ドイツ連邦金融庁により認可されておらず、従ってドイツにおける販売は認められていない。
- 当ファンドは、香港、ルクセンブルグ、マカオおよびシンガポールにおいてのみ販売が認可されている。
- 当ファンドは、南アフリカにおけるファイナンシャル・サービスズ・ボードによって認可されていない。

株数変動表（2005年4月30日終了年度）

通貨	米ドル
株	
クラスA株式：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	52,781,738
買戻株数	-
株数の純増(減)	52,781,738
期末現在発行済株数	52,781,738
クラスA株式（ユーロ）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（英ポンド）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（日本円）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスB株式（米ドル）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	1,192,278
買戻株数	-
株数の純増(減)	1,192,278
期末現在発行済株数	1,192,278
クラスE株式（ユーロ）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-

- 当ファンドは、ドイツ連邦金融庁により認可されておらず、従ってドイツにおける販売は認められていない。
- 当ファンドは、香港、ルクセンブルグ、マカオおよびシンガポールにおいてのみ販売が認可されている。
- 当ファンドは、南アフリカにおけるファイナンシャル・サービスズ・ボードによって認可されていない。

純資産計算書（2005年10月31日現在：未監査）

通貨	米ドル
資産	
投資有価証券時価評価額	565,354,250
銀行預金	-
現金および預金	22,179,384
投資有価証券売却未収金	3,435,022
ファンド株式発行未収金	150,238
未収配当金および未収利息	183,125
先物契約に係る未実現利益	-
為替予約契約に係る未実現利益	-
金利スワップに係る未実現利益	-
その他の未収金	-
資産合計	591,302,019
負債	
投資有価証券購入未払金	2,284,772
ファンド株式買戻未払金	2,060,952
未払金および未払費用	1,018,033
先物契約に係る未実現損失	-
為替予約契約に係る未実現損失	-
金利スワップに係る未実現損失	-
その他の未払金	4,203
当座借越	-
負債合計	5,367,960
純資産額：2005年10月31日現在	585,934,059
純資産額：2005年4月30日現在	556,011,008
純資産額：2004年4月30日現在	-
純資産額：2003年4月30日現在	-

2005年10月31日現在発行済株式数

クラスA株式（ファンド通貨）	53,306,966
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	1,529,933
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2005年10月31日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	10.69
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	10.63
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

2005年4月30日現在1株当たり純資産価格

クラスA株式（ファンド通貨）	10.30
クラスA株式（ユーロ）	-
クラスA株式（英ポンド）	-
クラスA株式（日本円）	-
クラスB株式（米ドル）	10.27
クラスE株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-

	米ドル
投資有価証券取得原価	555,400,725

- 当ファンドは、スイス連邦銀行委員会により認可されておらず、従ってスイスにおける販売は認められていない。
- クラスB株式は、香港、ルクセンブルグ、マカオおよびシンガポールにおいて認可されている。
- 当ファンドは、ドイツ連邦金融庁により認可されておらず、従ってドイツにおける販売は認められていない。
- 当ファンドは、オーストリア金融庁により認可されておらず、従ってオーストリアにおける販売は認められていない。
- 当ファンドは、香港、ルクセンブルグ、マカオおよびシンガポールにおいてのみ販売が認可されている。

財務書類に対する注記

2005年4月30日

1. 一般事項

フィデリティ・ファンズSICAV（以下「当社」という。）は、オープン・エンド型投資会社であり、1990年6月15日、ルクセンブルグにおいてSICAV（変動資本を有する会社型投資信託）として設立された。当社は、有価証券、現金およびその他の資産の個別の投資ポートフォリオに関連するサブ・ファンド（以下「ファンド」という。）で構成される。2005年4月30日現在、当社は80のファンドで構成されている。

以下の株式クラスが、当期中に解散した。

ファンド名	株式クラス	解散日
フィデリティ・ファンズ - USハイ・イールド・ファンド	クラスA（日本円）	2004年6月16日
フィデリティ・ファンズ - ユナイテッド・キングダム・ファンド	クラスB（米ドル）	2004年9月17日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - アセアン・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - アジアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - コンシューマー・インダストリーズ・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - インドネシア・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - インターナショナル・ファンド	クラスB（米ドル）	2004年10月18日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - ジャパン・スモラー・カンパニーズ・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - コリア・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - ノルディック・ファンド	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日
フィデリティ・ファンズ - スイス・ファンド	クラスB（米ドル）	2004年10月18日
	クラスE（ユーロ）	2004年10月18日

以下のファンドが、当期中に設定された。

ファンド名	株式クラス	設定日
フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンド	クラスA（米ドル）	2004年8月23日
	クラスA（ユーロ）	2004年8月23日
	クラスA（英ポンド）	2004年8月23日
	クラスB（米ドル）	2004年8月23日
フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド	クラスA（米ドル）	2004年12月16日
	クラスB（米ドル）	2004年12月16日
フィデリティ・ファンズ - FAWFアメリカン・ダイバーシファイド・ファンド	クラスA（米ドル）	2005年2月25日

以下の株式クラスが、当期中に設定された。

ファンド名	株式クラス	設定日
フィデリティ・ファンズ - チャイナ・フォーカス・ファンド	クラスA（英ポンド）	2004年10月4日

取締役会は、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の承認に従って、異なる投資目的を有するファンドを随時解散および追加設定することができる。

2005年4月30日までは、韓国における投資有価証券は、通常ラブアン（マレーシア）において設立されたフィデリティ・ファンズの全額出資子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッド（以下「子会社」という。）を通じて保有されていた。子会社のすべての未収金、未払金および投資有価証券は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの純資産計算書に連結されており、子会社のすべての収益および費用は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの運用および純資産変動計算書に連結されている。子会社に所有されている有価証券は、フィデリティ・ファンズ SICAVおよびフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの該当する投資有価証券ポートフォリオにおいて個別に開示されている。社内相互間の残高は、連結に際して消去されている。フィデリティ・ファンズの子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッドを通じて保有されたフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドに関するすべての資産は、2005年6月8日にフィデリティ・ファンズSICAVに移転された。当該日から、フィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの韓国証券市場におけるすべての投資は、子会社経由ではなく直接行われている。子会社は、解散または売却されることになっている。

フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンドは、モーリシャスの全額出資子会社子会社であるフィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドを通じてインドの有価証券に投資する。同社は、フィデリティ・ファンズ・インディア・フォーカス・ファンドを代表して投資活動を行うことのみを目的としている。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドのインドの有価証券に関する投資顧問および運用業務を提供する。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、自社のためおよびインドの法律に基づく海外機関投資家（以下「FII」という。）である承認された顧客勘定のためにインドに投資することについて、インド証券取引委員会およびインド準備銀行から承認を受けている。フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドは、インドの有価証券に投資するためにフィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドのFIIライセンスのFIIサブ・アカウントとして登録されている。

2．重要な会計方針

有価証券の評価

証券取引所で取引されている投資有価証券は、当該有価証券が取引されている主要な証券取引所における当該有価証券の評価時に入手可能な直近の価格で評価される。店頭市場で取引されている有価証券も、同様の方法で評価される。規制ある取引所で取引されていない譲渡性のある短期債務証券および短期金融商品の評価額は、償却原価法により決定される。この方式によれば、償却原価は、有価証券を取得原価で評価した後に額面から割引（プレミアム）を定率により満期まで増価（減価）することにより決定される。その他の資産はすべて、当社の取締役が適切と考える方法で評価される。当社は、制限付証券を所有しておらず、ファンドの投資有価証券明細表に特に明記してある場合を除き、すべての保有有価証券は公認の市場で値付けされている。

銀行預金

すべての銀行預金は、額面金額格で計上される。

投資有価証券取引

投資有価証券取引は、有価証券の購入日または売却日に計上される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価法により行われる。

先物取引

先物取引は、契約の開始日または終了日に計上される。実現損益は先入先出法に基づいている。ポートフォリオが未実現損益として財務報告目的で計上する基礎的指数または有価証券の日々の評価額の変動に応

じた後発的な支払または受領は、日々ポートフォリオによって行われる。先物取引から生じた未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

為替予約契約

為替予約契約は、決算日の実勢為替予約レートおよび満期までの残存期間に適用される為替予約レートに基づいて評価される。為替予約契約の未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

金利スワップ

いくつかのファンドは、当期中にヘッジ目的によるスワップ契約を締結しており、その旨運用および純資産変動計算書ならびに純資産計算書に開示されている。かかる契約の未収利息および未払利息は日々見越計上され、スワップによる将来の期待支出は市場レートで評価される。

外国為替

当社の基準通貨は米ドルである。2005年4月30日現在の資産および負債は、同日における実勢為替レートで換算されている。取締役は、各ファンドの基準通貨を決定する。当期中のすべての外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで各ファンドの基準通貨に換算されている。

ファンド株式取引

各ファンド株式の一株当たりの発行および買戻価格は、取引日の一株当たりの純資産価格である。

創立費

新たに設定されるファンドについて発生する費用は、期中の営業費用に計上される。

収 益

株式に対する配当金は、有価証券が配当落ちとなった時点で認識される。利息は、発生基準で計上される。

資産の合同運用

効率的な運用のため、ファンドの投資方針が許容する場合、取締役会は、フィデリティ・ファンズ内で一定のファンド資産の合同運用を選択することができる。そのような場合には、個々のファンド資産は合同で運用される。合同運用のテクニックにより、端数が生じる場合がある。これらの端数の評価額は、期末における合同運用ファンドのポートフォリオ中の組入有価証券の市場価格に基づいており、ポートフォリオの時価総額に含まれている。これらの金額は重要でないため、投資有価証券明細表の「端数」に含まれている。

連結勘定

連結財務書類は米ドルで表示されており、個々のサブ・ファンドの財務書類の合算を表している。米ドル以外の通貨で表示されている財務書類は、期末の実勢為替レートで換算されている。

3．投資運用報酬および投資運用会社またはその関係会社とのその他の取引

フィデリティ・インターナショナル・リミテッド（以下「FIL」という。）は、投資運用会社に任命されており、当社に対して各ファンドの日々の投資運用業務を提供する。1990年6月25日付投資運用契約（改正済）に基づき、FILは、各ファンドの平均純資産総額に基づいて日々発生する月次の投資運用報酬を下表に示す年率で受領する。

ファンド名 / ファンドの種類	年間運用報酬	資産配分報酬
エクイティ・ファンド	1.50%	なし
バランスト・ファンド	1.00%	なし
ボンド・ファンド	0.75%	なし
キャッシュ・ファンド	0.40%	なし
アセット・アロケーション・ファンド	0.40% - 1.50% ¹	0.50%
米ドル建フィデリティ・ライフスタイル・ファンド	0.40% - 1.50% ²	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ユーロ・ファンド	1.10% ³	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2015 ユーロ・ファンド	1.50% ⁴	0.30%
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ユーロ・ファンド	1.50% ⁵	0.30%
例 外		
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし
ユーロ・ストックス 50™ ファンド	0.60%	なし
グロース・アンド・インカム・ファンド	1.25%	なし
USハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし

- 1 ファンドの構成に基づく加重値。
- 2 ファンドの各割当分に対する加重値が追加で課されている。
- 3 2008年1月1日に0.85%に引き下げられる。
- 4 2008年1月1日に1.10%に引き下げられ、2013年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 5 2013年1月1日に1.10%に引き下げられ、2018年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。

FILおよびその関係会社であるFILUXは、評価額の計算、記帳および管理事務業務を当社に提供しており、これらの業務に対する報酬として、2005年4月30日に終了した年度に合計で146,586,380米ドル（2004年：111,114,000米ドル）を取得した。

フィデリティ・アドバイザー・ワールド・ファンズの各クラスの株式を取得できるのは、投資信託またはフィデリティによって運用される口座に資産を保有する投資家のみである。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬を除く出費および費用は、FILおよびその関係会社に請求され、直接支払われる。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬は、ファンドに課せられるが、FILおよびその関連会社によって全額払い戻される。

FILは、そのいかなるまたはすべての報酬を放棄することができ、2005年4月30日に終了した年度の費用総額について、各ファンドの平均純資産額に対する以下の固定年率を限度とすることに同意した。エクイティ・ファンド 2.50%（保管報酬を除く。）、バランスト・ファンド 2.00%（保管報酬を除く。）、ボンド・ファンド（ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンドおよびUSハイ・イールド・ファンドを除く。） 1.15%（保管報酬を含む。）、インデックス・ファンド 1.00%（保管報酬を含む。）。結果として、一部の費用はいくつかのファンドに払い戻され、当該金額は個別に運用および純資産変動計算書に開示されている。

当社の役員および取締役の一部は、FILの取締役、役員または従業員でもある。フィデリティ・インベストメンツ・ディストリビューターズ（以下「FID」という。）は、FILの全額出資子会社である。当社の総販売会社としての業務遂行に対し、FIDは、当社株式の販売にかかる販売手数料を受領する権利を有する。2005年4月30日に終了した年度に、FIDは合計8,081,110米ドル（2004年：12,673,960米ドル）の販売手数料を留保した。販売手数料の一部は、ファンド株式の販売に関与した仲介業者に支払われる。

関連ブローカーを通して実行された当社の取引の合計総評価額は、457,827,209米ドル（2004年：606,626,225米ドル）である。かかる取引は、2005年4月30日に終了した年度の当社の取引合計額の1.00%（2004年：1.00%）にあたる。2005年4月30日に終了した年度について、関連ブローカーに支払われたブローカー手数料総額は、0.06%（2004年：0.08%）の手数料平均レートで271,008米ドル（2004年：505,984

米)ドルであった。これは、手数料支払総額の0.26%(2004年:0.58%)にあたる。FILは、当社の費用を相殺するために当該取引からの手数料の一部を払い戻すことに合意している一部のブローカーに対し、一定のポートフォリオ取引を行うよう指示している。この合意に基づき、2005年4月30日に終了した年度について、当社の費用は11,902,674米ドル(2004年:8,238,723米ドル)減少した。

4. 取締役報酬

2005年4月30日に終了した年度について支払われた取締役報酬の合計額は284,137米ドル(2004年:213,000米ドル)であり、2005年10月6日付の年次株主総会における株主の承認を条件とする。かかる承認を条件とし、取締役は33,000ユーロの年間報酬に出席した株主総会毎に2,750ユーロを加算した額を受領する権利を有する。投資運用会社または販売会社と関連のある取締役は、2005年4月30日に終了した年度の報酬を放棄した。

5. 貸付有価証券

2005年4月30日現在、当社は、1,394,063,605(2004年:997,864,855米ドル)に相当する有価証券を貸付け、2005年4月30日現在1,471,963,784米ドル(2004年:1,072,661,313米ドル)の時価を有する担保を受領した。以下の表は、2005年4月30日現在ファンドが貸付けた有価証券の内訳を開示したものである。

ファンド名	有価証券評価額 (米ドル)
ヨーロッパ・グロース・ファンド	785,167,637
ユーロ・ブルー・チップ・ファンド	91,806,679
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	64,539,471
スイス・ファンド	60,108,765
ヨーロッパ・スモラー・カンパニーズ・ファンド	56,911,255
ユーロ・パンランスト・ファンド	42,861,930
ヨーロッパ・アグレッシブ・ファンド	42,357,691
ワールド・ファンド	41,851,228
インターナショナル・ファンド	41,293,889
ノルディック・ファンド	30,856,251
ジャーマニー・ファンド	23,011,691
FPSグロース・ファンド	21,780,399
イタリア・ファンド	14,161,073
ヨーロッパ・ラジャー・カンパニーズ・ファンド	10,605,390
ヨーロッパ・ミッド・キャップ・ファンド	10,567,674
FPS モデレート・グロース・ファンド	9,741,207
FAWFヨーロッパ・ファンド	8,028,764
フィデリティ・セクション・インターナショナル	5,683,459
FPSグローバル・グロース・ファンド	5,028,787
フィデリティ・セクション・ヨーロッパ	4,260,605
ファイナンシャル・サービスズ・ファンド	2,908,617
フランス・ファンド	2,844,246
インダストリアルズ・ファンド	2,240,719
ヘルス・ケア・ファンド	2,122,390
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	2,059,548
ユナイテッド・キングダム・ファンド	1,816,576
グローバル・フォーカス・ファンド	1,446,252

ファンド名	有価証券評価額 (米ドル)
コンシューマー・インダストリーズ・ファンド	1,388,457
FPS ディフェンシブ・ファンド	1,352,128
FAWFインターナショナル・ファンド	1,237,702
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	910,762
グロース・アンド・インカム・ファンド	701,066
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ファンド	542,952
FPS スターリング・グロース・ファンド	456,175
フィデリティ・ターゲット™ 2015 ユーロ・ファンド	399,831
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ユーロ・ファンド	356,370
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ユーロ・ファンド	343,776
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ファンド	312,192

債券で構成される担保は保管銀行が保管しており、財務書類には反映されていない。貸付有価証券からの収益20,597,555米ドルは、運用および純資産変動計算書における受取配当金および受取利息総額勘定に含まれている。

6. 税 制

当社は、収益または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに対するいかなるルクセンブルグの税金も課せられず、またルクセンブルグの源泉税も課せられない。ファンドは、エクイティ、ボンド、バランスト、アセット・アロケーションおよびフィデリティ・ライフスタイル・ファンドについては0.05%、ならびにキャッシュ・ファンドおよびリザーブド・ファンドについては0.01%の年次税の対象となっている。この税金は、各四半期末日のファンドの純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる。キャピタル・ゲイン、配当金および利息に対して当該発生国においてキャピタル・ゲインおよび源泉税もしくはその他の税を課せられる場合があり、かかる税金はファンドまたは株主によって回収することはできない。

7. 平準化

ボンド・ファンド、バランスト・ファンドおよびキャッシュ・ファンドの株式には、収益平準化調整が適用される。これらの調整は、配当対象期間に関して配当される一株当たり収益が、当該期間中の発行株式数の変動に影響されないことを保証するものである。平準化計算は、投資純利益に基づいている。

8. 配当金支払

2005年4月30日に終了した年度中に、以下の配当金が支払われた。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
アセアン クラスA	米ドル	0.0850	2004年8月2日
アジア・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド クラスA	米ドル	0.0098	2004年8月2日
オーストラリア・ファンド クラスA	オーストラリア・ ドル	0.4841	2004年8月2日
オーストラリア・ファンド クラスB	米ドル	0.1576	2004年8月2日
エマージング・マーケット・ファンド クラスA	米ドル	0.0187	2004年8月2日
ユーロ・パンランスト・ファンド	ユーロ	0.1888	2004年8月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0285	2004年7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0294	2005年4月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0295	2004年10月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0296	2004年8月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0297	2004年12月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0298	2004年6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0300	2004年11月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0313	2005年1月4日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0318	2004年9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0318	2005年3月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0322	2004年5月3日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0331	2005年2月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0227	2004年7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0234	2004年6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0237	2004年10月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0239	2004年8月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0246	2004年11月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0251	2005年4月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0252	2004年12月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0256	2004年9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0266	2004年5月3日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0276	2005年3月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0287	2005年1月4日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0308	2005年2月1日
ユーロ・ボンド・ファンド クラスA	ユーロ	0.4700	2004年8月2日
ユーロ・キャッシュ・ファンド	ユーロ	0.1324	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA	ユーロ	0.1181	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスB	米ドル	0.0537	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスE	ユーロ	0.0251	2004年8月2日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA GBP- マネービルダー・ユーロピアン・インデックス	英ポンド	0.0016	2004年8月2日
ユーロピアン・グロース・ファンド クラスA	ユーロ	0.0170	2004年8月2日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0469	2005年4月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0470	2005年3月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0475	2005年2月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0477	2005年1月4日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0500	2004年10月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0508	2004年5月3日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0510	2004年12月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0523	2004年7月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0523	2004年8月2日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0525	2004年6月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0534	2004年9月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0534	2004年11月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0420	2005年3月1日
ユーロピアン・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0428	2005年4月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0435	2004年10月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0444	2004年5月3日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0447	2005年2月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0453	2004年6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0458	2005年1月4日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0460	2004年7月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0462	2004年8月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0465	2004年9月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0477	2004年12月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0480	2004年11月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド クラスA	ユーロ	0.5298	2004年8月2日
ヨーロッパ・ラジャー・カンパニーズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0271	2004年8月2日
ヨーロッパ・スモラー・カンパニーズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0086	2004年8月2日
FAWF-アジア・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	米ドル	0.1298	2004年8月2日
FAWF-ヨーロッパ・ファンド	米ドル	0.2331	2004年8月2日
FAWF-インターナショナル・ファンド	米ドル	0.3315	2004年8月2日
FAWF-パシフィック・ファンド	米ドル	0.1186	2004年8月2日
FAWF-USドル・ボンド・ファンド	米ドル	0.1288	2005年2月1日
FAWF-USドル・ボンド・ファンド	米ドル	0.1339	2004年8月2日
FAWF-USハイ・インカム・ファンド	米ドル	0.7772	2004年8月2日
FAWF-USラージ・キャップ・ストック・ファンド	米ドル	0.0784	2004年8月2日
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	0.1186	2004年8月2日
FPSモデレート・グロース・ファンド	ユーロ	0.1191	2004年8月2日
フランス・ファンド クラスA	ユーロ	0.0227	2004年8月2日
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	0.1439	2004年8月2日
グレーター・チャイナ・ファンド クラスA	米ドル	0.2715	2004年8月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0074	2005年3月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0077	2005年4月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0081	2005年2月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0087	2005年1月4日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0088	2004年12月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0094	2004年9月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0095	2004年10月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0098	2004年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0100	2004年8月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0122	2004年7月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0150	2004年5月3日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0155	2004年6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0009	2004年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0012	2004年10月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0014	2004年9月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0021	2004年8月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0040	2004年7月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0069	2004年5月3日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0071	2004年6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド クラスA	米ドル	0.0318	2004年8月2日
イベリア・ファンド クラスA	ユーロ	0.0055	2004年8月2日
インドネシア・ファンド クラスA	米ドル	0.0109	2004年8月2日
インダストリアルズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0194	2004年8月2日
インダストリアルズ・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.0004	2004年8月2日
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	0.0332	2004年8月2日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスA	米ドル	0.1039	2004年8月2日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスE	ユーロ	0.0463	2004年8月2日
マレーシア・ファンド	米ドル	0.0065	2004年8月2日
ノルディック・ファンド クラスA	スウェーデン・ クローネ	0.5424	2004年8月2日
シンガポール・ファンド	米ドル	0.1128	2004年8月2日
サウス・イースト・アジア・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.0040	2004年8月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2004年5月3日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0035	2005年2月1日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0037	2004年8月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0038	2004年11月1日
フィデリティ・ターゲット™ 2010ユーロ・ファンド	ユーロ	0.1238	2004年8月2日
フィデリティ・ターゲット™ 2010ファンド	米ドル	0.0404	2004年8月2日
フィデリティ・ターゲット™ 2015ユーロ・ファンド	ユーロ	0.0221	2004年8月2日
タイランド・ファンド クラスA	米ドル	0.1519	2004年8月2日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスA	英ポンド	0.0136	2004年8月2日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスB	米ドル	0.0662	2004年8月2日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスE	ユーロ	0.0448	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0244	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0251	2004年5月3日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0251	2004年6月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0254	2004年7月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0264	2004年9月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0264	2005年4月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0265	2004年12月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0267	2005年2月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0268	2005年1月4日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0269	2005年3月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0271	2004年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0272	2004年10月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0185	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0190	2004年6月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0191	2004年5月3日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0193	2004年7月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0195	2004年10月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0197	2004年9月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0205	2005年2月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0206	2004年12月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0207	2005年1月4日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0209	2004年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0213	2005年3月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0203	2005年4月1日
USドル・ボンド・ファンド クラスA	米ドル	0.0559	2004年8月2日
USドル・ボンド・ファンド クラスA	米ドル	0.1077	2005年2月1日
USドル・キャッシュ・ファンド	米ドル	0.0381	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0508	2004年5月3日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0517	2004年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0518	2004年12月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0527	2005年2月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0538	2005年1月4日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0545	2004年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0551	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0555	2004年10月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0565	2004年9月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0570	2004年7月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0570	2005年4月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0573	2005年3月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0444	2004年5月3日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0447	2004年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0449	2004年12月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0461	2005年2月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0468	2005年1月4日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0476	2004年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0484	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0487	2004年10月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0492	2004年9月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0505	2004年7月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0513	2005年4月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0526	2005年3月1日
USハイ・イールド・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.4883	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.5729	2004年8月2日
USハイ・イールド・ファンド クラスA USD	米ドル	0.6143	2004年8月2日

9. 金利スワップ

2005年4月30日現在、一部のファンドは金利スワップ契約に関する未決済契約を有していた。ファンド毎

の未実現純利益または未実現純損失のポジションは、純資産計算書に開示されており、金利スワップ契約に基づく支払利息および受取利息は、運用および純資産変動計算書に開示されている。

10. 先物証拠金

2005年4月30日現在、未決済の先物証拠金が、ブローカー保管の現金残高として存在しており、これは純資産計算書における銀行預金勘定に含まれている。以下の表は、同日現在、ブローカー保管の先物証拠金の現金額について、ファンド毎の内訳を示すものである。

ファンド名	通貨	先物証拠金
ヨーロッパ・グロース・ファンド	ユーロ	35,264,410
インド・フォーカス・ファンド	米ドル	25,774,183
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	1,537,556
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	ユーロ	772,285
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	ユーロ	675,937
FPSモデレート・グロース・ファンド	ユーロ	512,631
ユーロ・バランスト・ファンド	ユーロ	471,452
インターナショナル・ファンド	米ドル	469,970
USドル・ボンド・ファンド	米ドル	372,606
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	298,683
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	120,159
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	92,881
グロース・アンド・インカム・ファンド	米ドル	71,683
FPSグロース・ファンド	ユーロ	68,741
FPSグローバル・グロース・ファンド	米ドル	50,946
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	48,360
フィデリティ・ターゲット TM 2010 ユーロ・ファンド	ユーロ	37,410
フィデリティ・セレクション・インターナショナル	ユーロ	29,453
フィデリティ・ターゲット TM 2010 ファンド	米ドル	23,652
フィデリティ・セレクション・ヨーロッパ	ユーロ	23,095
FAWF USドル・ボンド・ファンド	米ドル	18,518
フィデリティ・ターゲット TM 2020 ファンド	米ドル	14,555
FAWFインターナショナル・ファンド	米ドル	14,032
フィデリティ・ターゲット TM 2015 ユーロ・ファンド	ユーロ	13,094
FPSスターリング・グロース・ファンド	英ポンド	6,629
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	ユーロ	6,349
フィデリティ・ターゲット TM 2020 ユーロ・ファンド	ユーロ	5,239
イベリア・ファンド	ユーロ	48
イタリア・ファンド	ユーロ	47

11. 信用枠

当社はまた、J.P.モルガン・ヨーロッパ・リミテッドがファシリティ・エイジェントおよびオプション・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為し、またJ.P.モルガン・チェイス・バンクがベース・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為する多数の銀行と、5億米ドルの組織化された多通貨の契約リボルビング信用枠を保有している。2億5千万米ドル分の一枠は、364日満期であり、2005年5月27日付で更新された。もう一方の2億5千万米ドル分の枠は、364日満期であり、2004年11月26日付

で2004年11月29日より364日間更新された。各制度は0.075%の契約手数料およびLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）プラス0.30%の料率で、または、スイングライン前払金の場合は、プライム・レートまたは連邦準備金利プラス0.50%の高い方の料率で、利息が生じる。さらに、当該信用枠に基づく借入総額（関連するスイングライン枠に基づく借入金を含む。）が、当該信用枠の契約総額の33%に等しいか、これを超過した場合はいつでも、当該日の各借入金残高には、当該信用枠に適用される金利に年率0.05%を加えた金利に等しい年率で、元本残高に対して利息が発生する。信用枠は担保されていない。2005年4月30日現在、信用枠に基づく借入金残高はなかった。

12. フィデリティ・ファンズ - 後発事象

2005年4月30日の営業終了時に登録されている株主に対して、以下の配当金の支払が宣言された。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0274	2005年5月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0229	2005年5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0450	2005年5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0403	2005年5月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDST	米ドル	0.0061	2005年5月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2005年5月2日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0258	2005年5月2日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年5月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0556	2005年5月2日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0505	2005年5月2日

2005年5月31日の営業終了時に登録されている株主に対して、以下の配当金の支払が宣言された。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0256	2005年6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0202	2005年6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0484	2005年6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0440	2005年6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0075	2005年6月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0262	2005年6月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0551	2005年6月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0484	2005年6月1日

13. 投資有価証券変動明細表

各ファンドについて本報告書対象年度中に発生した各投資有価証券の総購入および売却の明細一覧表は、当社の登記上の事務所もしくはフィデリティ・ファンズの販売会社として登録されている会社、またはスイスの投資家については、スイスの当社の代理店に請求することで入手することができる。

14. 香港居住者のみへの情報

香港証券先物委員会規則の要求に従い、以下のとおり報告された。当社に関して以下を含むソフトینگ・アレンジメントが行われた。調査および顧問業務、経済および政治的分析、ポートフォリオ分析、評価および実績計測、市場分析、データおよび値付け業務、投資関連公告、実績およびリスク計測業務、専門家経済および会社調査、これら業務の伝達に使用されたスクリーンを基礎とするデータ・サービスおよびコンピューターのハードウェアおよびソフトウェア。

前年度についての比較数値は、フィデリティ・ファンズの2004年度年次報告書で確認することができる。

当該報告書は、販売会社の事務所または当社の登記上の事務所に請求することで、入手することができる。

15．スイス居住者のみへの情報

履行および裁判管轄地である支払事務代行会社には、スイスにおける当社の代理店であるスイス、ジュネーブ 1 CH-1211、ローヌ通り 96-98番（電話：0041228193526、ファクス：0041228193645）に所在する Union Bancaire Privée Genève が就任している。当社の約款、定款、目論見書ならびに年次（半期）報告書および財務書類は、同代理店から無料で入手することができる。

16．為替レート

2005年4月30日現在、保有している有価証券および外国通貨を含む資産および負債の、米ドル換算に用いた為替レートは以下のとおりである。

通 貨	為替レート	通 貨	為替レート
オーストラリア・ドル（AUD）	1.276569	韓国ウォン（KRW）	997.10
ブラジル・レアル（BRL）	2.534	メキシコ・ペソ（MXN）	11.0835
カナダ・ドル（CAD）	1.25695	マレーシア・リンギット（MYR）	3.8
スイス・フラン（CHF）	1.19015	ノルウェー・クローネ（NOK）	6.2803
チェコ・コルナ（CZK）	23.628	ニュージーランド・ドル（NZD）	1.361934
デンマーク・クローネ（DKK）	5.76315	フィリピン・ペソ（PHP）	54.15
ユーロ（EUR）	0.774054	ポーランド・ズウォティ（PLN）	3.3103
英ポンド（GBP）	0.522999	スウェーデン・クローナ（SEK）	7.1148
香港ドル（HKD）	7.79485	シンガポール・ドル（SGD）	1.63445
ハンガリー・フォリント（HUF）	195.41	タイ・バーツ（THB）	39.45
インドネシア・ルピア（IDR）	9,560	トルコ・リラ（TRY）	1.3895
インド・ルピー（INR）	43.52	台湾ドル（TWD）	31.24
日本円（JPY）	104.625	南アフリカ・ランド（ZAR）	6.07245

財務書類に対する注記

2005年10月31日

1. 一般事項

フィデリティ・ファンズ（以下「当社」という。）は、オープン・エンド型投資会社であり、1990年6月15日、ルクセンブルグにおいてSICAV（変動資本を有する会社型投資信託）として設立された。当社は、有価証券、現金およびその他の資産の個別の投資ポートフォリオに関連するサブ・ファンド（以下「ファンド」という。）で構成される。2005年10月31日現在、当社は86のファンドで構成されている。

以下のファンドが、当期間中に設定された。

ファンド名	株式クラス	設定日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・アジア・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・ヨーロッパ・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・ヨーロッパ・ボンド・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - マネービルダー・グローバル・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - フィデリティ・ターゲット™ 2025 ユーロ・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日
フィデリティ・ファンズ - フィデリティ・ターゲット™ 2030 ユーロ・ファンド	クラスA（ユーロ）	2005年5月16日

取締役会は、金融監督委員会（以下「CSSF」という。）の承認に従って、異なる投資目的を有するファンドを随時解散および追加設定することができる。

従来、韓国における投資有価証券は、通常ラブアン（マレーシア）において設立されたフィデリティ・ファンズの全額出資子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッド（以下「子会社」という。）を通じて保有されていた。子会社のすべての未収金、未払金および投資有価証券は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの純資産計算書に連結されており、子会社のすべての収益および費用は、フィデリティ・ファンズおよび関連ファンドであるフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの運用および純資産変動計算書に連結されている。子会社に所有されている有価証券は、フィデリティ・ファンズおよびフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの該当する投資有価証券ポートフォリオにおいて個別に開示されている。社内相互間の残高は、連結に際して消去されている。フィデリティ・ファンズの子会社であるフィデリティ・ファンズ・コリア（L）リミテッドを通じて保有されたフィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドに関するすべての資産は、2005年6月8日にフィデリティ・ファンズに移転された。当該日から、フィデリティ・ファンズ・コリア・ファンドの韓国証券市場におけるすべての投資は、子会社経由ではなく直接行われている。子会社の所有権は、2005年8月31日付でフィデリティ・ファンズから移転された。

フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドは、モーリシャスの全額出資子会社子会社であるフィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドを通じてインドの有価証券に投資する。同社は、フィデリティ・ファンズ - インディア・フォーカス・ファンドを代表して投資活動を行うことのみを目的としている。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドのインドの有価証券に関する投資顧問および運用業務を提供する。フィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドは、自社のためおよびインドの法律に基づく海外機関投資家（以下「FII」という。）である承認された顧客勘定のためにインドに投資することについて、インド証

券取引委員会およびインド準備銀行から承認を受けている。フィド・ファンズ（モーリシャス）リミテッドは、インドの有価証券に投資するためにフィデリティ・インベストメンツ・マネジメント（香港）リミテッドのFIIライセンスのFIIサブ・アカウントとして登録されている。

2．重要な会計方針

有価証券の評価

証券取引所で取引されている投資有価証券は、当該有価証券が取引されている主要な証券取引所における当該有価証券の評価時に入手可能な直近の価格で評価される。店頭市場で取引されている有価証券も、同様の方法で評価される。規制ある取引所で取引されていない譲渡性のある短期債務証券および短期金融商品の評価額は、償却原価法により決定される。この方式によれば、償却原価は、有価証券を取得原価で評価した後に額面から割引（プレミアム）を定率により満期まで増価（減価）することにより決定される。その他の資産はすべて、当社の取締役が適切と考える方法で評価される。当社は、制限付証券を所有しておらず、ファンドの投資有価証券明細表に特に明記してある場合を除き、すべての保有有価証券は公認の市場で値付けされている。

銀行預金

すべての銀行預金は、額面金額格で計上される。

投資有価証券取引

投資有価証券取引は、有価証券の購入日または売却日に計上される。有価証券の売却原価の計算は、平均原価法により行われる。

先物取引

先物取引は、契約の開始日または終了日に計上される。実現損益は先入先出法に基づいている。ポートフォリオが未実現損益として財務報告目的で計上する基礎的指数または有価証券の日々の評価額の変動に応じた後発的な支払または受領は、日々ポートフォリオによって行われる。先物取引から生じた未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

為替予約契約

為替予約契約は、決算日の実勢為替予約レートおよび満期までの残存期間に適用される為替予約レートに基づいて評価される。為替予約契約から生じる未実現損益は、純資産計算書および投資有価証券明細表に含まれている。

金利スワップ

いくつかのファンドは、当期間中にヘッジ目的によるスワップ契約を締結した。かかる契約の未収利息および未払利息は日々見越計上され、スワップによる将来の期待支出は市場レートで評価される。

外国為替

当社の基準通貨は米ドルである。2005年10月31日現在の資産および負債は、同日における実勢為替レートで換算されている。取締役は、各ファンドの基準通貨を決定する。当期間中のすべての外貨建取引は、取引日の実勢為替レートで各ファンドの基準通貨に換算されている。

ファンド株式取引

各ファンド株式の一株当たりの発行および買戻価格は、取引日の一株当たりの純資産価格である。

創立費

新たに設定されるファンドについて発生する費用は、期中の営業費用に計上される。

収 益

株式に対する配当金は、有価証券が配当落ちとなった時点で認識される。利息は、発生基準で計上される。

資産の合同運用

効率的な運用のため、ファンドの投資方針が許容する場合、取締役会は、フィデリティ・ファンズ内で一定のファンド資産の合同運用を選択することができる。そのような場合には、個々のファンド資産は合同で運用される。合同運用のテクニックにより、端数が生じる場合がある。これらの端数の評価額は、中間期末における合同運用ファンドのポートフォリオ中の組入有価証券の市場価格に基づいており、ポートフォリオの時価総額に含まれている。これらの金額は重要でないため、投資有価証券明細表の「端数」に含まれている。

連結勘定

連結財務書類は米ドルで表示されており、個々のサブ・ファンドの財務書類の合算を表している。米ドル以外の通貨で表示されている財務書類は、中間期末の実勢為替レートで換算されている。

３．投資運用報酬および投資運用会社またはその関係会社とのその他の取引

フィデリティ・インターナショナル・リミテッド（以下「FIL」という。）は、1990年6月25日付投資運用契約（改正済）に基づいて投資運用会社に任命され、当社に対して各ファンドの日々の投資運用業務を提供する。FILの全額出資子会社であり、バミューダの金融当局によって規制されているフィデリティ・ファンド・マネジメント・リミテッド（以下「FFML」という。）は、2005年8月4日付で、FILに代わり投資運用会社に任命された。FFMLは、各ファンドの平均純資産総額に基づいて日々発生する月次の投資運用報酬を下表に示す年率で受領する。

ファンド名 / ファンドの種類	年間運用報酬	資産配分報酬
エクイティ・ファンド	1.50%	なし
バランスト・ファンド	1.00%	なし
ボンド・ファンド	0.75%	なし
キャッシュ・ファンド	0.40%	なし
マネービルダー・ファンド	1.25%	なし
アセット・アロケーション・ファンド	0.40% - 1.50% ¹	0.50%
米ドル建フィデリティ・ライフスタイル・ファンド	0.40% - 1.50% ²	0.30%
フィデリティ・ターゲット TM 2010 ユーロ・ファンド	1.10% ³	0.30%
フィデリティ・ターゲット TM 2015 ユーロ・ファンド	1.50% ⁴	0.30%
フィデリティ・ターゲット TM 2020 ユーロ・ファンド	1.50% ⁵	0.30%
フィデリティ・ターゲット TM 2025 ユーロ・ファンド	1.50% ⁶	0.30%
フィデリティ・ターゲット TM 2030 ユーロ・ファンド	1.50% ⁷	0.30%
例 外		
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	0.60%	なし
グロース・アンド・インカム・ファンド	1.25%	なし
マネービルダー・ヨーロッパ・ボンド・ファンド	0.60%	なし
USハイ・イールド・ファンド	1.00%	なし

1 ファンドの構成に基づく加重値。

2 ファンドの各割当分に対する加重値が追加で課されている。

- 3 2008年1月1日に0.85%に引き下げられる。
- 4 2008年1月1日に1.10%に引き下げられ、2013年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 5 2013年1月1日に1.10%に引き下げられ、2018年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 6 2018年1月1日に1.10%に引き下げられ、2023年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。
- 7 2023年1月1日に1.10%に引き下げられ、2028年1月1日にさらに0.85%に引き下げられる。

FILおよびその関係会社であるFILUXは、評価額の計算、記帳および管理事務業務を当社に提供しており、これらの業務に対する報酬として、2005年10月31日に終了した期間中に合計で80,060,000米ドル（2004年：68,454,000米ドル）を取得した。

フィデリティ・アドバイザー・ワールド・ファンズの各クラスの株式を取得できるのは、投資信託またはフィデリティによって運用される口座に資産を保有する投資家のみである。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬を除く出費および費用は、FILおよびその関係会社に請求され、直接支払われる。かかるクラスの株式についての投資運用報酬、一般管理費、国税および保管報酬は、ファンドに課せられるが、FILおよびその関係会社によって全額払い戻される。

FILおよびその関係会社は、そのいかなるまたはすべての報酬を放棄することができ、2005年10月31日に終了した期間の費用総額について、各ファンドの平均純資産額に対する以下の固定年率を限度とすることに同意した。エクイティ・ファンド 2.50%（保管報酬を除く。）、バランスト・ファンド 2.00%（保管報酬を除く。）、ボンド・ファンド（ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンドおよびUSハイ・イールド・ファンドを除く。） 1.15%（保管報酬を含む。）、インデックス・ファンド 1.00%（保管報酬を含む。）。結果として、一部の費用はいくつかのファンドに払い戻される。

当社の役員および取締役の一部は、FILの取締役、役員または従業員でもある。フィデリティ・インベストメンツ・ディストリビューターズ（以下「FID」という。）は、FILの全額出資子会社である。当社の総販売会社としての業務遂行に対し、FIDは、当社株式の販売にかかる販売手数料を受領する権利を有する。2005年10月31日に終了した期間に、FIDは合計3,207,230米ドル（2004年：3,219,571米ドル）の販売手数料を留保した。販売手数料の一部は、ファンド株式の販売に関与した仲介業者に支払われる。

関連ブローカーを通して実行された当社の取引の合計総評価額は、280,619,365米ドル（2004年：243,712,890米ドル）である。かかる取引は、2005年10月31日に終了した期間中の当社の取引合計額の0.54%（2004年：0.52%）にあたる。2005年10月31日に終了した期間中について、関連ブローカーに支払われたブローカー手数料総額は、0.03%（2004年：0.07%）の手数料平均レートで78,551米ドル（2004年：162,979米ドル）であった。これは、手数料支払総額の0.12%（2004年：0.39%）にあたる。FILおよび/または（場合によっては）FFMLは、当社の費用を相殺するために当該取引からの手数料の一部を払い戻すことに合意している一部のブローカーに対し、一定のポートフォリオ取引を行うよう指示している。この合意に基づき、2005年10月31日に終了した期間について、当社の費用は5,911,052米ドル（2004年：4,627,839米ドル）減少した。

4. 貸付有価証券

2005年10月31日現在、当社は、13,604,573（2004年：874,385米ドル）に相当する有価証券を貸付け、2005年10月31日現在16,569,196米ドル（2004年：989,616米ドル）の時価を有する担保を受領した。以下の表は、2005年10月31日現在ファンドが貸付けた有価証券の内訳を開示したものである。

ファンド名	有価証券評価額 (米ドル)
ユーロ・ブルー・チップ・ファンド	5,770,745
ユーロ・バランスト・ファンド	2,318,937
イタリア・ファンド	1,963,785
インターナショナル・ファンド	1,189,211
FPSグロース・ファンド	924,309
FPS モデレート・グロース・ファンド	441,579

ファンド名	有価証券評価額 (米ドル)
FPS ディフェンシブ・ファンド	180,082
フィデリティ・セレクション・インターナショナル	163,056
フィデリティ・セレクション・ヨーロッパ	153,401
ワールド・ファンド	133,640
FPSグローバル・グロース・ファンド	133,388
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	101,275
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	44,756
FAWFインターナショナル・ファンド	35,886
グロース・アンド・インカム・ファンド	16,349
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ユーロ・ファンド	12,754
フィデリティ・ターゲット™ 2015 ユーロ・ファンド	6,219
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ユーロ・ファンド	6,172
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ファンド	3,768
マネービルダー・グローバル・ファンド	3,047
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ファンド	1,686
フィデリティ・ターゲット™ 2025 ユーロ・ファンド	275
フィデリティ・ターゲット™ 2030 ユーロ・ファンド	253

債券で構成される担保は保管銀行が保管しており、財務書類には反映されていない。

5. 税 制

当社は、収益または実現もしくは未実現のキャピタル・ゲインに対するいかなるルクセンブルグの税金も課せられず、またルクセンブルグの源泉税も課せられない。ファンドは、エクイティ・ファンド、ボンド・ファンド、バランス・ファンド、アセット・アロケーション・ファンド、マネービルダー・ファンドおよびフィデリティ・ライフスタイル・ファンドについては0.05%、ならびにキャッシュ・ファンドおよびリザーブド・ファンドについては0.01%の年次税の対象となっている。この税金は、各四半期末日のファンドの純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる。キャピタル・ゲイン、配当金および利息に対して当該発生国においてキャピタル・ゲインおよび源泉税もしくはその他の税を課せられる場合があり、かかる税金はファンドまたは株主によって回収することはできない。

6. 平準化

ボンド・ファンド、バランス・ファンドおよびキャッシュ・ファンドの株式には、収益平準化調整が適用される。これらの調整は、配当対象期間に関して配当される一株当たり収益が、当該期間中の発行株式数の変動に影響されないことを保証するものである。平準化計算は、投資純利益に基づいている。

7. 配当金支払

2005年10月31日に終了した期間中に、以下の配当金が支払われた。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
アセアン・ファンド クラスA	米ドル	0.1886	2005年 8月1日
アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド クラスA	米ドル	0.0634	2005年 8月1日
アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド クラスB	米ドル	0.0333	2005年 8月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
アジアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド クラスA	米ドル	0.0730	2005年 8月1日
オーストラリア・ファンド クラスA	オーストラリア・ ドル	0.3559	2005年 8月1日
オーストラリア・ファンド クラスB	米ドル	0.0451	2005年 8月1日
チャイナ・フォーカス・ファンド クラスA	米ドル	0.0280	2005年 8月1日
エマージング・マーケット・ファンド クラスA	米ドル	0.0232	2005年 8月1日
ユーロ・パンラレスト・ファンド	ユーロ	0.2114	2005年 8月1日
ユーロ・ブルー・チップ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0738	2005年 8月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0274	2005年 5月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0256	2005年 6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0232	2005年 7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0264	2005年 8月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0250	2005年 9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0232	2005年10月3日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0229	2005年 5月2日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0202	2005年 6月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0175	2005年 7月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0204	2005年 8月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0190	2005年 9月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0174	2005年10月3日
ユーロ・ボンド・ファンド クラスA	ユーロ	0.4418	2005年 8月1日
ユーロ・キャッシュ・ファンド	ユーロ	0.1240	2005年 8月1日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA	ユーロ	0.1857	2005年 8月1日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスB	米ドル	0.2153	2005年 8月1日
ユーロ・ストックス50 TM ファンド クラスA GBP-	英ポンド	0.0029	2005年 8月1日
マネービルダー・ヨーロッパ・インデックス・ファンド			
ヨーロッパ・グロース・ファンド クラスA	ユーロ	0.0163	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0450	2005年 5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0484	2005年 6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0465	2005年 7月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0506	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0566	2005年 9月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0491	2005年10月3日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0403	2005年 5月2日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0440	2005年 6月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0407	2005年 7月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0443	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0510	2005年 9月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0434	2005年10月3日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド クラスA	ユーロ	0.5262	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ラジャール・カンパニー・ファンド クラスA	ユーロ	0.0067	2005年 8月1日
ヨーロッパ・ミッド・キャップ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0302	2005年 8月1日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
FAWF-アジアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド	米ドル	0.3232	2005年 8月1日
FAWF-ヨーロッパ・ファンド	米ドル	0.2710	2005年 8月1日
FAWF-インターナショナル・ファンド	米ドル	0.4402	2005年 8月1日
FAWF-パシフィック・ファンド	米ドル	0.1849	2005年 8月1日
FAWF-USドル・ボンド・ファンド	米ドル	0.1182	2005年 8月1日
FAWF-USハイ・インカム・ファンド	米ドル	0.8080	2005年 8月1日
FAWF-USラージ・キャップ・ストック・ファンド	米ドル	0.1306	2005年 8月1日
フィデリティ・ターゲット TM 2010ユーロ・ファンド	ユーロ	0.0675	2005年 8月1日
フィデリティ・ターゲット TM 2010ファンド	米ドル	0.0873	2005年 8月1日
フィデリティ・ターゲット TM 2015ユーロ・ファンド	ユーロ	0.0365	2005年 8月1日
ファイナンシャル・サービシズ・ファンド クラスA	ユーロ	0.0260	2005年 8月1日
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	0.0322	2005年 8月1日
FPSモデルート・グロース・ファンド	ユーロ	0.1369	2005年 8月1日
ジャーマニー・ファンド クラスA	ユーロ	0.0045	2005年 8月1日
ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	0.1390	2005年 8月1日
グレーター・チャイナ・ファンド クラスA	米ドル	0.6365	2005年 8月1日
グレーター・チャイナ・ファンド クラスE	ユーロ	0.0164	2005年 8月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0061	2005年 5月2日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0075	2005年 6月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0073	2005年 7月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0077	2005年 8月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0092	2005年10月3日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0004	2005年 9月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド クラスA	米ドル	0.1532	2005年 8月1日
イベリア・ファンド クラスA	ユーロ	0.0114	2005年 8月1日
インドネシア・ファンド クラスA	米ドル	0.0503	2005年 8月1日
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	0.0302	2005年 8月1日
イタリア・ファンド クラスA	ユーロ	0.0158	2005年 8月1日
コリア・ファンド クラスA	米ドル	0.0422	2005年 8月1日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスA	米ドル	0.1415	2005年 8月1日
ラテン・アメリカ・ファンド クラスE	ユーロ	0.0200	2005年 8月1日
マレーシア・ファンド	米ドル	0.2280	2005年 8月1日
ノルディック・ファンド クラスA	スウェーデン・ クローネ	0.0792	2005年 8月1日
シンガポール・ファンド	米ドル	0.2940	2005年 8月1日
サウス・イースト・アジア・ファンド クラスA	米ドル	0.0112	2005年 8月1日
サウス・イースト・アジア・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.0086	2005年 8月1日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2005年 5月2日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0033	2005年 8月1日
台湾・ファンド クラスA	米ドル	0.0321	2005年 8月1日
テレコミュニケーションズ・ファンド クラスA	米ドル	0.0095	2005年 8月1日
テレコミュニケーションズ・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.0002	2005年 8月1日
タイランド・ファンド クラスA	米ドル	0.2159	2005年 8月1日
ユナイテッド・キングダム・ファンド クラスA	英ポンド	0.0114	2005年 8月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0258	2005年 5月2日

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落ち日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0262	2005年 6月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0264	2005年 7月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0275	2005年 8月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0317	2005年 9月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0298	2005年10月3日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年 5月2日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0200	2005年 6月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0205	2005年 7月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0217	2005年 8月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0255	2005年 9月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0239	2005年10月3日
USドル・ボンド・ファンド クラスA	米ドル	0.0903	2005年 8月1日
USドル・キャッシュ・ファンド クラスA	米ドル	0.1304	2005年 8月1日
USドル・キャッシュ・ファンド クラスB	米ドル	0.0118	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0556	2005年 5月2日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0551	2005年 6月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0507	2005年 7月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0552	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0542	2005年 9月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0568	2005年10月3日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0505	2005年 5月2日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0484	2005年 6月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0443	2005年 7月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0488	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0474	2005年 9月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0502	2005年10月3日
USハイ・イールド・ファンド クラスA EUR	ユーロ	0.4279	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド クラスA GBP	英ポンド	0.1868	2005年 8月1日
USハイ・イールド・ファンド クラスA USD	米ドル	0.4831	2005年 8月1日

8．金利スワップ

2005年10月31日現在、一部のファンドは金利スワップ契約に関する未決済契約を有していた。ファンド毎の未実現純利益または未実現純損失のポジションは、純資産計算書に開示されている。

9．先物証拠金

中間期末日現在、未決済の先物証拠金が、ブローカー保管の現金残高として存在しており、これは純資産計算書における銀行預金勘定に含まれている。以下の表は、2005年10月30日現在、ブローカー保管の先物証拠金の現金額について、ファンド毎の内訳を示すものである。

ファンド名	通貨	先物証拠金
ヨーロッパ・グロース・ファンド	ユーロ	25,190,476
インディア・フォーカス・ファンド	米ドル	21,320,059
インターナショナル・ファンド	米ドル	585,300
ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	498,436
ヨーロッパ・ラジャール・カンパニーズ・ファンド	ユーロ	441,318
ユーロ・ストックス 50 TM ファンド	ユーロ	405,626

ファンド名	通貨	先物証拠金
インターナショナル・ボンド・ファンド	米ドル	312,553
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	241,444
FPSモデレート・グロース・ファンド	ユーロ	192,745
FAWF ヨーロッパ・ファンド	米ドル	174,755
ユーロ・バランスト・ファンド	ユーロ	134,341
FPSディフェンシブ・ファンド	ユーロ	71,643
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ユーロ・ファンド	ユーロ	55,100
FPSグロース・ファンド	ユーロ	45,218
FPSグローバル・グロース・ファンド	米ドル	43,937
グロース・アンド・インカム・ファンド	米ドル	35,731
ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド	ユーロ	28,770
フィデリティ・ターゲット™ 2015 ユーロ・ファンド	ユーロ	27,103
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ユーロ・ファンド	ユーロ	19,372
フィデリティ・セレクション・インターナショナル	ユーロ	17,850
FAWFインターナショナル・ファンド	米ドル	17,718
フィデリティ・セレクション・ヨーロッパ	ユーロ	16,533
フィデリティ・ジェスチョン・エクイリブル	ユーロ	15,441
フィデリティ・ターゲット™ 2020 ファンド	米ドル	11,744
フィデリティ・ターゲット™ 2010 ファンド	米ドル	9,001
マネービルダー・ヨーロッパ・ファンド	ユーロ	7,668
マネービルダー・グローバル・ファンド	ユーロ	6,273
マネービルダー・ユーロ・ボンド・ファンド	ユーロ	5,008
フィデリティ・ジェスチョン・ダイナミック	ユーロ	4,535
FPSスターリング・グロース・ファンド	英ポンド	3,796
フィデリティ・ターゲット™ 2025 ユーロ・ファンド	ユーロ	873
フィデリティ・ターゲット™ 2030 ユーロ・ファンド	ユーロ	799

10. 信用枠

当社はまた、J.P.モルガン・ヨーロッパ・リミテッドがファシリティ・エイジェントおよびオプション・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為し、またJ.P.モルガン・チェイス・バンクがベース・カレンシー・スイングライン・エイジェントとして行為する多数の銀行と、5億米ドルの組織化された多通貨の契約リボルビング信用枠を保有している。2億5千万米ドル分の一枠は、364日満期であり、2005年5月27日付で更新された。もう一方の2億5千万米ドル分の枠は、364日満期であり、2005年11月29日付で364日間更新された。各制度は0.075%の契約手数料およびLIBOR（ロンドン銀行間取引金利）プラス0.30%の料率で、または、スイングライン前払金の場合は、プライム・レートまたは連邦準備金利プラス0.50%の高い方の料率で、利息が生じる。さらに、当該信用枠に基づく借入総額（関連するスイングライン枠に基づく借入金を含む。）が、当該信用枠の契約総額の33%に等しいか、これを超過した場合はいつでも、当該日の各借入金残高には、当該信用枠に適用される金利に年率0.05%を加えた金利に等しい年率で、元本残高に対して利息が発生する。信用枠は担保されていない。2005年10月31日現在、信用枠に基づく借入金残高はなかった。

11. フィデリティ・ファンズ - 後発事象

2005年10月31日の営業終了時に登録されている株主に対して、以下の配当金の支払が宣言された。

ファンド名	通貨	一株当たり配当	配当落日
ユーロ・ボンド・ファンド - A-MDST	ユーロ	0.0257	2005年11月1日
ユーロ・ボンド・ファンド - B-MDST	米ドル	0.0193	2005年11月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	ユーロ	0.0498	2005年11月1日
ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0429	2005年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0104	2005年11月1日
グロース・アンド・インカム・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0006	2005年11月1日
スターリング・ボンド・ファンド	英ポンド	0.0032	2005年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0299	2005年11月1日
USドル・ボンド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0237	2005年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - A-MDIST	米ドル	0.0562	2005年11月1日
USハイ・イールド・ファンド - B-MDIST	米ドル	0.0494	2005年11月1日

12. 投資有価証券変動明細表

各ファンドについて本報告書対象期間中に発生した各投資有価証券の総購入および売却の明細一覧表は、当社の登記上の事務所もしくはフィデリティ・ファンズの販売会社として登録されている会社、またはスイスの投資家については、スイスの当社の代理店に請求することで入手することができる。

投資家が投資しているファンドのすべての保有に関する情報は、入手することができる。これは、請求に応じて、また我々の判断により、情報の秘密を保持する契約を我々と締結することを条件に入手可能となる。投資家がこの方針に従ってすべての保有に関する情報の入手を希望する場合には、書面にて、名前、住所および口座番号または顧客番号を記載の上、フィデリティ販売代理店のデータ・ポリシー・ファンド・ホールディングス宛に請求を要する。

13. 香港居住者のみへの情報

香港証券先物委員会規則の要求に従い、以下のとおり報告された。当社に関して以下を含むソフトディング・アレンジメントが行われた。調査および顧問業務、経済および政治的分析、ポートフォリオ分析、評価および実績計測、市場分析、データおよび値付け業務、投資関連公告、実績およびリスク計測業務、専門家経済および会社調査、これら業務の伝達に使用されたスクリーンを基礎とするデータ・サービスおよびコンピューターのハードウェアおよびソフトウェア。

前年度についての比較数値は、フィデリティ・ファンズの2005年度年次報告書で確認することができる。当該報告書は、販売会社の事務所または当社の登記上の事務所に請求することで、入手することができる。

14. スイス居住者のみへの情報

履行および裁判管轄地である支払事務代行会社には、スイスにおける当社の代理店であるスイス、ジュネーブ 1 CH-1211、ローヌ通り 96-98番（電話：0041228193526、ファクス：0041228193645）に所在する Union Bancaire Privée Genève が就任している。当社の約款、定款、目論見書ならびに年次（半期）報告書および財務書類は、同代理店から無料で入手することができる。

15．為替レート

2005年10月31日現在、保有している有価証券および外国通貨を含む資産および負債の、米ドル換算に用いた為替レートは以下のとおりである。

通 貨	為替レート	通 貨	為替レート
オーストラリア・ドル (AUD)	1.33707715	ラトビア・ラツツ (LVL)	0.5806
ブラジル・レアル (BRL)	2.2493	マレーシア・リンギット (MYR)	3.775
カナダ・ドル (CAD)	1.17975	メキシコ・ペソ (MXN)	10.79
チリ・ペソ (CLP)	544.25	台湾ドル (TWD)	33.5515
チェコ・コルナ (CZK)	24.721	ニュージーランド・ドル (NZD)	1.42857143
デンマーク・クローネ (DKK)	6.22265	ノルウェー・クローネ (NOK)	6.4966
エジプト・ポンド (EGP)	5.7565	フィリピン・ペソ (PHP)	54.92
ユーロ (EUR)	0.83371545	ポーランド・ズウォティ (PLN)	3.30895
香港ドル (HKD)	7.7522	英ポンド (GBP)	0.56532308
ハンガリー・フォリント (HUF)	208.845	シンガポール・ドル (SGD)	1.69565
アイスランド・クローナ (ISK)	60.865	南アフリカ・ランド (ZAR)	6.7103
インド・ルピー (INR)	45.115	スウェーデン・クローナ (SEK)	7.95075
インドネシア・ルピア (IDR)	10,122.5	スイス・フラン (CHF)	1.29005
日本円 (JPY)	116.375	タイ・バーツ (THB)	40.775
韓国ウォン (KRW)	1,044	トルコ・リラ (TRY)	1.3515

投資有価証券明細表（2005年4月30日現在）

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所で取引される証券			
エネルギー			
PetroChina (H)	9,000,000	5,378,166	0.97
PTT Exploration & Production (F)	410,000	3,616,730	0.65
公益事業		8,994,896	1.62
Hong Kong & China Gas	4,100,000	8,389,514	1.51
Electricity Generating (F)	770,000	1,532,193	0.28
YTL Power International	2,172,000	1,131,726	0.20
素材		11,053,433	1.99
Siam City Cement (F)	510,000	3,593,916	0.65
Amcor	380,000	1,922,968	0.35
Vision Grande Group Holdings	3,400,000	1,472,126	0.26
PaperlinX	600,000	1,325,428	0.24
一般事業会社		8,314,438	1.50
Hutchison Whampoa	1,380,000	12,304,278	2.21
Singapore Post	14,000,000	7,366,392	1.32
ComfortDelgro	6,900,000	7,345,590	1.32
Insun ENT	310,000	5,520,618	0.99
Downer EDI	1,450,000	5,134,076	0.92
United Group	500,000	3,231,319	0.58
Guangshen Railway (H)	8,800,000	3,019,943	0.54
Bangkok Expressway (F)	3,950,000	2,578,264	0.46
Jenn Feng Industrial	1,450,000	1,717,350	0.31
Malaysia Airports	3,300,000	1,441,579	0.26
情報技術		49,659,409	8.91
Taiwan Semiconductor Manufacturing	3,150,000	5,233,195	0.94
Merry Electronics	1,250,000	2,832,907	0.51
ASM Pacific Technology	600,000	2,440,073	0.44
D-Link	1,500,000	1,834,187	0.33
MtekVision	47,000	1,133,920	0.20
INTOPS	40,000	841,673	0.15
Elec & Eltek International	210,000	504,000	0.09
一般消費財・サービス		14,819,955	2.66
Tanjong	2,100,000	7,018,421	1.26
Publishing & Broadcasting	370,000	4,136,010	0.74
Star Publications (Malaysia)	1,900,000	3,475,000	0.62

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Li & Fung	1,650,000	3,154,006	0.57
Giant Manufacturing	1,800,000	2,938,540	0.53
Luthai Textile (B)	3,000,000	2,686,389	0.48
Sky City Entertainment Group	750,000	2,434,039	0.44
BEC World	4,600,000	1,609,125	0.29
Daekyo (Pref'd)	41,000	1,560,229	0.28
Raymond Industrial	3,970,000	1,145,949	0.21
Yue Yuen Industrial Holdings	400,000	1,134,082	0.20
Land & House (F)	5,500,000	1,024,715	0.18
Media Prima	900,000	362,368	0.07
生活必需品		32,678,873	5.87
CP Seven Eleven	10,500,000	7,918,251	1.42
Dynasty Fine Wines Group	6,500,000	2,439,110	0.44
Dairy Farm International	706,500	1,907,550	0.34
Kuala Lumpur Kepong	900,000	1,539,474	0.28
Hanjaya Mandala Sampoerna	840,500	918,747	0.17
Convenience Retail Asia	2,284,000	835,090	0.15
Charoen Pokphand Foods	5,000,000	552,598	0.10
ヘルスケア		16,110,820	2.90
Parkway Holdings	4,300,000	4,367,218	0.79
Bumrungrad Hospital	4,900,000	2,148,796	0.39
Pihsiang Machinery Manufacturing	80,000	190,781	0.03
通信サービス		6,706,795	1.21
Far EasTone Telecommunications	18,300,000	22,435,659	4.04
Advanced Information Services (F)	8,900,000	21,432,193	3.85
Telekomunikasi Indonesia	10,200,000	4,577,197	0.82
Telecom New Zealand	900,000	3,991,383	0.72
Taiwan Cellular	2,100,000	2,104,033	0.38
Nera Telecommunications	5,500,000	1,295,543	0.23
金融		55,836,008	10.04
HSBC Holdings	3,080,000	49,205,083	8.85
Public Bank (F)	15,400,000	27,963,158	5.03
Malayan Banking	7,550,000	23,047,368	4.15
Wharf Holdings	3,200,000	10,653,188	1.92
Sun Hung Kai Properties	1,070,000	10,226,624	1.84
AMP	1,900,000	10,001,813	1.80
Cheung Kong Holdings	820,000	7,732,028	1.39
Wing Hang Bank	950,000	5,996,267	1.08

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Promina Group	1,500,000	5,992,628	1.08
United Overseas Bank	640,000	5,599,437	1.01
Bank of East Asia	1,500,000	4,397,134	0.79
Oriental Fire & Marine Insurance	180,000	3,483,093	0.63
Henderson Land Development	600,000	2,786,455	0.50
Hang Seng Bank	200,000	2,732,573	0.49
Macquarie Bank	60,000	2,150,296	0.39
Chinatrust Financial Holding	1,150,000	1,316,021	0.24
Industrial & Commercial Bank Of China (HK)	800,000	1,005,792	0.18
Hong Leong Finance	487,000	953,471	0.17
Shanghai Forte Land (H)	2,500,000	657,485	0.12
Bursa Malaysia	104,700	105,251	0.02
その他の市場で取引される証券		176,005,165	31.68
エネルギー			
KyungDong City Gas	140,000	3,217,459	0.58
公益事業		3,217,459	0.58
Samchully	55,000	4,180,507	0.75
Seoul City Gas	70,000	2,138,008	0.38
素材		6,318,515	1.13
POSCO Refractories & Environment	152,764	2,332,933	0.42
Youlchon Chemical	180,000	2,157,906	0.39
Shanghai Asia Holdings	5,985,000	1,006,990	0.18
CHT Holdings	1,084,000	431,093	0.08
一般事業会社		5,928,922	1.07
SFA Engineering	241,920	5,583,837	1.00
Taiwan Secom	2,900,000	4,298,015	0.77
MTR	2,000,000	3,181,588	0.57
Phoenixtec Power	2,150,000	2,357,154	0.42
Italian-Thai Development (F)	4,200,000	984,791	0.18
Shenzhen Chiwan Wharf Holdings	350,000	857,618	0.15
SNP Leefung Holdings	2,500,000	513,159	0.09
Shanghai Zhenhua Port Machinery (B)	400,000	464,000	0.08
SNP	763,500	420,417	0.08
Keangnam Enterprises	35,000	345,076	0.06
情報技術		19,005,655	3.40
Samsung Electronics (Pref'd)	20,000	5,889,981	1.06
Acer	3,300,000	5,408,451	0.97

	株数または 額面価額	時価 (米ドル)	純資産 比率(%)
Topco Scientific	2,400,000	3,994,878	0.72
Core Logic	80,000	2,809,556	0.51
Min Aik Technology	1,300,000	2,634,123	0.47
GES International	5,000,000	2,080,210	0.37
XAC Automation	1,550,000	1,900,288	0.34
Jusung Engineering	55,000	577,282	0.10
一般消費財・サービス		25,294,769	4.54
Hyundai Motor (Pref'd)	75,000	2,574,265	0.46
Daekyo	35,000	2,002,206	0.36
Cheil Communications	11,000	1,794,773	0.32
Weifu High-Technology (B)	999,990	1,113,545	0.20
Integrated Distribution Services Group	1,150,000	715,537	0.13
Matrix Holdings	1,700,000	501,613	0.09
ヘルスケア		8,701,939	1.56
Pfizer India	110,000	1,770,439	0.32
Handok Pharmaceuticals	75,000	865,550	0.16
通信サービス		2,635,989	0.48
Far EasTone Telecommunications GDR (Reg'd)	84,320	1,550,645	0.28
金融		1,550,645	0.28
Henderson Investment	2,700,000	3,896,804	0.70
非上場 公益事業		3,896,804	0.70
Electricity Generating NVDR	1,600,000	3,102,662	0.56
		3,102,662	0.56
その他		(2)	0.00
投資有価証券合計 (取得価額468,966,986米ドル)		459,833,149	82.70

投資有価証券明細表（2005年10月31日現在）（未監査）

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
公認の証券取引所で取引される証券			
エネルギー			
PetroChina (H)	9,600,000	7,298,883	1.25
PTT Exploration & Production (F)	440,000	4,532,189	0.77
公益事業		11,831,072	2.02
Hong Kong & China Gas	5,000,000	10,319,651	1.76
Electricity Generating (F)	770,000	1,397,425	0.24
YTL Power International	2,172,000	1,260,048	0.22
Alinta Infrastructure Holdings	813,900	1,205,257	0.21
Tianjin Capital Environmental Protection (H)	3,000,000	646,268	0.11
素材		14,828,649	2.54
Vision Grande Group Holdings	3,700,000	2,410,284	0.41
Siam City Cement (F)	300,000	2,104,231	0.36
一般事業会社		4,514,515	0.77
Hutchison Whampoa	2,020,000	19,125,926	3.26
Singapore Post	15,000,000	10,084,628	1.72
Downer EDI	1,500,000	6,820,848	1.16
United Group	440,000	3,455,298	0.59
Shanghai Industrial Holdings	1,750,000	3,115,245	0.53
Insun ENT	230,000	3,084,291	0.53
Singapore Technologies Engineering	2,000,000	3,007,696	0.51
COSCO Pacific	1,700,000	2,785,016	0.48
SMRT	4,488,000	2,726,176	0.47
Guangshen Railway (H)	9,300,000	2,699,234	0.46
Malaysia Airports	3,900,000	2,066,225	0.35
Vanachai Group (F)	13,000,000	1,504,844	0.26
情報技術		60,475,427	10.32
Taiwan Semiconductor Manufacturing	3,624,990	5,618,213	0.96
ASM Pacific Technology	500,000	2,312,247	0.39
Merry Electronics	780,000	1,720,340	0.29
Meerecompany	125,000	1,287,117	0.22
Kingboard Chemical Holdings	545,000	1,152,963	0.20
INTOPS	40,000	896,552	0.15
AAC Acoustic Technology Holdings	1,000,000	503,083	0.09
D-Link	100,000	108,192	0.02

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
Advanced Semiconductor Engineering	59,889	36,503	0.01
Yoko Technology	840	1,202	0.00
一般消費財・サービス		13,636,412	2.33
Tanjong	2,280,000	8,878,411	1.52
Li & Fung	2,400,000	5,123,707	0.87
Asia Optical	884,857	5,103,194	0.87
Publishing & Broadcasting	420,000	5,063,582	0.86
Hyundai Motor (Pref'd)	100,000	4,932,950	0.84
Star Publications (Malaysia)	2,200,000	4,166,887	0.71
Television Broadcasts	720,000	3,998,349	0.68
Sky City Entertainment Group	850,000	2,701,300	0.46
Land & House (F)	12,200,000	2,498,345	0.43
Luthai Textile (B)	3,500,000	2,374,810	0.41
Daekyo (Pref'd)	54,250	2,208,453	0.38
Tong Yang Industry	950,000	1,175,059	0.20
Media Prima	2,775,000	1,146,755	0.20
Basso Industry	453,000	1,053,127	0.18
BEC World	2,500,000	919,681	0.16
United Overseas Land	300,000	414,001	0.07
Raymond Industrial	1,010,000	309,428	0.05
Inventec Appliances	45,000	175,700	0.03
生活必需品		52,243,739	8.92
CP Seven Eleven	57,500,000	8,461,067	1.44
Dynasty Fine Wines Group	8,200,000	2,855,963	0.49
Dairy Farm International	805,500	2,754,810	0.47
Charoen Pokphand Foods	16,000,000	2,060,086	0.35
LG Household & Health Care (Pref'd)	30,000	1,047,414	0.18
Kuala Lumpur Kepong	400,000	831,788	0.14
Convenience Retail Asia	2,408,000	799,850	0.14
ヘルスケア		18,810,978	3.21
Parkway Holdings	5,000,000	5,838,469	1.00
Bumrungrad Hospital (F)	4,900,000	3,214,592	0.55
Bumrungrad Hospital	300,000	196,812	0.03
通信サービス		9,249,873	1.58
Far EasTone Telecommunications	20,000,000	23,247,843	3.97
Advanced Information Services (F)	7,500,000	18,393,624	3.14
Telekomunikasi Indonesia	10,000,000	5,062,979	0.86
Telecom New Zealand	1,180,000	4,848,620	0.83

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
China Telecom (H)	12,800,000	4,175,744	0.71
Taiwan Cellular	4,500,000	3,755,421	0.64
Chunghwa Telecom	2,000,000	3,385,840	0.58
China Mobile (Hong Kong)	400,000	1,796,032	0.31
Nera Telecommunications	6,000,000	1,468,463	0.25
MobileOne (Asia)	1,200,000	1,415,386	0.24
SmarTone Telecommunications Holding	150,000	152,860	0.03
金融		67,702,812	11.56
HSBC Holdings	3,180,000	49,972,952	8.53
Public Bank (F)	13,500,000	23,602,649	4.03
Malayan Banking	7,150,000	21,970,861	3.75
Sun Hung Kai Properties	1,210,000	11,441,010	1.95
Cheung Kong Holdings	1,000,000	10,403,498	1.78
Wharf Holdings	3,030,000	10,338,162	1.76
Hang Seng Bank	700,000	9,074,843	1.55
Bangkok Bank (F)	3,400,000	8,588,596	1.47
Oriental Fire & Marine Insurance	190,000	6,460,728	1.10
AMP	1,000,000	5,452,191	0.93
United Overseas Bank	660,000	5,371,392	0.92
Westfield Group	420,000	5,217,500	0.89
Kookmin Bank	85,000	4,901,341	0.84
Wing Hang Bank	650,000	4,439,707	0.76
Chinatrust Financial Holding	5,531,257	4,294,569	0.73
Oversea-Chinese Banking	1,000,000	3,715,389	0.63
Great Eastern Holdings	224,000	1,994,751	0.34
Industrial & Commercial Bank Of China (HK)	1,400,000	1,724,672	0.29
LPN Development (F)	18,000,000	1,456,775	0.25
Hong Leong Finance	687,000	1,442,350	0.25
Krungthai Card Public (F)	3,000,000	1,442,060	0.25
Kiatnakin Finance Public (F)	1,750,000	1,201,717	0.21
UBS (China Yangtze) ELN 16/02/2006	1,000,000	895,685	0.15
Ticon Industrial Connection	2,000,000	603,311	0.10
Bursa Malaysia	254,700	306,315	0.05
その他の市場で取引される証券		196,313,024	33.51
エネルギー			
KyungDong City Gas	170,000	5,284,004	0.90
公益事業		5,284,004	0.90
Samchully	60,000	6,494,253	1.11
Seoul City Gas	80,000	3,739,464	0.64

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
Great Taipei Gas	2,000,000	721,279	0.12
素材		10,954,996	1.87
POSCO Refractories & Environment	77,038	1,269,208	0.22
Shanghai Asia Holdings	4,985,000	470,380	0.08
CHT Holdings	1,084,000	316,445	0.05
一般事業会社		2,056,033	0.35
SFA Engineering	290,000	6,916,667	1.18
Taiwan Secom	3,466,000	4,684,831	0.80
MTR	2,000,000	3,779,572	0.65
Shanghai Zhenhua Port Machinery (B)	4,400,000	3,537,600	0.60
Shenzhen Chiwan Wharf Holdings	1,795,000	2,535,442	0.43
Italian-Thai Development (F)	8,300,000	1,791,294	0.31
Cheng Uei Precision Industry	350,000	991,014	0.17
Burwill	12,000,000	928,769	0.16
SNP Leefung Holdings	6,000,000	812,673	0.14
POS Malaysia & Services Holdings	750,000	687,417	0.12
SNP	1,000,000	530,770	0.09
Lum Chang	3,000,000	362,693	0.06
情報技術		27,558,742	4.71
Samsung Electronics (Pref'd)	20,000	8,166,092	1.39
Acer	3,690,000	7,467,654	1.27
Topco Scientific	2,739,634	6,671,180	1.14
GES International	6,600,000	3,619,851	0.62
Holtek Semiconductor	2,003,944	2,365,205	0.40
Greatek Electronics	1,703,641	1,652,788	0.28
Radiant Opto-Electronics	700,000	1,523,032	0.26
Display Manufacturing Services	150,000	1,350,575	0.23
Jusung Engineering	100,000	925,287	0.16
Advantech	419,831	923,462	0.16
Core Logic	20,000	700,192	0.12
KH Vatec	30,000	660,920	0.11
MJC Probe	301,750	542,316	0.09
Infotrend Technology	279,883	437,949	0.07
XAC Automation	177,500	138,343	0.02
Transcend Information	39,884	68,115	0.01
Everfocus Electronics	60,000	53,649	0.01
Lite-On Technology Group	12,000	13,144	0.00
		37,279,754	6.34

	株数または 額面価額	時価 (豪ドル)	純資産 比率(%)
一般消費財・サービス			
Depo Auto Parts Industrial	834,769	2,786,586	0.48
Hong Kong Economic Times	9,684,000	2,023,694	0.35
Weifu High-Technology (B)	2,495,987	1,326,522	0.23
G-2R	46,880	736,429	0.13
LC Development	5,400,000	429,924	0.07
		7,303,155	1.26
生活必需品			
KT&G	70,000	2,896,552	0.49
		2,896,552	0.49
ヘルスケア			
Pfizer India	110,000	1,888,153	0.32
		1,888,153	0.32
通信サービス			
Chunghwa Telecom ADR	477,000	8,194,860	1.40
Far EastOne Telecommunications GDR Reg S	84,320	1,500,896	0.26
		9,695,756	1.66
金融			
Henderson Investment	4,300,000	5,990,558	1.02
Uchi Technologies	1,000,000	831,788	0.14
Manulife Insurance Malaysia	381,900	218,518	0.04
CPN Retail Growth Property Fund (F)	598,800	160,072	0.03
		7,200,936	1.23
非上場 公益事業			
Electricity Generating NVDR	2,000,000	3,629,675	0.62
		3,629,675	0.62
その他		(7)	0.00
投資有価証券合計 (取得原価 555,400,725米ドル)		565,354,250	96.49

* 取締役が決定した価格の有価証券

フィデリティ・ＵＳ エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

なお、以下に記載した情報はフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	当監査対象期間 (平成17年12月12日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託		50,131,276
親投資信託受益証券		18,370,390,106
流動資産合計		18,420,521,382
資産合計		18,420,521,382
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		79,227,104
未払解約金		200,000,000
未払受託者報酬		3,184,414
未払委託者報酬		29,569,680
その他未払費用		728,375
流動負債合計		312,709,573
負債合計		312,709,573
純資産の部		
元本		
元本		15,845,420,800
剰余金		
期末剰余金		2,262,391,009
(うち分配準備積立金)		(2,260,646,119)
剰余金合計		2,262,391,009
純資産合計		18,107,811,809
負債・純資産合計		18,420,521,382

(2) 損益及び剰余金計算書

区分	注記 番号	当監査対象期間 自 平成17年3月2日(設定日) 至 平成17年12月12日
		金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
有価証券売買等損益		3,258,651,923
営業収益合計		3,258,651,923
営業費用		
受託者報酬		9,216,599
委託者報酬		85,583,172
その他費用		1,043,375
営業費用合計		95,843,146
営業利益		3,162,808,777
経常利益		3,162,808,777
当期純利益		3,162,808,777
一部解約に伴う当期純利益分配額		133,313,365
期首剰余金		-
剰余金減少額		28,294,649
(当期一部解約に伴う剰余金減少額)		(24,576,910)
(当期追加信託に伴う剰余金減少額)		(3,717,739)
分配金		738,809,754
期末剰余金		2,262,391,009

重要な会計方針

項目	当監査対象期間
	自 平成17年3月2日（設定日） 至 平成17年12月12日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

項目	当監査対象期間 （平成17年12月12日現在）
元本の推移	
期首元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	17,571,491,321円
期中一部解約元本額	1,727,070,521円

（損益及び剰余金計算書関係）

当監査対象期間 自 平成17年3月2日（設定日） 至 平成17年12月12日
分配金の計算過程 （平成17年3月2日から平成17年6月10日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純損失分配後の配当等収益から費用を控除した額（42,496,984円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後の有価証券売買等損益（6,561,347円）、信託約款に規定する収益調整金（11,555,831円）より分配対象収益は60,614,162円（1万口当たり37.41円）であります。分配を行っておりません。 （平成17年6月11日から平成17年9月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額（69,750,500円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後の有価証券売買等損益（903,589,539円）、信託約款に規定される収益調整金（12,616,966円）及び分配準備積立金（47,927,647円）より分配対象収益は1,033,884,652円（1万口当たり642.67円）であり、うち659,582,650円（1万口当たり410円）を分配金額としております。 （平成17年9月13日から平成17年12月12日までの分配金計算期間） 計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額（81,990,075円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、費用控除後の有価証券売買等損益（1,925,106,967円）、信託約款に規定される収益調整金（36,852,943円）及び分配準備積立金（332,776,181円）より分配対象収益は2,376,726,166円（1万口当たり1,499.95円）であり、うち79,227,104円（1万口当たり50円）を分配金額としております。

(有価証券関係)

当監査対象期間 (平成17年12月12日現在)

売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	18,370,390,106	2,058,578,492
合計	18,370,390,106	2,058,578,492

(デリバティブ取引等関係)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項目	当監査対象期間 (平成17年12月12日現在)
1口当たり純資産額	1.1428 円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	フィデリティ・U S エクイティ・ インカム・マザーファンド	15,292,091,989	18,370,390,106	-
合計		15,292,091,989	18,370,390,106	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

フィデリティ・ＵＳエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）は、「フィデリティ・ＵＳエクイティ・インカム・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・ＵＳエクイティ・インカム・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区分	注記 番号	(平成17年12月12日現在)
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		432,449,303
金銭信託		54,102,306
株式		17,659,678,683
投資証券		61,098,531
派生商品評価勘定		24,321
未収入金		144,815,690
未収配当金		31,224,776
流動資産合計		18,383,393,610
資産合計		18,383,393,610
負債の部		
流動負債		
未払金		12,536,240
流動負債合計		12,536,240
負債合計		12,536,240
純資産の部		
元本		
元本		15,292,091,989
剰余金		
剰余金		3,078,765,381
剰余金合計		3,078,765,381
純資産合計		18,370,857,370
負債・純資産合計		18,383,393,610

重要な会計方針

項目	自 平成17年 3 月 2 日 至 平成17年12月12日
1．有価証券の評価基準及び評価方法	株式、投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、証券取引所又は店頭市場における最終相場（最終相場がないものについては、それに準ずる価額）、又は証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2．デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、わが国における計算期間末日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。
3．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、いまだ確定していない場合には入金日基準で計上しております。
4．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の貸借対照表、損益及び剰余金計算書、附属明細表並びに運用報告書に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

項目	（平成17年12月12日現在）
1．元本の推移	
期首相当日現在元本額	1,000,000円
期中追加設定元本額	17,541,140,962円
期中一部解約元本額	2,250,048,973円
2．期末における元本の内訳	
フィデリティ・ＵＳエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）	15,292,091,989円
計	15,292,091,989円

(有価証券関係)
(平成17年12月12日現在)
売買目的有価証券

種類	貸借対照表計上額 (円)	最終の計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	17,659,678,683	367,681,534
投資証券	61,098,531	3,340,471
合計	17,720,777,214	371,022,005

(デリバティブ取引等関係)
取引の状況に関する事項

項目	自 平成17年 3 月 2 日 至 平成17年12月12日
1 . 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約であります。
2 . 取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行なわない方針であります。
3 . 取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図る目的で利用しております。
4 . 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動によるリスクであります。
5 . 取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、資金担当部門が決済担当者の承認を得て行っております。
6 . 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

取引の時価等に関する事項
通貨関連
(平成17年12月12日現在)

種類	契約額等(円)		時価(円)	評価損益(円)
		うち1年超		
市場取引以外の取引 為替予約取引 売建 アメリカドル	210,000,000	-	209,975,679	24,321
合計	210,000,000		209,975,679	24,321

(注) 時価の算定方法

- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - 計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先物相場の仲値により評価しております。
 - 計算期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。
 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価しております。
- 計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。

(1口当たり情報)

項目	(平成17年12月12日現在)
1口当たり純資産額	1.2013円

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(2) 附属明細表

有価証券明細表
(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	京セラ	3,200	8,370	26,784,000	-
日本・円	小計	3,200		26,784,000	
アメリカ・ドル	AFLAC INC	7,500	46.870	351,525.000	-
	AES CORPORATION	16,000	16.070	257,120.000	-
	ABBOTT LABORATORIES	5,500	38.990	214,445.000	-
	ACE LTD	9,000	54.940	494,460.000	-
	AIRGAS INC	3,500	31.740	111,090.000	-
	ALBERTSON'S INC	30,300	23.180	702,354.000	-
	ALLERGAN INC	1,300	108.790	141,427.000	-
	ALLSTATE CORPORATION	8,800	55.280	486,464.000	-
	ALCOA INC	18,300	28.150	515,145.000	-
	AMERICAN EXPRESS CO	22,700	51.150	1,161,105.000	-
	WYETH	16,700	44.060	735,802.000	-
	AMER INTL GROUP INC	66,200	66.020	4,370,524.000	-
	ANALOG DEVICES INC	9,600	38.440	369,024.000	-
	ANHEUSER BUSCH COS INC	13,800	43.230	596,574.000	-
	ANN TAYLOR STORES CORP	33,900	33.440	1,133,616.000	-
	AON CORP	3,000	36.130	108,390.000	-
	APACHE CORP	3,100	69.800	216,380.000	-
	APPLIED MATERIALS INC	46,500	18.800	874,200.000	-
	ARROW ELECTRONICS INC	12,600	33.250	418,950.000	-
	AUTOMATIC DATA PROCESSING INC	17,400	46.660	811,884.000	-
	AVON PRODUCTS INC	15,100	27.810	419,931.000	-
	BJ SERVICES CO	41,500	38.450	1,595,675.000	-
	BAKER HUGHES INC	9,700	61.970	601,109.000	-
	BALL CORP	5,900	40.430	238,537.000	-
	BANK OF NEW YORK CO INC	12,700	32.259	409,702.000	-
	BARD C R INC	5,300	69.400	367,820.000	-
	BAUSCH & LOMB INC	9,200	82.710	760,932.000	-
	BAXTER INTERNATIONAL	11,200	38.760	434,112.000	-
	BECTON DICKINSON & CO	10,900	58.130	633,617.000	-
	BELLSOUTH CORP	91,300	27.610	2,520,793.000	-
	BELO CORP COM SER A	27,200	21.620	588,064.000	-
	BOEING CO	13,400	69.650	933,310.000	-
	BORDERS GROUP INC	17,000	21.130	359,210.000	-
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	4,500	26.170	117,765.000	-
	BRUNSWICK CORP	6,000	41.280	247,680.000	-
	BURLINGTON NORTHERN SANTA FE	12,300	67.000	824,100.000	-
	CDW CORP	2,200	59.510	130,922.000	-
	CVS CORP	25,700	27.910	717,287.000	-
	CANON INC SPONS ADR	4,700	58.450	274,715.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CATERPILLAR INC	3,400	58.090	197,506.000	-
	CHUBB CORP	5,800	95.940	556,452.000	-
	CISCO SYSTEMS INC	41,700	17.550	731,835.000	-
	CLOROX CO	2,300	54.350	125,005.000	-
	COCA COLA CO	43,000	41.510	1,784,930.000	-
	COCA-COLA ENTERPRISES	3,200	20.190	64,608.000	-
	COLGATE-PALMOLIVE CO	16,300	55.040	897,152.000	-
	COMPUTER SCIENCES CORP	6,200	49.520	307,024.000	-
	TARGET CORP	10,100	53.800	543,380.000	-
	DELTA & PINE LAND CO	7,800	23.560	183,768.000	-
	THE WALT DISNEY CO	43,300	25.190	1,090,727.000	-
	DONALDSON CO INC	3,200	33.490	107,168.000	-
	DOW JONES & CO INC	17,600	35.040	616,704.000	-
	DU PONT (E.I) DE NEMOURS	6,150	42.860	263,589.000	-
	ENSCO INTL INC	6,700	49.750	333,325.000	-
	EASTMAN KODAK CO	11,400	24.440	278,616.000	-
	ELECTRONIC DATA SYSTEMS CORP	27,900	23.700	661,230.000	-
	ENTERGY CORP	2,400	70.450	169,080.000	-
	FMC CORP	6,100	54.050	329,705.000	-
	FREDDIE MAC	34,880	63.400	2,211,392.000	-
	FANNIE MAE	16,000	48.000	768,000.000	-
	FEDERATED DEPT STORES INC	3,000	68.100	204,300.000	-
	GANNETT INC	6,500	60.290	391,885.000	-
	GENERAL ELECTRIC CO	59,600	35.530	2,117,588.000	-
	GOLDEN WEST FINANCIAL CORP DEL	7,500	65.269	489,525.000	-
	GOODRICH B F CO	5,200	40.190	208,988.000	-
	HALLIBURTON CO	21,400	66.120	1,414,968.000	-
	HARLEY-DAVIDSON INC	6,100	51.320	313,052.000	-
	HERSHEY CO (THE)	4,400	55.670	244,948.000	-
	HEWLETT-PACKARD CO	34,500	29.920	1,032,240.000	-
	HOME DEPOT INC	14,700	41.020	602,994.000	-
	HARTFORD FINL SVCS GROUP INC	14,800	86.180	1,275,464.000	-
	ILLINOIS TOOL WORKS	9,500	87.870	834,765.000	-
	INPUT/OUTPUT INC	18,000	7.950	143,100.000	-
	INTEL CORP	46,500	26.080	1,212,720.000	-
	INTL BUS MACH CORP	28,200	86.970	2,452,554.000	-
	INTERNATIONAL FLAVORS & FRAGRANCES	5,700	33.320	189,924.000	-
	JOHNSON & JOHNSON	19,700	60.100	1,183,970.000	-
	KAYDON CORP	5,300	33.190	175,907.000	-
	KELLOGG CO	4,100	43.890	179,949.000	-
	KENNAMETAL INC	2,200	52.330	115,126.000	-
	KIMBERLY CLARK CORP.	35,800	58.240	2,084,992.000	-
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	8,200	33.320	273,224.000	-
	LEGGETT & PLATT INC	3,100	24.070	74,617.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	LEHMAN BROTHERS	2,700	127.650	344,655.000	-
	LENNAR CORP-CL A	3,000	57.800	173,400.000	-
	LIZ CLAIBORNE INC	26,600	35.540	945,364.000	-
	LOCKHEED MARTIN CORP	9,200	62.920	578,864.000	-
	MBIA INC	6,600	61.300	404,580.000	-
	MANPOWER INC	6,800	47.090	320,212.000	-
	MARSH&MCLENNAN COS	27,800	32.640	907,392.000	-
	MAXIM INTEGRATED PRODUCTS INC	3,000	38.390	115,170.000	-
	MAYTAG CORP	7,100	18.000	127,800.000	-
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	4,300	30.140	129,602.000	-
	MCDONALDS CORP	15,300	34.840	533,052.000	-
	MCGRAW-HILL COS INC	4,800	53.080	254,784.000	-
	MERCK & CO INC	37,600	29.130	1,095,288.000	-
	MERCURY INTERACTIVE CORP.	2,000	29.780	59,560.000	-
	MEREDITH CORP	13,800	51.230	706,974.000	-
	MERRILL LYNCH CO INC	30,300	67.550	2,046,765.000	-
	MICROSOFT CORP	53,300	27.710	1,476,943.000	-
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	12,500	33.460	418,250.000	-
	3M CO	10,600	77.860	825,316.000	-
	MOTOROLA INC	24,900	23.410	582,909.000	-
	NASH FINCH CO	6,500	25.340	164,710.000	-
	NATIONAL SEMICONDUCTOR CORP	30,500	27.210	829,905.000	-
	NEWMONT MINING CORP	5,900	49.660	292,994.000	-
	NOKIA CORP A SPON ADR	39,100	18.050	705,755.000	-
	NORDSTROM INC	2,500	37.540	93,850.000	-
	NORTHROP GRUMMAN CORP	5,700	58.650	334,305.000	-
	NU SKIN ENTERPRISES INC-A	7,000	17.550	122,850.000	-
	O'CHARLEYS INC	11,200	15.170	169,904.000	-
	OFFICE DEPOT INC	2,900	29.290	84,941.000	-
	OMNICOM GROUP INC	6,800	85.570	581,876.000	-
	ORACLE CORP	8,800	12.500	110,000.000	-
	OUTBACK STEAKHOUSE INC	7,900	40.280	318,212.000	-
	PARTNER RE LTD	3,500	65.660	229,810.000	-
	PFIZER INC	59,900	20.600	1,233,940.000	-
	PHELPS DODGE CORP	1,300	143.000	185,900.000	-
	ALTRIA GROUP INC	27,800	72.210	2,007,438.000	-
	PITNEY BOWES INC	17,400	41.800	727,320.000	-
	PRAXAIR INC	10,300	52.970	545,591.000	-
	PRECISION CASTPARTS CORP	3,000	51.000	153,000.000	-
	PROCTER & GAMBLE CO	5,312	57.330	304,536.960	-
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GROUP	10,800	65.300	705,240.000	-
	QUIKSILVER INC	16,000	12.840	205,440.000	-
	ROGERS CORP	6,100	40.630	247,843.000	-
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	10,300	47.020	484,306.000	-
	RYDER SYSTEM INC	3,000	40.730	122,190.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SPX CORP	18,100	47.680	863,008.000	-
	ST PAUL TRAVELERS COS INC	29,400	45.390	1,334,466.000	-
	SCHERING PLOUGH CORP	30,700	19.460	597,422.000	-
	SCHLUMBERGER LTD NY REG	9,400	99.830	938,402.000	-
	SCIENTIFIC-ATLANTA INC	2,600	42.380	110,188.000	-
	SHERWIN WILLIAMS CO	8,400	43.690	366,996.000	-
	SMITH (AO) CORP	3,100	35.850	111,135.000	-
	SPRINT NEXTEL CORP	13,600	24.900	338,640.000	-
	STAPLES INC	5,250	22.450	117,862.500	-
	STATE STREET CORP	15,200	59.290	901,208.000	-
	SYMANTEC CORP	17,500	17.690	309,575.000	-
	SYSCO CORP	6,700	32.520	217,884.000	-
	TEKTRONIX INC	25,300	26.250	664,125.000	-
	TEXAS INSTRUMENTS	8,500	33.370	283,645.000	-
	TIMBERLAND CO CL-A	8,600	32.670	280,962.000	-
	TRIBUNE CO	19,700	30.690	604,593.000	-
	WASTE MANAGEMENT INC	4,200	29.980	125,916.000	-
	UNION PACIFIC CORP	4,100	75.820	310,862.000	-
	UNITED TECHNOLOGIES CORP	6,800	55.420	376,856.000	-
	VIACOM INC-CL B	26,400	34.410	908,424.000	-
	WAL MART STORES INC	23,200	48.080	1,115,456.000	-
	WALGREEN CO	2,500	46.360	115,900.000	-
	WEST MARINE INC	10,800	14.340	154,872.000	-
	WEYERHAEUSER CO	5,700	66.300	377,910.000	-
	WISCONSIN ENERGY CORP	7,500	39.220	294,150.000	-
	WRIGLEY WM JR CO	3,200	68.110	217,952.000	-
	XEROX CORP	81,200	14.530	1,179,836.000	-
	LINENS N THINGS INC	25,300	25.600	647,680.000	-
	COOPER COMPANIES INC	3,800	50.240	190,912.000	-
	MORGAN STANLEY	23,600	55.960	1,320,656.000	-
	EDISON INTERNATIONAL	7,600	46.250	351,500.000	-
	VALERO ENERGY CORP	3,800	105.460	400,748.000	-
	TYCO INTERNATIONAL LTD	38,700	28.370	1,097,919.000	-
	FIRSTENERGY CORP	8,200	47.920	392,944.000	-
	CORN PRODUCTS INTL INC	9,400	23.110	217,234.000	-
	CAREMARK RX	2,800	52.650	147,420.000	-
	DOLLAR TREE STORES INC	14,700	23.510	345,597.000	-
	FEDEX CORP	2,200	98.080	215,776.000	-
	FEDERATED INVESTORS INC-CL B	4,200	36.960	155,232.000	-
	BANK OF AMERICA CORPORATION	76,100	45.900	3,492,990.000	-
	CITIGROUP INC	89,500	48.910	4,377,445.000	-
	WELLS FARGO COMPANY	31,100	62.610	1,947,171.000	-
	BP PLC SPONS ADR	24,900	67.120	1,671,288.000	-
	MEDICIS PHARMACEUTICAL-CL A	6,400	33.180	212,352.000	-
	EXTREME NETWORKS INC	18,000	5.110	91,980.000	-
	BEMIS COMPANY	16,900	27.070	457,483.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SIMPSON MANUFACTURING CO INC	5,400	37.500	202,500.000	-
	GOLDMAN SACHS GROUP INC.	3,000	129.660	388,980.000	-
	QUEST DIAGNOSTICS	2,600	51.440	133,744.000	-
	BIOGEN IDEC INC	12,900	44.670	576,243.000	-
	SMURFIT-STONE CONTAINER CORP	9,000	12.610	113,490.000	-
	QUEST SOFTWARE INC	8,100	14.710	119,151.000	-
	UNITED PARCEL SERVICE INC CL B	10,000	75.790	757,900.000	-
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	4,000	35.270	141,080.000	-
	EXXON MOBIL CORP	121,900	58.500	7,131,150.000	-
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	20,100	35.710	717,771.000	-
	DR HORTON INC	6,600	35.440	233,904.000	-
	TEEKAY SHIPPING CORP	2,500	43.000	107,500.000	-
	XL CAPITAL LTD CLASS A	4,800	66.550	319,440.000	-
	UNITEDHEALTH GROUP INC	8,200	63.670	522,094.000	-
	TXU CORP	14,400	52.750	759,600.000	-
	VERIZON COMMUNICATIONS	46,600	31.080	1,448,328.000	-
	JANUS CAPITAL GROUP INC	24,000	18.520	444,480.000	-
	RADIOSHACK CORP	15,200	23.260	353,552.000	-
	CALIFORNIA PIZZA KITCHEN INC	10,400	31.970	332,488.000	-
	FISHER SCIENTIFIC INTL	3,300	64.310	212,223.000	-
	SCRIPPS (EW) CO CL-A	4,800	47.290	226,992.000	-
	CHARLES RIVER LABORATORIES	3,200	45.810	146,592.000	-
	OSI PHARMACEUTICALS INS	4,500	23.120	104,040.000	-
	FLUOR CORP	4,900	73.480	360,052.000	-
	JPMORGAN CHASE & CO	54,300	39.120	2,124,216.000	-
	TIME WARNER INC	86,600	17.660	1,529,356.000	-
	REHABCARE GROUP INC	5,000	20.650	103,250.000	-
	US BANCORP	19,700	30.140	593,758.000	-
	CERIDIAN CORP	15,300	23.330	356,949.000	-
	VISHAY INTERTECHNOLOGY INC	8,200	13.180	108,076.000	-
	KRAFT FOODS INC	6,200	29.220	181,164.000	-
	MICREL INC	4,000	12.390	49,560.000	-
	ACCENTURE LTD-CL A	14,900	28.250	420,925.000	-
	AMERISOURCEBERGEN CORP	2,500	81.430	203,575.000	-
	WACHOVIA CORP	38,700	52.780	2,042,586.000	-
	CHEVRONTEXACO CORP	35,700	58.820	2,099,874.000	-
	INGERSOLL RAND CL-A	9,000	39.960	359,640.000	-
	PETCO ANIMAL SUPPLIES INC	9,300	22.540	209,622.000	-
	DONMINION RES 8.75% PFD	3,700	52.700	194,990.000	-
	NABORS INDUSTRIES LTD	4,700	76.290	358,563.000	-
	CONOCOPHILLIPS	16,400	63.070	1,034,348.000	-
	PLATINUM UNDERWRITERS HLDGS	6,500	31.190	202,735.000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	COMCAST CORP CL-A	7,500	26.820	201,150.000	-
	BAXTER INTERNATIONAL 7% PFD	11,500	55.259	635,478.500	-
	SEAGATE TECHNOLOGY	17,600	19.210	338,096.000	-
	MONTPELIER RE HOLDINGS LTD	5,100	17.310	88,281.000	-
	MEDCO HEALTH SOLUTIONS INC	2,600	55.680	144,768.000	-
	JOURNAL COMMUNICATIONS INC CL A	17,500	13.850	242,375.000	-
	DADE BEHRING HOLDINGS INC	5,600	40.860	228,816.000	-
	VEECO INSTRUMENTS INC	11,000	18.570	204,270.000	-
	KINETIC CONCEPTS INC	2,000	39.000	78,000.000	-
	THE SPORTS AUTHORITY INC	5,700	30.960	176,472.000	-
	BIG 5 SPORTING GOODS CORP	13,800	23.630	326,094.000	-
	LAILAW INTERNATIONAL	6,000	22.010	132,060.000	-
	DREAMWORKS ANIMATION SKG-A	5,700	25.140	143,298.000	-
	NEWS CORP INC CL A	25,400	15.750	400,050.000	-
	FREESCALE SEMICONDUCTOR INC B	58,300	26.990	1,573,517.000	-
	WELLPOINT INC	3,000	79.400	238,200.000	-
	WD 40 CO	6,000	27.790	166,740.000	-
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	4,680	43.760	204,796.800	-
	EMDEON CORP	10,000	8.060	80,600.000	-
	AT&T INC	63,400	24.900	1,578,660.000	-
	FNMA 7% 10YR CMT +237.5BP PFD	2,400	55.400	132,960.000	-
	GRAY TELEVISION INC	11,000	9.740	107,140.000	-
	US XPRESS ENTERPRISES-A	11,000	16.050	176,550.000	-
アメリカ・ドル	小計	3,765,372		145,269,918.760 (17,561,680,478)	
カナダ・ドル	COGNOS INC.	5,500	39.270	215,985.000	-
カナダ・ドル	小計	5,500		215,985.000 (22,568,273)	
ユーロ	EUROPEAN AERONAUTIC DEFENCE	10,400	32.790	341,016.000	-
ユーロ	小計	10,400		341,016.000 (48,645,932)	
合計		3,784,472		17,659,678,683 (17,632,894,683)	

(イ) 株式以外の有価証券

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
アメリカ・ドル	DUKE REALTY CORP	4,900.00	168,511.00	-
	GENERAL GROWTH PROPERTIES INC	7,300.00	336,895.00	-
	小計	12,200.00	505,406.00 (61,098,531)	
投資証券 合計			61,098,531 (61,098,531)	
合計			61,098,531 (61,098,531)	

有価証券明細表注記

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関するもので、内書きであります。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカドル	株式 239 銘柄	99.65%	-	99.60%
	投資証券 2 銘柄	-	0.35%	
カナダドル	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.13%
ユーロ	株式 1 銘柄	100.00%	-	0.27%

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記事項(デリバティブ取引等関係)」に記載しております。

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

なお、以下に記載した情報はフィデリティ・ワールド好配当株・ファンドの監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	当監査対象期間 平成18年1月10日現在
		金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		159,652
親投資信託受益証券		291,602,031
流動資産合計		291,761,683
資産合計		291,761,683
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金		8,316,183
未払受託者報酬		11,610
未払委託者報酬		145,236
その他未払費用		24,385
流動負債合計		8,497,414
負債合計		8,497,414
純資産の部		
元本		
元本		277,206,128
剰余金		
期末剰余金		6,058,141
（うち分配準備積立金）		(3,946,815)
剰余金合計		6,058,141
純資産合計		283,264,269
負債・純資産合計		291,761,683

(2) 損益及び剰余金計算書

区 分	注記 番号	当監査対象期間 自 平成17年11月25日（設定日） 至 平成18年 1 月10日
		金額(円)
経常損益の部		
営業損益の部		
営業収益		
有価証券売買等損益		12,444,229
営業収益合計		12,444,229
営業費用		
受託者報酬		11,610
委託者報酬		145,236
その他費用		24,385
営業費用合計		181,231
営業利益		12,262,998
経常利益		12,262,998
当期純利益		12,262,998
一部解約に伴う当期純利益分配額		-
期首剰余金		-
剰余金増加額		2,111,326
（当期追加信託に伴う剰余金増加額）		(2,111,326)
分配金		8,316,183
期末剰余金		6,058,141

重要な会計方針

項 目	当監査対象期間
	自 平成17年11月25日（設定日） 至 平成18年 1 月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

項 目	当監査対象期間
	平成18年1月10日現在
元本の推移	
期首元本額	100,000 円
期中追加設定元本額	277,106,128 円
期中一部解約元本額	- 円

（損益及び剰余金計算書関係）

	当監査対象期間
	自 平成17年11月25日（設定日） 至 平成18年 1 月10日
分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益分配後の配当等収益から費用を控除した額（157,384 円、本ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含む）、解約に伴う当期純利益分配後の有価証券売買等損益から費用を控除した額（12,105,614円）、信託約款に規定される収益調整金（2,111,326円）より分配対象収益は14,374,324円（1口当たり0.0518円）であり、うち8,316,183円（1口当たり0.0300円）を分配金額としております。

（有価証券関係）

売買目的有価証券

種 類	当監査対象期間	
	平成18年1月10日現在	
	貸借対照表計上額(円)	当監査対象期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	291,602,031	12,442,469
合計	291,602,031	12,442,469

（デリバティブ取引等関係）

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項 目	当監査対象期間 平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.0219 円 (10,219 円)

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(3) 附属明細表

有価証券明細表

(ア) 株式

該当事項はありません。

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益 証券	フィデリティ・日本配当成長 株・マザーファンド	258,627,079	291,602,031	-
親投資信託受益 証券 合計		258,627,079	291,602,031	
合計		258,627,079	291,602,031	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考情報)

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド(適格機関投資家専用)は、「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本配当成長株・マザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1) 貸借対照表

区 分	注記 番号	平成18年1月10日現在
		金 額(円)
資産の部		
流動資産		
預金		575,042
株式		51,631,405,600
投資信託受益証券		1,612,000,000
未収入金		4,602,417,402
未収配当金		32,835,780
流動資産合計		57,879,233,824
資産合計		57,879,233,824
負債の部		
流動負債		
未払金		3,669,475,059
流動負債合計		3,669,475,059
負債合計		3,669,475,059
純資産の部		
元本		
元本		48,077,622,161
剰余金		
期末剰余金		6,132,136,604
剰余金合計		6,132,136,604
純資産合計		54,209,758,765
負債・純資産合計		57,879,233,824

重要な会計方針

項 目	自 平成17年11月25日 至 平成18年 1 月10日
1．有価証券の評価基準及び 評価方法	(1) 株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、証券取引所における最終相場（最終相場の ないものについては、それに準ずる価額）、日本証券業協会が発表す る基準値、または証券会社等から提示される気配相場に基づいて評価 しております。 (2) 投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価に当たっ ては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2．収益及び費用の計上基準	受取配当金の計上基準 受取配当金は原則として、株式の配当落ち日において、その金額 が確定している場合には当該金額、未だ確定していない場合には予 想配当金額の90%を計上し、残額については入金時に計上しており ます。

注記事項

（貸借対照表関係）

項 目	平成18年1月10日現在
1．元本の推移	
期首相当日現在元本額	29,196,571,122 円
期中追加設定元本額	18,881,082,786 円
期中一部解約元本額	31,747 円
2．期末における元本の内訳	
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（分配重視型）	47,818,995,082 円
フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）	258,627,079 円
計	48,077,622,161 円

（有価証券関係）

売買目的有価証券

種 類	平成18年1月10日現在	
	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
株式	51,631,405,600	3,080,077,875
投資信託受益証券	1,612,000,000	0
合計	53,243,405,600	3,080,077,875

(注) 上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日
から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間（平成17年9月30日から
平成18年1月10日まで）に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引等関係)
該当事項はありません。

(1口当たり情報)

項 目	平成18年1月10日現在
1口当たり純資産額	1.1275 円
(1万口当たり純資産額)	(11,275 円)

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

(2) 附属明細表
有価証券明細表
(ア) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
日本・円	関東天然瓦斯開発	167,000	887	148,129,000	-
	西松建設	642,000	499	320,358,000	-
	戸田建設	338,000	635	214,630,000	-
	大東建託	22,700	5,950	135,065,000	-
	積水ハウス	224,000	1,471	329,504,000	-
	大明	75,000	1,371	102,825,000	-
	大気社	83,300	2,085	173,680,500	-
	総合警備保障	84,600	1,831	154,902,600	-
	博報堂ＤＹホールディングス	18,900	8,300	156,870,000	-
	アサヒビール	201,200	1,473	296,367,600	-
	ローソン	49,700	4,820	239,554,000	-
	伊藤忠食品	54,900	5,110	280,539,000	-
	エディオン	50,600	2,645	133,837,000	-
	ネクサス	268	199,000	53,332,000	-
	日清食品	48,400	3,340	161,656,000	-
	日本たばこ産業	304	1,780,000	541,120,000	-
	サンマルクホールディングス	3,700	8,310	30,747,000	-
	サンマルクホールディングス 新	16,000	8,310	132,960,000	-
	クラレ	204,500	1,311	268,099,500	-
	旭化成	424,000	789	334,536,000	-
	王子製紙	249,000	677	168,573,000	-
	セントラル硝子	227,000	693	157,311,000	-
	ＪＳＲ	46,100	3,270	150,747,000	-
	積水化学工業	253,000	817	206,701,000	-
	未来	4,600	1,370	6,302,000	-
	武田薬品工業	239,500	6,410	1,535,195,000	-
	アステラス製薬	87,500	4,770	417,375,000	-
	エーザイ	121,500	4,860	590,490,000	-
	フジテレビジョン	1,351	312,000	421,512,000	-
	トレンドマイクロ	89,500	4,320	386,640,000	-
	日本オラクル	95,100	5,870	558,237,000	-
	ユー・エス・エス	28,520	7,210	205,629,200	-
	富士写真フイルム	18,200	3,910	71,162,000	-
	昭和シェル石油	298,000	1,428	425,544,000	-
	東燃ゼネラル石油	610,000	1,270	774,700,000	-
	新日鉱ホールディングス	521,000	880	458,480,000	-
	東洋ゴム工業	323,000	637	205,751,000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	東海カーボン	688,000	557	383,216,000	-
	新日本製鐵	2,984,000	418	1,247,312,000	-
	ジェイ エフ イー ホールディングス	310,600	3,940	1,223,764,000	-
	住友電気工業	392,600	1,864	731,806,400	-
	住生活グループ	88,800	2,365	210,012,000	-
	長府製作所	55,600	2,590	144,004,000	-
	クボタ	392,000	1,020	399,840,000	-
	オルガノ	223,000	794	177,062,000	-
	平和	86,500	1,650	142,725,000	-
	SANKYO	74,400	6,860	510,384,000	-
	マースエンジニアリング	51,600	3,340	172,344,000	-
	マックス	244,000	1,565	381,860,000	-
	三菱電機	408,000	870	354,960,000	-
	オムロン	145,800	2,930	427,194,000	-
	日本電気	535,000	777	415,695,000	-
	富士通	755,000	965	728,575,000	-
	NECエレクトロニクス	75,000	4,050	303,750,000	-
	松下電器産業	327,000	2,320	758,640,000	-
	日本ビクター	273,000	675	184,275,000	-
	山武	296,000	2,875	851,000,000	-
	ファナック	122,500	10,100	1,237,250,000	-
	京セラ	113,100	9,270	1,048,437,000	-
	三菱重工業	886,000	548	485,528,000	-
	日産自動車	672,300	1,250	840,375,000	-
	トヨタ自動車	497,400	5,980	2,974,452,000	-
	日野自動車	327,000	751	245,577,000	-
	本田技研工業	49,700	6,530	324,541,000	-
	ショーワ	83,200	2,050	170,560,000	-
	トーメンエレクトロニクス	28,900	3,260	94,214,000	-
	HOYA	60,800	4,390	266,912,000	-
	ノーリツ鋼機	70,200	2,350	164,970,000	-
	キャノン	122,800	7,060	866,968,000	-
	リコー	276,000	2,085	575,460,000	-
	シチズン時計	203,300	1,030	209,399,000	-
	トッパン・フォームズ	130,900	1,842	241,117,800	-
	スルガ	48,400	3,800	183,920,000	-
	ヤマハ	84,600	1,978	167,338,800	-
	パラマウントベッド	65,000	2,880	187,200,000	-
	任天堂	36,200	15,250	552,050,000	-

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	オンワード樫山	14,000	2,275	31,850,000	-
	ファミリーマート	136,100	3,960	538,956,000	-
	三井物産	704,000	1,559	1,097,536,000	-
	住友商事	509,000	1,545	786,405,000	-
	三菱商事	212,100	2,655	563,125,500	-
	ユニ・チャーム	54,800	5,930	324,964,000	-
	東陽テクニカ	138,100	1,870	258,247,000	-
	アデランス	50,300	3,750	188,625,000	-
	島忠	39,500	3,870	152,865,000	-
	丸井	86,600	2,350	203,510,000	-
	三井住友フィナンシャルグループ	961	1,160,000	1,114,760,000	-
	住友信託銀行	855,000	1,140	974,700,000	-
	武富士	76,120	8,080	615,049,600	-
	三洋信販	25,590	8,690	222,377,100	-
	大和証券グループ本社	757,000	1,266	958,362,000	-
	日興コーディアルグループ	617,000	1,737	1,071,729,000	-
	富士火災海上保険	490,000	442	216,580,000	-
	東急リバブル	24,100	7,130	171,833,000	-
	京王電鉄	794,000	702	557,388,000	-
	日本通運	925,000	703	650,275,000	-
	日本梱包運輸倉庫	400,000	1,669	667,600,000	-
	日本郵船	1,208,000	853	1,030,424,000	-
	川崎汽船	996,000	767	763,932,000	-
	日本トランスシティ	355,000	652	231,460,000	-
	日本電信電話	1,178	551,000	649,078,000	-
	エヌ・ティ・ティ・ドコモ	8,673	195,000	1,691,235,000	-
	東京電力	334,800	2,870	960,876,000	-
	東北電力	399,900	2,425	969,757,500	-
	九州電力	215,100	2,605	560,335,500	-
	東映	229,000	807	184,803,000	-
	東京ドーム	341,000	692	235,972,000	-
	メイテック	35,700	3,910	139,587,000	-
	富士ソフトＡＢＣ	50,800	3,990	202,692,000	-
	コナミ	298,900	2,680	801,052,000	-
	オートバックスセブン	30,300	6,050	183,315,000	-
	プレナス	30,500	3,680	112,240,000	-
	ヤマザワ	5,900	2,400	14,160,000	-
日本・円	小計	29,656,165		51,631,405,600	
合計		29,656,165		51,631,405,600	

(イ) 株式以外の有価証券

種 類	銘 柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	フィデリティ・円キャッシュ・ ファンド(適格機関投資家専用)	1,612,000,000	1,612,000,000	-
投資信託受益証券 合計		1,612,000,000	1,612,000,000	
合計		1,612,000,000	1,612,000,000	

有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2006年7月31日現在)

種類	金額	単位
資産総額	7,080,836,295	円
負債総額	21,868,040	円
純資産総額 (-)	7,058,968,255	円
発行済数量	6,675,681,978	口
1 単位あたり純資産額 (/)	1.0574	円

< 参考情報 >

投資対象ファンドの現況

フィデリティ・インカム・プラス・ファンド (英国籍証券投資法人)

通貨	2006年2月28日現在	単位
資産総額	760,112	千ポンド
負債総額	15,587	千ポンド
純資産総額 (-)	744,525	千ポンド
発行済数量	310,478,753	口
1 単位あたり純資産額	2.40	ポンド

フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

通貨	2005年4月30日現在	2005年10月31日現在 (未監査)	単位
資産総額	288,948,670	406,566,887	豪ドル
負債総額	7,338,018	1,992,594	豪ドル
純資産総額（ - ）	281,610,652	404,574,293	豪ドル
発行済数量			
クラスA株式（ファンド通貨）	9,262,199	11,424,895	口
クラスA株式（ユーロ）	-	-	
クラスA株式（英ポンド）	-	-	
クラスA株式（日本円）	-	-	
クラスB株式（米ドル）	84,465	58,312	口
クラスE株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-	-	
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-	-	
1単位あたり純資産額			
クラスA株式（ファンド通貨）	29.99	35.14	豪ドル
クラスA株式（ユーロ）	-	-	
クラスA株式（英ポンド）	-	-	
クラスA株式（日本円）	-	-	
クラスB株式（米ドル）	35.19	39.52	米国ドル
クラスE株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-	-	
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-	-	

フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

通貨	2005年4月30日現在	2005年10月31日現在 (未監査)	単位
資産総額	558,878,512	591,302,019	米国ドル
負債総額	2,867,504	5,367,960	米国ドル
純資産総額（ - ）	556,011,008	585,934,059	米国ドル
発行済数量			
クラスA株式（ファンド通貨）	52,781,738	53,306,966	口
クラスA株式（ユーロ）	-	-	
クラスA株式（英ポンド）	-	-	
クラスA株式（日本円）	-	-	
クラスB株式（米ドル）	1,192,278	1,529,933	口
クラスE株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-	-	
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-	-	
1単位あたり純資産額			
クラスA株式（ファンド通貨）	10.30	10.69	米国ドル
クラスA株式（ユーロ）	-	-	
クラスA株式（英ポンド）	-	-	
クラスA株式（日本円）	-	-	
クラスB株式（米ドル）	10.27	10.63	米国ドル
クラスE株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（ユーロ）	-	-	
クラスA-MDIST株式（米ドル）	-	-	
クラスB-MDIST株式（米ドル）	-	-	

フィデリティ・ＵＳエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

（2006年1月31日現在）

種類	金額	単位
資産総額	17,154,403,832	円
負債総額	17,928,482	円
純資産総額（ - ）	17,136,475,350	円
発行済数量	14,975,642,734	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1443	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

（2006年1月31日現在）

種類	金額	単位
資産総額	17,251,176,515	円
負債総額	115,277,767	円
純資産総額（ - ）	17,135,898,748	円
発行済数量	14,219,961,290	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.2051	円

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

（2006年2月28日現在）

種類	金額	単位
資産総額	340,177,575	円
負債総額	279,826	円
純資産総額（ - ）	339,897,749	円
発行済数量	326,115,083	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.0423	円

（参考）マザーファンドの純資産額計算書

（2006年2月28日現在）

種類	金額	単位
資産総額	74,764,652,520	円
負債総額	3,052,727,031	円
純資産総額（ - ）	71,711,925,489	円
発行済数量	62,297,415,880	口
1 単位当たり純資産額（ / ）	1.1511	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)
第1 特定期間 (2005年11月30日～2005年12月20日)	2,608,720,996	3,817,682	2,604,903,314
第2 特定期間 (2005年12月21日～2006年6月20日)	4,755,304,992	728,200,639	6,632,007,667

< 参考情報 >

投資対象ファンドの設定及び解約の実績

フィデリティ・インカム・プラス・ファンド（英国籍証券投資法人）

当ファンドについては、開示できる適切な情報はありません。

フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

2005年4月30日終了年度

通貨	豪ドル
	株
クラスA株式：発行株数	
期首現在発行済株数	8,462,910
発行株数	3,975,938
買戻株数	(3,176,649)
株数の純増(減)	799,289
期末現在発行済株数	9,262,199
クラスA株式（ユーロ）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（英ポンド）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（日本円）：発行株数	
期首現在発行済株数	-

フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファン
ド（ルクセンブルグ籍証券投資法人）

2005年4月30日終了年度

通貨	米ドル
株	
クラスA株式：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	52,781,738
買戻株数	-
株数の純増(減)	52,781,738
期末現在発行済株数	52,781,738
クラスA株式（ユーロ）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（英ポンド）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスA株式（日本円）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-
クラスB株式（米ドル）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	1,192,278
買戻株数	-
株数の純増(減)	1,192,278
期末現在発行済株数	1,192,278
クラスE株式（ユーロ）：発行株数	
期首現在発行済株数	-
発行株数	-
買戻株数	-
株数の純増(減)	-
期末現在発行済株数	-

フィデリティ・ＵＳエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

期	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済数量 （口）
第１期	16,202,697,303	1,000,000	16,201,697,303
第２期	260,970,057	375,285,633	16,087,381,727
第３期	1,108,823,961	1,350,784,888	15,845,420,800

フィデリティ・日本配当成長株・ファンド（適格機関投資家専用）（国内証券投資信託）

期	設定数量 （口）	解約数量 （口）	発行済数量 （口）
第１特定期間 （2005年11月25日～2006年1月10日）	277,206,128	0	277,206,128

